

## 目 次

### 第1号（9月21日）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 告 示 .....            |   |
| .....                | 1 |
| 応招議員 .....           |   |
| .....                | 1 |
| 議事日程 .....           |   |
| .....                | 3 |
| 本日の会議に付した事件 .....    |   |
| .....                | 5 |
| 出席議員 .....           |   |
| .....                | 6 |
| 欠席議員 .....           |   |
| .....                | 7 |
| 事務局職員出席者 .....       |   |
| .....                | 7 |
| 説明のため出席した者の職氏名 ..... |   |
| .....                | 7 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 開 会 .....         |    |
| .....             | 7  |
| 会議録署名議員の指名 .....  |    |
| .....             | 8  |
| 会期の決定 .....       |    |
| .....             | 9  |
| 諸般の報告 .....       |    |
| .....             | 10 |
| 町長提出第96号議案 .....  |    |
| .....             | 12 |
| 町長提出第97号議案 .....  |    |
| .....             | 13 |
| 町長提出第98号議案 .....  |    |
| .....             | 14 |
| 町長提出第99号議案 .....  |    |
| .....             | 14 |
| 町長提出第100号議案 ..... |    |
| .....             | 14 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町長提出第101号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第102号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第103号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第104号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第105号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第106号議案 | ..... |
| .....       | 14    |
| 町長提出第107号議案 | ..... |
| .....       | 17    |
| 町長提出第108号議案 | ..... |
| .....       | 17    |
| 町長提出第109号議案 | ..... |
| .....       | 17    |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 町長提出第 1 1 0 号議案 | ..... |
| .....           | 1 7   |
| 町長提出第 1 1 1 号議案 | ..... |
| .....           | 1 7   |
| 町長提出第 1 1 2 号議案 | ..... |
| .....           | 1 7   |
| 町長提出第 1 1 3 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |
| 町長提出第 1 1 4 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |
| 町長提出第 1 1 5 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |
| 町長提出第 1 1 6 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |
| 町長提出第 1 1 7 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |
| 町長提出第 1 1 8 号議案 | ..... |
| .....           | 2 1   |

町長提出第119号議案 .....  
..... 21

町長提出第120号議案 .....  
..... 21

町長提出第121号議案 .....  
..... 21

散 会 .....  
..... 37

署 名 .....  
..... 38

## 第2号（9月25日）

議事日程 .....  
..... 39

本日の会議に付した事件 .....  
..... 39

出席議員 .....  
..... 39

欠席議員 .....

..... 39

事務局職員出席者 .....

..... 40

説明のため出席した者の職氏名 .....

..... 40

開 議 .....

..... 40

会議録署名議員の指名 .....

..... 40

一般質問 .....

..... 40

16番 村上 英喜君 .....

..... 41

8番 原 秀君 .....

..... 49

14番 竹内志津子君 .....

..... 59

|                  |  |
|------------------|--|
| 4番 青木 克弥君 .....  |  |
| ..... 78         |  |
| 10番 須川 正則君 ..... |  |
| ..... 91         |  |
| 3番 沖田 守君 .....   |  |
| ..... 102        |  |
| 11番 滝元 三郎君 ..... |  |
| ..... 115        |  |
| 7番 青木登志男君 .....  |  |
| ..... 132        |  |
| 延 会 .....        |  |
| ..... 142        |  |
| 署 名 .....        |  |
| ..... 143        |  |
| 第3号 (9月26日)      |  |
| 議事日程 .....       |  |
| ..... 145        |  |

本日の会議に付した事件 .....

..... 146

出席議員 .....

..... 147

欠席議員 .....

..... 147

事務局職員出席者 .....

..... 147

説明のため出席した者の職氏名 .....

..... 148

開 議 .....

..... 148

会議録署名議員の指名 .....

..... 148

一般質問 .....

..... 148

15番 板垣 敬司君 .....

..... 148



|                   |  |
|-------------------|--|
| 12番 道信 俊昭君 .....  |  |
| ..... 162         |  |
| 1番 村上 義一君 .....   |  |
| ..... 170         |  |
| 町長提出第97号議案 .....  |  |
| ..... 188         |  |
| 町長提出第98号議案 .....  |  |
| ..... 188         |  |
| 町長提出第99号議案 .....  |  |
| ..... 189         |  |
| 町長提出第100号議案 ..... |  |
| ..... 190         |  |
| 町長提出第101号議案 ..... |  |
| ..... 190         |  |
| 町長提出第102号議案 ..... |  |
| ..... 191         |  |
| 町長提出第103号議案 ..... |  |
| ..... 191         |  |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町長提出第104号議案 | ..... |
| .....       | 192   |
| 町長提出第105号議案 | ..... |
| .....       | 198   |
| 町長提出第106号議案 | ..... |
| .....       | 197   |
| 町長提出第107号議案 | ..... |
| .....       | 197   |
| 町長提出第108号議案 | ..... |
| .....       | 210   |
| 町長提出第109号議案 | ..... |
| .....       | 214   |
| 町長提出第110号議案 | ..... |
| .....       | 216   |
| 町長提出第111号議案 | ..... |
| .....       | 217   |
| 町長提出第112号議案 | ..... |
| .....       | 217   |

散 会 .....

..... 2 1 8

署 名 .....

..... 2 1 9

#### 第4号（10月19日）

議事日程 .....

..... 2 2 1

本日の会議に付した事件 .....

..... 2 2 2

出席議員 .....

..... 2 2 3

欠席議員 .....

..... 2 2 4

事務局職員出席者 .....

..... 2 2 4

説明のため出席した者の職氏名 .....

..... 2 2 4

開 議 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

会議録署名議員の指名 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 3 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 4 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 5 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 6 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 7 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 8 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

町長提出第 1 1 9 号議案 ..... 2 2 5

..... 2 2 5

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 町長提出第 1 2 0 号議案 ..... |  |
| ..... 2 2 5           |  |
| 町長提出第 1 2 1 号議案 ..... |  |
| ..... 2 2 5           |  |
| 町長提出第 1 2 2 号議案 ..... |  |
| ..... 2 3 9           |  |
| 町長提出報告第 2 号 .....     |  |
| ..... 2 4 1           |  |
| 町長提出報告第 3 号 .....     |  |
| ..... 2 4 2           |  |
| 町長提出報告第 4 号 .....     |  |
| ..... 2 4 4           |  |
| 町長提出報告第 5 号 .....     |  |
| ..... 2 4 4           |  |
| 町長提出報告第 6 号 .....     |  |
| ..... 2 4 6           |  |
| 町長提出報告第 7 号 .....     |  |
| ..... 2 4 6           |  |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 町長提出報告第 8 号 .....           |  |
| ..... 2 4 7                 |  |
| 発議第 5 号 .....               |  |
| ..... 2 4 8                 |  |
| 総務常任委員会の請願審査報告について .....    |  |
| ..... 2 4 9                 |  |
| 文教民生常任委員会の請願審査報告について .....  |  |
| ..... 2 5 1                 |  |
| 請願第 6 号 .....               |  |
| ..... 2 5 8                 |  |
| 経済常任委員会の所管事務調査報告について .....  |  |
| ..... 2 5 8                 |  |
| 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査の件 .....  |  |
| ..... 2 6 1                 |  |
| 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件 .....   |  |
| ..... 2 6 2                 |  |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件 ..... |  |
| ..... 2 6 3                 |  |

閉 会 .....

..... 263

署 名 .....

..... 264

津和野町告示第 38 号

平成 19 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 19 年 9 月 12 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 19 年 9 月 21 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

---

○9月25日に応招した議員

---

○9月26日に応招した議員

---

○10月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---



---

平成 19 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第  
1 日)

平成 19 年 9 月

21 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 19 年 9 月 21 日 午

前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 96 号議案 字の区域の廃止について

日程第 5 町長提出第 97 号議案 津和野町長の資産等の公開に関  
する条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 98 号議案 津和野町職員の育児休業等に関

する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 99 号議案 津和野町手数料条例の一部改正  
について

日程第 8 町長提出第 100 号議案 須川高齢者活動センター設置及  
び管理に関する条例の廃止について

日程第 9 町長提出第 101 号議案 津和野町島地区農作業休養施設  
の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 10 町長提出第 102 号議案 日原特定公園条例の一部改正  
について

日程第 11 町長提出第 103 号議案 津和野町簡易水道事業給水条  
例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 104 号議案 辺地に係る公共的施設の総合  
整備計画の策定について

日程第 13 町長提出第 105 号議案 字の区域の廃止について

日程第 14 町長提出第 106 号議案 字の区域の廃止について

日程第 15 町長提出第 107 号議案 平成 19 年度津和野町一般会  
計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 108 号議案 平成 19 年度津和野町国民健

康保険特別会計補

正予算（第2号）

日程第 17 町長提出第 109 号議案 平成 19 年度津和野町介護保  
険特別会計補正予

算（第2号）

日程第 18 町長提出第 110 号議案 平成 19 年度津和野町下水道  
事業特別会計補正

予算（第2号）

日程第 19 町長提出第 111 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基  
金特別会計補正予

算（第2号）

日程第 20 町長提出第 112 号議案 平成 19 年度津和野町電気通  
信事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第 21 町長提出第 113 号議案 平成 18 年度津和野町一般会  
計歳入歳出決算の

認定について

日程第 22 町長提出第 114 号議案 平成 18 年度津和野町国民健

康保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 23 町長提出第 115 号議案 平成 18 年度津和野町老人保

健特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 24 町長提出第 116 号議案 平成 18 年度津和野町介護保

険特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 25 町長提出第 117 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水

道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 26 町長提出第 118 号議案 平成 18 年度津和野町下水道

事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 27 町長提出第 119 号議案 平成 18 年度津和野町農業集

落排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 町長提出第 120 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基

金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 29 町長提出第 121 号議案 平成 18 年度津和野町電気通  
信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 96 号議案 字の区域の廃止について

日程第 5 町長提出第 97 号議案 津和野町長の資産等の公開に関  
する条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 98 号議案 津和野町職員の育児休業等に関  
する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 99 号議案 津和野町手数料条例の一部改正  
について

日程第 8 町長提出第 100 号議案 須川高齢者活動センター設置及

び管理に関する条例の廃止について

日程第 9 町長提出第 101 号議案 津和野町島地区農作業休養施設  
の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 10 町長提出第 102 号議案 日原特定公園条例の一部改正  
について

日程第 11 町長提出第 103 号議案 津和野町簡易水道事業給水条  
例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 104 号議案 辺地に係る公共的施設の総合  
整備計画の策定について

日程第 13 町長提出第 105 号議案 字の区域の廃止について

日程第 14 町長提出第 106 号議案 字の区域の廃止について

日程第 15 町長提出第 107 号議案 平成 19 年度津和野町一般会  
計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 108 号議案 平成 19 年度津和野町国民健  
康保険特別会計補

正予算（第 2 号）

日程第 17 町長提出第 109 号議案 平成 19 年度津和野町介護保  
険特別会計補正予

算（第2号）

日程第 18 町長提出第 110 号議案 平成 19 年度津和野町下水道  
事業特別会計補正

予算（第2号）

日程第 19 町長提出第 111 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基  
金特別会計補正予

算（第2号）

日程第 20 町長提出第 112 号議案 平成 19 年度津和野町電気通  
信事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第 21 町長提出第 113 号議案 平成 18 年度津和野町一般会  
計歳入歳出決算の

認定について

日程第 22 町長提出第 114 号議案 平成 18 年度津和野町国民健  
康保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 23 町長提出第 115 号議案 平成 18 年度津和野町老人保  
健特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 24 町長提出第 116 号議案 平成 18 年度津和野町介護保  
険特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 25 町長提出第 117 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水  
道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 26 町長提出第 118 号議案 平成 18 年度津和野町下水道  
事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 27 町長提出第 119 号議案 平成 18 年度津和野町農業集  
落排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 町長提出第 120 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基  
金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 29 町長提出第 121 号議案 平成 18 年度津和野町電気通  
信事業特別会計歳



入歳出決算の認定について

---

出席議員（17名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 坂根 敏夫君 行財政対策課長 ……………

斎藤 誠君

情報企画課長 …………… 長嶺 清見君 健康福祉課長 ……………

長嶺 常盤君

商工観光課長 …………… 右田 基司君 農林課長 ……………

大庭 郁夫君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 地籍調査課長 ……………

安見 隆義君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

会計管理者 …………… 村田 祐一君 教育次長 ……………

広石 修君

代表監査委員 …………… 渡邊 博君 総務住民課長補佐 ……

斎藤 等君

---

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。彼岸に入っても大変猛暑が続いております。益田市では35.6度という猛暑日が記録されております。ことしも大変異常な気象状況が続いておりますが、ペルー沖では海面の水温が上がったり下がったりするエルニーニョ現象やラニーニャ現象が発生し、今度はインド洋の海面温度が変化して起こるダイポールモード現象が起こっております。インド洋周辺では、干ばつ、洪水、猛暑が発生しているようであります。

また、日本国内でも、島根県隠岐の島では記録的な豪雨に見舞われまして、900世帯の2,000人が孤立し、被害を受けたのが先月の末であります。また、今月17日には、東北地区でも台風11号、12号の大雨の被害が起こりまして、秋田、盛岡では6,400世帯、1万7,000人が被害を受け、田畑も8,700ヘクタールというものの被害となっております。大変大きなつめ跡を残したわけでございますが、被

害者の皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈りたいものであります。

本日より平成19年第6回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきましてありがとうございます。

本定例会は、決算認定、条例案件、平成19年度各会計補正予算などについて御審議いただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第6回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、斎藤和巳君、14番、竹内志津子君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会

期及び議事日程について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） それでは報告いたします。

議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成19年9月18日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日9月21日から10月24日までの34日間としたいと思います。

本日は、まず、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の提案説明を受け、一部案件について、質疑、討論、採決を行います。

続いて、決算について町長より説明を受け、監査委員の報告をいただき、それに対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して、休会中の審査とし、散会したいと思います。

22日から24日は休会といたします。

今回の一般質問は11人の34件ですので、25日、26日の2日で行いたいと思います。

26日は、一般質問終了後、決算認定を除く議案の質疑、討論、採決

を行い、散会したいと思います。

27日から休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催し、審査をしていただきたいと思います。

10月19日に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、議員発議の審議を行い、総務常任委員会請願審査、文教民生常任委員会請願審査について委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、経済常任委員会所管事務調査の委員長報告を受け、質疑を行って、さらに請願について所定の処理を行い、全日程を終了したいと思います。

24日を予備日としておきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

津和野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

---

## 日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のと

おり、本日9月21日から10月24日までの34日間といたしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の  
会期は本日9月21日から10月24日までの34日間と決定いたし  
ました。

---

### 日程第3．諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

#### 諸般の報告書

##### 【6月定例会以降】

- 6月23日（土） 津和野高等学校後援会役員会 議長
- 27日（水） つわの鯉・恋・来まつり実行委員会 議長
- 28日（木） 広報委員会  
津和野町観光協会総会 議長
- 30日（土） 笹山水源祭 議長他
- 7月 1日（日） 津和野町消防操法大会 議長
- 3日（火） J R山口線利用拡大促進協議会監査 議長

4日(水) 文教民生常任委員会請願審査 議長 委員6名

5日(木) 広報委員会

8日(日) 津和野地域婦人会いきいき親睦レクリエーショ

ン大会 議長

9日(月) 広報委員会

12日(木) 県道須川谷日原線道路改良促進期成同盟会総会

議長

広報委員会

13日(金) 鹿足郡町村議会議長会研修会(益田市:広域ク

リーンセンター視察) 議長他12名

23日(月) 津和野町人権同和対策協議会研修会 議長

24日(火) 原水爆禁止協議会島根県協議会平和大行進 議

長

25日(水) 水曜会 議長

28日(土) にちはら夜の鮎まつり 議長他8名

8月 6日(月) つわの鯉・恋・来まつり実行委員会 議長

9日(木) 第5回臨時会

まちづくり検討委員会 議長



- 1 1 日 (土) つわの鯉・恋・来まつり出演 議長他 1 3 名
- 2 1 日 (火) 文教民生常任委員会請願審査 議長 委員 5 名
- 2 2 日 (水) 水曜会 議長
- 2 3 日 (木) 島根県立大学支援協議会監査 議長
- 2 6 日 (日) 津和野高校後援会総会 議長
- 2 7 日 (月) 経常任委員会所管事務調査 議長 委員 6 名
- 2 8 日 (火) 総務常任委員会請願審査 議長 委員 5 名
- 2 9 日 (水) 島根県立大学支援協議会総会 (浜田市) 議長
- 9 月 3 日 (月) 議員定数調査特別委員会 議長 委員 1 5 名
- 経常任委員会所管事務調査 議長 委員 6

名

- 4 日 (火) 過疎地域対策意見交換会 (東京) 議長
- 文教民生常任委員会請願審査 委員 5 名
- 7 日 (金) 秋の交通安全運動推進会議 議長
- 1 4 日 (金) 一般質問通告締め切り
- 1 5 日 (土) 島根県の高速度道路の整備に関する勉強会及び意見交換会
- (益田市) 議長

18日(火) 議会運営委員会

全員協議会

文教民生常任委員会請願審査 議長 委員5

名

【視察関係】

7月25日(水) 宮城県登米市議会11名 議長・商工観光課長・  
行財政対策課長補佐

8月28日(火) 宮城県登米市議会14名 議長・商工観光課長・  
行財政対策課長補佐・農林課長補佐

30日(木) 東京都荒川区議会15名 議長・教育長・教育  
次長

【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】

6月29日(金) 島根県町村議会議長会正副会長会議(松江)

8月4日(土) 島根県消防大会(益田市)

31日(金) 島根県市町村総合事務組合議会定例会(松江市)

6月定例会以降につきまして、諸般の報告書をお手元に配付いたし  
ておりますので、御参照ください。

関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんい

ただきたいと思います。

---

日程第4、議第96号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第96号字の区域の廃止についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。安倍総理の突如的な辞意を受けまして、国民等しく驚いているところでございますけれども、これを受けまして、現在、自由民主党では総裁選挙が行われているという状況でございますが、私ども今後の政局がどうなるのか、非常に関心を寄せているところでありますけれども、本日はそうした中、9月の定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

まず、この定例会に私ども執行部の方から御提案をさせていただく予定の案件は、条例の廃止2案件、そして条例の一部改正5案件、平成19年度一般会計外各特別会計補正予算6案件、平成18年度一般会計外各特別会計決算9案件、その他字の区域の廃止3案件、辺地計画の策定1案件、あわせまして26案件についてお願いをすることにいた

しておりますが、どうか慎重御審議を賜りますように冒頭お願いを申し上げる次第であります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議第96号は、字の区域の廃止についてお願いするものでございますが、ああして大字柳村におきまして地籍調査を進めさせていただいているところでございますけれども、これが完了いたしまして合筆できない筆等もあるわけでありましてけれども、これを今回整理をして廃止をさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第96号 字の区域の廃止について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。——

——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第4、議第96号字の区域の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第96号字の区域の廃止については原案のとおり可決されました。

---

日程第5．議第97号

日程第6．議第98号

日程第7．議第99号

日程第8．議第100号

日程第9．議第101号

日程第10．議第102号

日程第11．議第103号

日程第12．議第104号

日程第13．議第105号

日程第14．議第106号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議第97号津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてより日程第14、議第106号字の区域の廃止についてまで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議第97号は、津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてでございますが、これは郵政民営化に伴うものでございまして、主として条例上の用語の整理をお願いをするものでございます。

続きまして、議第98号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴いま

して、休養中の職員の復職時の給料調整、あるいは給料の承認要件の緩和等について改正をお願いするものでございます。

続きまして、議第99号津和野町手数料条例の一部改正についてでございますが、これも郵政民営化に伴うものでございまして、主として用語の整理をお願いをするものでございます。

続きまして、議第100号須川高齢者活動センター設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、現在、この須川地区に高齢者の活動拠点として設置された施設があるわけでございますけれども、この設置は昭和60年、少し以前に設置をさせていただきまして、その後地域で活用いただいておりますけれども、現在では全くその使用がされていない、そういう状況になりました。

したがって、地域の皆さん方の御意見もございまして、この施設を今回土地を提供していただいております地権者に無償で譲渡させていただき、したがって、この設置管理条例を廃止をさせていただきたいと、こういう内容のものでございます。

続きまして、議第101号津和野町島地区農作業休養施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、これも前議案と若干似通っておりますけれども、現在、島地区に農作業供用施設が設け

てあるわけでありますけれども、これも現在では利用されていない状況でございますので、これを廃止したいと。したがいまして、管理条例が不要になりますので、廃止をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、議第102号日原特定公園条例の一部改正についてでございますが、これは郵政民営化に伴うものでございまして、従来は専用特例条項を定めておりましたけれども、民営化に伴いましてこれを削除させていただきたいと、こういう内容のものでございます。

続きまして、議第103号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、これは和田地区に飲料水供給施設があるわけでございますけれども、これを簡水に統合いたしますために条例の改正をお願いするものであります。

続きまして、議第104号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、木部小学校と木部中学校に新たにスクールバスを導入するための計画書策定について議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議第105号字の区域の廃止についてでございますが、県営中山間地域整備事業によりまして、野広地区の整理が終わったた



め、旧来の字界が存続することは不合理だということから、関係地内の字の区域を廃止をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、議第106号字の区域の廃止についてであります。これも議第105号と同様で、市尾地区の整備が終わりましたために関係地内の字の区域を廃止をさせていただきたいというものでございます。

以上、それぞれ詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） きょう、担当の山岡総務課長がちょっと所要で欠席しておりますので、申しわけございませんが、かわりまして私の方からご説明をさせていただきます。

〔担当課長説明〕

.....  
議第97号 津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議第98号 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第99号 津和野町手数料条例の一部改正について

議第100号 須川高齢者活動センター設置及び管理に関する条例  
の廃止について

.....

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第101号 津和野町島地区農作業休養施設の設置及び管理に  
関する条例の廃止について

.....

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

〔担当課長説明〕

.....

議第102号 日原特定公園条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 0 3 号 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 0 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

.....

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 0 5 号 字の区域の廃止について

議第 1 0 6 号 字の区域の廃止について

.....

---

日程第 1 5 . 議第 1 0 7 号

日程第 1 6 . 議第 1 0 8 号

日程第 1 7 . 議第 1 0 9 号

日程第18. 議第110号

日程第19. 議第111号

日程第20. 議第112号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議第107号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）より日程第20、議第112号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議第107号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ7億2,720万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ予算総額71億7,838万6,000円とさせていただきますというものであります。

今回の補正額7億円という非常に大きい数字でございますけれども、後ほど御説明申し上げますように、その多くは農林業債の借りかえに伴うものでございます。

歳出の主なものといたしましては、人件費では、議員さんお一人辞職

をなされたわけでございますけれども、それに伴います報酬手当等の減額、それから職員の時間外手当、あるいはまた退職を予定いたしておりますけれども、この職員に対する退職手当組合負担金等共済費、これらを人件費として計上させていただくことにいたしております。

それから、財政管理費の中では、委託料といたしまして共存病院、あるいは老健施設の鑑定評価に要する経費を今回お願い申し上げたいということにいたしておるわけでございます。

それから、例の賦課徴収費の方では、委託料700数十万円計上させていただいておりますが、来年度固定資産の評価がえの年に当たりますので、その事前調査として土地鑑定評価をお願いする経費でございます。

それから、保健衛生の関係では、認知症地域支援体制構築事業というのがございますけれども、これらの経費を計上させていただくことにいたしております。

それから、児童福祉施設費では、学童保育、あるいは発達障害児の支援のための臨時職員の賃金、これを計上させていただきたいというものであります。

林業振興費の方では、森林整備地域活動支援交付金と、あるいは森林

づくり交付金といったようなものを計上させていただくことにいたしております。

それから、学校給食センターの関係でございますけれども、日原小学校、日原中学校の調理施設の統合、そしてまた、主として木部の小中学校でございましたけれども、米飯について委託をいたしておりましたが、これを廃止をすると。いわゆる直営にするということなどの経費をお願いするものであります。

そして、教育諸費におきましては備品購入費として、先ほど辺地計画でお願いいたしておりますけれども、木部小学校、中学校を対象としたスクールバスの購入費を計上させていただいているところでございます。

それから、文化財保護費におきましては永明寺、鷲原八幡宮、多胡家表門の修繕工事、あるいは堀家の庭園修復事業費、これらについて組み替え、あるいは新規の計上をさせていただいておりますが、先ほど申しましたように、最も大きいのは、農林業債の借りかえて新たに組み込みます償還費5億9,800万円、これが最も大きいものでございます。

歳入の方のものといたしましては、地方交付税7,300万円を計上させていただいておりますし、堀庭園修復工事費の国庫補助金2,50

0万円を計上させていただいているところでございます。そして、これまた最も大きい歳入としては農林業債の借りかえで5億7,300万円、これらを計上させていただいております。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議第108号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ200万円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額12億3,972万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長の方から御説明をさせていただきます。

議第109号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ427万4,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額11億5,987万6,000円とさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長の方から御説明をさせていただきます

す。

議第110号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ585万1,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,708万8,000円とさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長の方から御説明をさせていただきます。

議第111号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ19万9,000円を増額をさせていただき、歳入歳出それぞれ予算総額1,393万1,000円とさせていただきたいというものでございます。これは寄附金をちょうだいいたしました。そのものを基金として積み立てるための予算措置でございます。

続きまして、議第112号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ167万6,000円を増額をし、歳入歳出それぞれ予算総額9,534万8,000円とさせていただきたいというものであります。



内容につきましては、担当課長からそれぞれ御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第107号 平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第108号 平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第109号 平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 1 0 号 平成 1 9 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

.....

○議長（後山 幸次君） 教育次長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 1 1 号 平成 1 9 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算  
(第 2 号)

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 1 2 号 平成 1 9 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予  
算 (第 2 号)

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で 1 0 時 4 0 分まで休  
憩といたします。

午前 10 時 25 分休憩

.....  
午前 10 時 40 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

---

日程第 2 1. 議第 1 1 3 号

日程第 2 2. 議第 1 1 4 号

日程第 2 3. 議第 1 1 5 号

日程第 2 4. 議第 1 1 6 号

日程第 2 5. 議第 1 1 7 号

日程第 2 6. 議第 1 1 8 号

日程第 2 7. 議第 1 1 9 号

日程第 2 8. 議第 1 2 0 号

日程第 2 9. 議第 1 2 1 号

○議長（後山 幸次君） 続きますして、日程第 2 1、議第 1 1 3 号平成 1 8 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第 2 9、議第 1 2 1 号平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 3

7条の規定により一括議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 平成18年度決算につきましては、新町発足以来、初めての通年決算であります。厳しい財政状況のもとで、一般会計におきましては、かつてない枠配分という方式で編成をさせていただいた予算でありましたが、おかげをもちまして、計画をしておりました事業につきましては、おおむね予定どおり実施できたものと考えております。

年間を通じまして行財政改革への取り組みに努めてまいったところではありますが、他方一般会計においては厳しい財政状況にありながらも、地域医療確保のために財政支援など、共存病院問題に力を注がざるを得なかった1年でもあったと、このように振り返っているところでございます。

それでは、各会計について概要を御説明申し上げますが、この決算につきましては、さきに監査委員さんによる監査を終えていただきましたので、その審査意見をつけて議会の認定をお願いをします。

まず、議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の

認定についてであります。歳入総額は72億6,285万727円、歳出総額は71億8,922万4,831円で、差し引き7,362万5,896円の黒字決算となっております。翌年度繰越事業費は1億4,713万6,000円で、これに伴う繰越財源は327万6,000円であり、実質収支額は7,034万9,896円となっております。

黒字の主な要因といたしましては、合併効果と申し上げてよいと、このように考えておりますが、普通交付税の算定がえで約3億5,000万円、そして特別交付税への算入されました1億8,000円、これらが考えられているところであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議第114号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は12億704万6,612円、歳出総額は11億7,126万4,854円で、差し引き3,578万1,758円の黒字決算となっております。

なお、この会計におきます基金残高は、現在9,737万6,000円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、

よろしくお願いいたします。

続きまして、議第115号平成18年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は19億2,508万3,974円、歳出総額は19億2,128万8,009円で、差し引き379万5,965円の黒字決算となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第116号平成18年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は11億830万9,695円、歳出総額は10億7,151万922円で、差し引き3,679万8,773円の黒字決算となっております。

本会計におきます現在の基金残高は6,130万8,000円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議第117号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は7億7,315万7,072円、歳出総額は8億2,024万2,083円で、差し引

き4,708万5,011円の赤字決算となっております。この赤字は旧津和野町において公害対策のために設置をいたしました水道に係る累積赤字未解消分であります。単年度におきましては、計画にのっとり赤字解消を図っておりますが、その結果が今年度の数字であります。

この予算は、あるいはまた決算は、旧津和野町、旧日原町と区分をして編成計上いたしておりますが、現在の地方債残高は23億6,638万7,000円、基金残高は1億7,617万円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして議第118号平成18年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は3億323万6,548円、歳出総額は3億186万9,050円で、差し引き136万7,498円の黒字決算となっております。

本会計におきます現在の地方債残高は21億5,435万8,000円、基金残高は2,632万4,000円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議第119号平成18年度津和野町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は24万4千1,336円、歳出総額は204万8千388円で、差し引き40万4千989円の黒字決算となっております。

なお、地方債残高は5,690万円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議第120号平成18年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は1,296万7,483円、歳出総額は1,296万7,483円で、差し引きゼロの黒字決算となっております。

なお、本会計の基金残高は3,274万4,000円となっております。

内容につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議第121号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は7億4,952万8,577円、歳出総額は7億4,892万7,263円で、差し引き60万1,314円の黒字決算となっております。おかげさまで一連の整備は本年度をもって完了させていただくことができまして大変喜



んでいるところであります。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 1 3 号 平成 1 8 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定  
について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 1 4 号 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳  
出決算の認定について

議第 1 1 5 号 平成 1 8 年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決  
算の認定について

議第 1 1 6 号 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決  
算の認定について

.....  
○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議第 1 1 7 号 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

議第 1 1 8 号 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議第 1 1 9 号 平成 1 8 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について  
.....

○議長（後山 幸次君） 教育次長。

〔担当課長説明〕  
.....

議第 1 2 0 号 平成 1 8 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決  
算の認定について  
.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 2 1 号 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、これより監査委員の審査意見の報  
告を求めます。

一般会計より順次よろしく願いをいたします。

○代表監査委員（渡邊 博君） そういたしますと、監査意見書説明  
を申し上げたいと思います。

私は監査委員の渡邊と申します。既に資料は御配付いたしてありま  
すので、それに基づきまして添削しながら意見を申し述べたいと思  
います。

まず、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された  
平成 1 8 年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに  
関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおり  
あります。

審査の対象でございますが、1 として、平成 1 8 年度津和野町一般会

計歳入歳出決算書以下、9までの奨学金の歳入歳出決算書でございます。

審査の期間は、平成19年8月17日から9月7日まででございます。場所は第2庁舎の監査室、原監査委員とともに行ったものであります。

審査の総括事件でございますが、8月6日、町長及び審査に付された各会計の決算書に基づいて関係諸帳簿、伝票並びに証書類等の照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施いたしました。この結果、各会計とも決算書、数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、書類と整合しており、財政運用、管理もおおむね適切であると認めました。

以下、内容については添削を加えながら記述いたします。

1として、各会計の決算規模でございますが、一般会計及び特別会計の決算は次のとおりでございますが、先ほど来、町長さん、あるいは各課長さんが詳細にわたってこの数字等については申し上げておりますので、説明は省略いたします。

ただ、総合計の差し引き額が1億528万6,000余の金額を繰り越しということでございます。この中には明許繰り越しが一般会計で

327万6,000円、あるいは介護保険が91万9,000円を含んでおります。

なお、一般会計から特別会計への繰り出し金は5億4,669万余、あるいは特別会計から一般会計への繰入金は5,733万円余が含まれているということでございます。

次、4ページに参ります。2の年度別の決算収支状況でございますが、これ一般会計を主として算定をしたものでございます。

なお、17年度決算額については合併後のものでございます。したがって、通年でございますので余り参考にはなりません、来年度からはこれが通年でございますので比較検討されると思います。決算額として平成18年度は先ほど御報告ございました。

したがって、形式収支が7,362万5,000円、実質収支でございますが、これは明許繰り越しを引いたものでございます。7,034万9,000円、これがいわゆる黒字決算額ということで、黒字か赤字かの評定される数字でございます。前年度収支につきましては、マイナス3,281万5,000円、これは前年度の1億316万4,000円を引いたのがこの額でございますが、実質的にはこの繰り越しがなかったら赤字ですよという数字でございます。

したがって、実質単年度収支は1億3,612万5,000円でございますけれども、これは実質的なもので、黒字要素から赤字要素を差し引いたものでございます。

次、3といたしまして、一般会計の性質別歳入歳出の分類した決算状況でございます。まず自主財源でございますが、これは町税以下、諸収入まで、自由に使えるお金といった方がわかりやすいかと思いますが、これが合計では13億9,200万円ばかりでございます。やはり一番大きなのは1番の町税が大きなウエートを占めていることがうかがわれます。

2番目として、諸収入でございます。この全体では19.2%の構成比でございます。つまり以前は3割自治とかいってございましたけれども、今ではもう2割自治というふうに自主財源が下がっているわけでございます。

次に参ります。

依存財源でございますが、これは地方譲与税以下、地方交付税を含めて合計では58億6,900万余の金が入ってくるわけでございますが、この中で一番大きなウエートを占めるのが、やはり地方交付税、率にいたしますと57.1%ということで、はるかに大きなウエートを占めて

おります。

なお、全体的にはこの依存財源が80.8%ということでございます。したがって、80%が依存、残りの20%が自主財源と、このようにことがうかがわれるものでございます。

次に参ります。

2番目の歳出についてでございますが、これは性質別分類をいたしたもので、予算で言えば節に該当するわけでございます。

まず、義務的経費として人件費、物件費、扶助費、公債費と、このように分類されるわけでございます。それから投資的経費は普通建設費から災害復旧、その他の経費としてここに上げておりますが、全体では71億8,900万余が上がっております。

次に参ります。

3として、目的別の分類した歳出決算状況でございます。これは予算書で言えば款項目の款に該当するものでございます。議会費から以下、諸支出金まで決算額は71億8,900万余があります。これは17年度決算については合併後のものでございますので、通年ではございませんが、余り参考にならない数字でございます。比較に参考にならないということです。

次に参ります。

4の財政構造の分析でございますが、これが我が町の県下でどのくらいの位置にランクされておるか、あるいは裕福なのか窮屈なのか、こういうものがこの財政分析のキーワードになろうかと思っております。つまり診断のカルテということが言えるわけでございます。

まず、通常収支比率でございますが、指標と書いてございますが、下の注意欄に書いてございますように、これは県下の町村の平成16年度の決算統計の平均数値であると。県下での平均数値、加重平均でございますが、この数値が示されております。したがって、94.3がまあまあ平均のところでございますが、我が津和野町では18年度決算では95%にランクをされております。これは通常適正な水準は70から80%と言われておりますが、95ですから、既に90%以上になりますと赤信号ですよということがわかりでございます。

次の公債費の比率でございますが、指標では22%標準的にはなっておりますが、我が町では38.4、これも15%以上になりますと警戒ラインですよ。20%以上になると危険ラインですよということが示されております。既に38.4ですから危険ラインといえます。

次に、起債制限比率でございますが、これは18年度では16.4%、



これも15%以上は危険ですよと、20%以上になりますと、この起債の発行等については制限が付きますということでございます。もちろんこれは3カ年の平均の数値でございますが、まだ合併して間もないものでございますので確たる数字ではございません。

人件費比率でございますが、これは22.7%ということで、昨年と比較するとマイナス4.8%下がっております。これはやはり報酬とか給与の削減された効果がここにはっきり出ているわけでございます。県下ですと27%ですが、22.7ということで数値は下がっております。

物件費比率につきましては11.6%、人件費が下がれば委託費が多くなるのではなかろうかと思うのでございます。したがって、委託費を含めた物件費でございますので、委託費が多くなりましたので物件費も従って上がったということがうかがわれます。

次の実質収支比率でございますが2.9%でございます。これは一番下の標準財政規模の3%から5%が大体よいとされておりますので、今2.9ですから、その辺はところはよしといたしたいと思えます。これも3カ年計画でございますので、来年、再来年あたりでは正確な数字が出てくるわけでございます。

次、実質公債費比率でございます。22.4%でございますが、これも18%を超えると国県の許可が要りますよと。25%を超えるとさらに制限が加わるという規定等でございますので、我が町では既にそれらを超えているということが言える。これも3カ年平均の数字でございますので、まだまだ確たる数字では今年度では言いかねます。

財政力指数でございますが0.183、これも3カ年平均でございますが、この数字が大きいほど財政が豊かであると。余り大き過ぎると交付税なんか不交付されますので、1.以下にこれらを抑えていかないといけないと思うわけでございます。

最後に、標準財政規模でございますが47億円ばかりでございますが、これは標準的な状態で通常毎年入るであろうと、収入できる可能性の数字を上げたわけでございますが、すなわち使い道の自由なお金であるということが言えるわけでございます。

注に書いてございますが、1番目は先ほど申し上げたものでございます。2番目は平成17年度数値は合併前数値と合併後の数値を合算したものであると。3として、経常収支比率は県下で高い順位から12番目で危険ライン(90%以上)となったと。4として、起債制限比率は県下で8番目で危険ライン(15%以上)となるということで、決し

て裕福ではないということがこの数字から見てうかがわれるものであります。

次に参ります。

9ページでございますが、町税収納状況でございます。

今回、監査のメインといたしまして、滞納の金額、あるいは滞納整理というものに主眼を置いて、一体どの程度の滞納、あるいは未納額があるのかということで、このように町税の収納状況について調定に対する未収額を上げたのであります。これが町税の未収の状況でございます。10ページでございますように9,591万8,000円の町税に対する未収でございます。

次、6の町税不納欠損状況でございますが、これはどうしても理由によって収納できないということで不納欠損にするわけでございますが、地方税法第15条の7第4項によって、執行、これが町民税では3件ございます。固定資産税も4件、軽自動車税1件ということで、この金額が今回不納欠損処理をいたしたのでございます。745万2,568円でございます。

次に参ります。

11ページでございますが、使用料及び手数料状況についての収入

未済額を上げたものでございます。

この中で民生関係が収入未済額の6万5,000円まだ入っていないよ  
というのがございますが、これ調べてみますと二重計上でございます  
ので、今回は——今の時点ではゼロでございます。入っておったのでご  
ざいますので、19年度でこれを訂正させていただきます。

次に参ります。

この12ページでは合計で570万6,000円が下がって未収であ  
るということでございます。

2として手数料でございますが、衛生関係で14万9,000円未収  
になっておりますが、ごみ袋代が未収ということでございます。

次に参ります。

8の貸付金でございますが、今年度の貸付金についてを計上いたし  
ております。せせらぎから島根県林業公社、あるいは石西厚生連等々に  
貸し付けした増減額でございます。

次の一時借入金でございますが、これもJA西いわみから水道事業  
の管理者等々で……。

○議長（後山 幸次君） 監査委員さん、チャイムが終わるまでちょっ  
と中止してください。

お願いします。

○代表監査委員（渡邊 博君） 一時借入金でございますが、全体では18億2,000万円ばかり借り入れしております。標準財政規模からいたしますと適当な数字であろうかと思えます。

次へ参ります。

14ページでございますが、10の地方債残高でございます。今年度18年度借入額が11億1,500万余、したがって、決算年度末現在では217億6,844万円ということになります。町民1人当たり換算いたしますと231万721円になります。

それから、次、11の債務負担償還残高でございますが、前年度4億25万8,000円から今年度3,118万5,000円加えますと、現在では3億7,198万4,000円が残高でございます。借入先はそれぞれ農協から緑資源を含めて福祉関係でございます。

次に参ります。

15ページの基金の残高でございますが、これも一般会計、特別会計、土地開発等々で現在は19億2,700万円ばかりの基金の残高がございます。

13の特別会計の歳入歳出決算状況でございますが、この数字につ

きましては、先ほど各課長さんから丁寧な御説明がございましたので、数字の読み上げは省略いたします。

ただ、簡易水道事業で△4,700万円ばかりでございますが、これは翌年度繰り上げ充当ということでございます。

それでは、各会計について、コメントを含めながら説明を申し上げたいと思いますが、14の電気通信事業特別会計でございます。

ケーブルテレビの施設整備事業後田地区ほか17地区に伝送設備及び防災情報システム等、事業費6億1,920万円を実施をいたしました。ケーブルテレビ加入2,858世帯、インターネット加入671世帯、加入率が75.4%となるが、今後も全戸加入を目標に促進を図りたい。

次に参ります。

使用料未収状況でございますが、このインターネット、ケーブルテレビでは188万1,000円が18年度では未収となっておりますので、未収については戸別訪問なり督促などして努力されたいと、このように思うのでございます。

15の国民健康保険特別会計につきましては、課長さんが詳細にわたって説明を申し上げました。中段から決算額では3,578万余の黒

字決算であるが、実態は財調基金の取り崩しが3,000万円、前年度からの繰り越しが2,533万円等で、差し引くと単年度では1,952万余の赤字決算で、内容はとても厳しいということの状況でございます。

したがって、医療費の低減対策として一日外来人間ドック、脳ドック事業等に取り組み、さらに収納率向上に努力することが重要であると、このように考えられます。

なお、収納状況としてはこの表のとおりでございます。

次、18ページに参ります。

16の老人保健特別会計でございますが、これも課長の方から説明がございましたので文言は省略いたしますが、老人1人当たりの医療費は次のとおりということで、平成18年度では県平均と比べて6万8,240円多いということがわかります。年次的には上昇期傾向にあります。したがって、医療費減少のため、他の地域支援事業、介護予防及び総合相談支援等、ケアマネジメントに努めていくことが重要であると考えられます。

次、17の介護保険特別会計でございますが、これも文言は省略いたします。未納額が次のページで208万4,000円ばかりでございます。

次、19ページの18番でございますが、簡易水道特別会計、本事業の決算は4,700万余の赤字決算であるが、これは旧津和野簡易水道の経年からの累積したものである。これも冒頭町長さんから御説明がございましたとおりでございます。

この事態に対処するため、翌年度繰り上げ充用（自治法施行令第16条の2）に該当して、この処理はやむを得ないものと思われま。今後は、水道未普及地域の解消、有収水量の拡大及び水道料の収納に一層の努力をされたいと思ひます。

未収金等については、この表のとおりでございます。

次の20ページの19番に参ります。

下水道特別会計でございます。このことにつきましても、課長さんの方から説明でございます。ただ収入未済額を86万8,000円上げております。

ここでおことわりいたします。備考の手数料（減）とございますが、原稿の誤りでございましたので削除してください。したがって、未納の対策等は誓約書、戸別訪問などを励行してして収納率を上げるということでございます。

20の農業集落排水特別会計では、100%に達したということで



ございます。

21の奨学基金特別会計でございます。これにつきましても、次長さんの方から説明がございましたが、今回はこれの対応件数は大学校が合計5、高等専門学校が2、合計7ということでございますが、欄外に対応額、期間など、条件の統一を図りたいということで、小藤育英とか、津和野育英、あるいは日原奨学と、それぞれの条件が少しずつ変わっておりますので、これを統一化を図りたいということでございます。

次に、審査意見に入る前に、滞納状況の一覧表を別にお示しをいたしておりませんが、ここで口頭で申し上げたいと思います。

一般会計では1億267万2,000円の未収額がございます。8月末までは9,843万5,000円減っておりますが、大体400万円ばかり入っております。したがって、8月末では9,800万円ばかりになっております。

特別会計の電気通信から下水道までは6,490万円ばかりが未納額でございますが、8月末現在では6,000円ばかりに減っております。これも460万円ばかりが8月までに入ったということでございます。一般会計と特別会計合計いたしますと1億6,766万円未納でござい

ます。これが8月末では1億5,879万9,000円ということで、大分減っておりますが、なお引き続いて収納方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後に、審査意見に入ります。

歳入といたしまして、近年の高齡化に伴ひ、福祉、医療、保険など、社会保障関係の経費が増加し、かつて景気対策の一環として実施した公共事業の累積した借入金の返済などが影響し、財政状況を困窮化している。

具体的には、經常経費充当一般財源（人件費、扶助費及び公債費）の占める割合が高く、經常収支比率が前年度比1.3ポイント上がり95%で、水準より5%を超え、危険状態となった。もはや財政構造に弾力性——つまりゆとりとありますが——がなくなったと考えられます。

このような厳しい状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、職員定数管理、給与の適正化及びできるものから民間委託を行い、あわせて地方税、町民税を含めて、その他の未収金が予算全体に対して1.2%に当たる1億6,000万余でございますが、これを庁内各課が連携を密にし、徴収事務専門研修等を研修を終えたそうでございますので、これを軸に徹底した収納方法により収納して歳入の確保を図ることが重要

であります。

次に、歳出でございますが、1として、平成18年度議員報酬、特別職職員給与、各種委員報酬を3%から15%削減したことは高く評価し、継続を望むものであります。

2として、公共事業の削減、事務事業の見直しを図る「あれもこれも」から「あれかこれか」に選択し対応する。すなわち選択と集中に移行するものでございます。当面新たな施設建設は原則凍結したいと望むものでございます。

3番目といたしまして、使用料及び手数料等、適宜を見て引き上げる方法で収入の確保と財源の安定を目指すことを検討したいと思っております。

4として、少子高齢化対策医療問題及び教育文化による人材育成と書いてございますが、最近青少年の非行等々が目に余るものがございます。これも人材教育の一つではなかろうかと思っておりますので、この辺にも重点的に配慮する必要があるかと思っております。

以上、合併したことにより、本町がなお一層進展し、規模、行財政基盤整備し、安定を図ることは喫緊の課題であるが、反面、財政改革のもとに乾いたタオルをさらに絞って、ついには「苛政はトラよりも猛し」、むごい、あるいは厳しい政治はトラよりも怖いと中国のことわざにも

ございますが——にならないよう、まさに光と影をうまく使って町民の負託にこたえ、期待されるまちづくりを望むものでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

それでは、審査意見報告に対する質疑に入ります。

初めに、一般会計について質疑を受けます。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、各特別会計につきまして一括して質疑を受けます。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、特別会計について質疑を終結いたします。

以上で、監査委員に対する質疑を終結いたします。監査委員さんには大変ありがとうございました。

それでは、後ろの時計で午後1時30分まで休憩といたします。

午後0時15分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

監査委員に対する質疑は終了いたしました。ここで日程第21、議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第29、議第121号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に、特に質疑があればこれを許します。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結いたします。

冒頭議会運営委員長より報告がありましたように、決算認定に関する9案件につきましては、特別委員会を設置していただくことになっております。

お諮りします。決算の認定に関する9案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今9案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今会期中の審査とすることに決しました。

休憩中に各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

これより暫時休憩といたします。

午後1時33分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員会より斎藤和巳君、沖田守君、文教民生常任委員会より板垣敬司君、青木克弥君、経済常任委員会より河田隆資君、滝元三郎君、村上英喜君の以上7名の特別委員会の委員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長を選任いただき、委員長に河田隆資君、副委員長に斎藤和巳君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、ここで選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと思います。河田君。

○決算審査特別委員長（河田 隆資君） ただいま委員長に指名されました河田でございます。選出されました委員さんとともども、次年度の予算に対して、よりよき方向に意見が述べられるよう前年度予算審査を図りたいと思っております。どうか委員の皆様、御協力をよろしくお

願いたします。

また、執行部、課長の方々、大変失礼なことも多々あるかと思いきりども、情報を漏れなくお伝えいただきまして、私たちのよい審査ができますことを御協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

---

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会したいと思はいますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。どうも御苦勞でございました。

午後1時38分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名す



る。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

---

平成19年 第6回(9月)津和野町議会会議録(第  
2日)

平成 19 年 9 月

25 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 19 年 9 月 25 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (17 名)

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 中島 巖君 副町長 .....

松浦 秀信君

副町長 ..... 沖田 修君 教育長 .....

齋藤 数弘君

参事 …………… 坂根 敏夫君 行財政対策課長 ……………

齋藤 誠君

情報企画課長 …………… 長嶺 清見君 健康福祉課長 ……………

長嶺 常盤君

商工観光課長 …………… 右田 基司君 農林課長 ……………

大庭 郁夫君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 地籍調査課長 ……………

安見 隆義君環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長

…………… 水津 良則君会計管理者 …………… 村田 祐一君

教育次長 …………… 広石 修君

総務住民課長補佐 …… 齋藤 等君

---

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さんおはようございます。引き続きお出  
かけいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を  
始めたいと思います。

6番、河田議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議

員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番、板垣敬司君、16番、村上英喜君を指名いたします。

---

#### 日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、16番、村上英喜君。村上君。

○議員（16番 村上 英喜君） 改めておはようございます。通告の件について質問いたしますが、本日は過疎問題の観点から3点ほどお聞きいたします。

最初に、消防団員の定数についてですが、先般、6月定例議会におきまして、消防団員の定員数390人を350人に改め、40人の定員の

削減の一部条例改正がなされました。その中で、説明の中で40人の定員数を削減した中でも、29名の定員割れというような説明がありました。これは大変な私は問題だというように感じておりますが、その後の定員数の動向はどうなっているのか。

また消防団員の定員数を維持しなければならないと思いますが、町として対策、検討はしているのか。

消防団員の定年年齢は60歳であります。私が益田市、吉賀町の団員の方に聞いたところによりますと、益田市では65歳、吉賀町では定年制はないと聞きました。こういったことから、消防団員の定年年齢を見直し、早急に検討すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日から一般質問をお受けするわけでありますが、どうかよろしく願いいたします。

まず、トップバッターとして16番議員さんから、消防団の定員についてのお尋ねでございました。私どもも日々上がってまいります文書の中に、消防団員の方の退団届けがありますと、大変心配をし、また入団届けを目にいたしますと安堵するといったような状況にあるわけで

ございます。

限られた人数の中で新旧交代が非常に進んでいるという状況にあるわけでございますけれども、そうした現状、そして対応につきましては、担当課長補佐の方からお答えを申し上げますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っています。

なお、本日は都合によりまして、総務住民課長が欠席をいたしておりますことを、御了承をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 御質問に御回答申し上げます。

1つ目の定員数に関しましてですが、改正後の条例定数につきましては、350に対し、9月1日現在の実団員数は320名でございます。

2つ目の定員数の維持するための対策、定年年齢の見直しはという御質問でございますが、団員数の維持、確保対策については、以前から団長を初めとする団員の積極的な採用活動、町の媒体を利用したPR活動など、あらゆる方策に努めておりますが、地域社会自体の人口減少、高齢化など、厳しい状況によって思うような効果が上がっていないのが実情です。議員さんからも何か効果的な対策がありましたら、ぜひ御

教示いただきたいと思ひます。

次に、定年制についてですが、現行では一般団員は60歳、班長以上の幹部は70歳としております。また、団長は例外とし、副団長は団長推薦で猶予期間を設けることができることにしております。御質問で定年年齢の見直しについて御提案がりましたが、現在の定年年齢の改正によって、飛躍的に団員数の確保が可能となるとは考えにくく、また団員の体力的な問題も考え合わせ、現在のところこの定年制度を見直す予定はありません。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 答弁の中で、維持するために議員さんのお知恵を借りたいような答弁でございましたが、その意味でも、私はこれから再質問させていただきますが、先日16日でしたが、木部地区におきまして山火事が発生しました。そのときに私も現場近くで農作業を行っておった関係上、すぐさまに出動をしました。その現場に早く行ったわけですが、それまでに地元の団員にまじって、OBの住民二、三人が消防協力をしておりました。そういったおかげで初期消火ができ、大火になることを未然に防いだということが最近ありました。

そのときに私は思ったわけですが、そのOBの皆さんは、60歳前後



の方ばかりです。十分消防団の使命を果たせると私は実感しました。そのような団塊世代の方々が地域を支えているといっても過言ではありません。そういう団塊世代の方にもっと頑張ってもらうためにも、定年年齢の見直しはするべきだというように考えております。

また、私の分団ですが、内輪のことですが、私の分団でも60歳で今年定年を迎える団員がいます。その団員を救うために、幹部が50半ばの幹部をやめて、その60歳の定年を迎える方を幹部にすれば、すくえらというような御相談を受けました。私はその時点で、何と淋しい思いをしましたが、ことしいっぱい何とか待つてほしいというようお願いをしたわけですが、消防団員を維持するためには、やはりやめていかれる方をある程度阻止する必要がある。

そういった意味でも、消防団員の定年制を見直し、廃止するのが私はすべて維持するには、一番適した方法だと考えますが、ぜひ消防団員の維持するためには、定年制を廃止するなりする方が最もいいと考えますので、その点について答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 定年制につきましては、合併時に団の中で内規として団で協議して決めております。そういった点か

ら、60歳と70歳とを決めたわけですが、議員さんの意見等をまた団の方に持ち帰り、今後検討はしてみたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） ただいまの発言は検討すると。私も合併前にこの質問はした記憶があります。その時点も検討すると。団塊世代というのは、今ちょうど60歳を迎える年齢です。これを時期を逃すと、その団塊世代の方は皆退職を余儀なくされるわけです。このことは、緊急に検討して見直しをしていかななくては間に合わないというように強く感じております。ぜひ検討するなら、早急に検討をしていただきたいということを申し上げ、次の質問をさせていただきます。

2番目に、定住対策についてですが、空き家対策につきまして住民の方から私の方へ相談がありました。まだ新築して10年たたないような家が、この前住民が亡くなられて空き家になったということから、親戚の方からまだ家が新しいので、空き家のままにしておくといけなくて、だれか貸したいというような御相談の中で、2万円ぐらいの家賃なら貸してもいいというような話がありました。

そこで、私も相談を受けましたが、こういった仲裁は今のところ経験ないんですが、空き家などの、町内の空き家などの調査等を行っているの

か。また、空き家の貸したいという町民が相談する窓口はあるのか。また、先ほど言ったように、家賃等の貸し借りをする契約のマニュアルはあるのか、お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 定住対策について御回答を申し上げます。

空き家対策につきましては、島根U I ターン支援事業、県単独事業でございますが、の島根U I ターン住宅相談員制度を活用しまして、昨年10月から相談員1名、協力員1名を配置をいたしまして、空き家情報の把握、登録、公開に取り組んでおるところでございます。

現在の空き家登録は7件で、物件の問い合わせにつきましては、月に平均2から3件、また実際に現地において物件確認を行ったのはこれまで6件で、うち1件、枕瀬でございますが、1件につきましては契約が成立し、入居しております。また、未登録物件、左證地内でございますが、でも1件入居が決定をしております。

最近では、広報9月号で空き家情報の提供をお願いしておりますが、今後も町広報誌、ケーブルテロップなどを通して空き家情報の提供をお願いし、相談員さん、協力員さんと連携をしながら情報の把握に努め

たいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 先ほども申したように、我々に相談を受けた場合に、家賃と家の維持についての契約、貸し借り等の契約ですね、そういったマニュアルがあるかという点について、答弁がなかったわけですが、そういったものがあるのかどうか。それと、相談員と協力員というように説明がありましたが、調査等を行い、やはり地域のことをやはりよく把握しているのは、公民館ではないかというように思いますが、公民館等はそういった窓口にならないのか、なっているのか。また、公民館長さんあたりが相談員になっているのか、その点もう一度お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 1点目のいわゆる相談マニュアルの件でございますが、この現在津和野町が取り組んでおります住宅相談員制度でございますが、これは島根県の建築住宅センターという組織が財団法人でございますが、ありまして、そちらの方から各郡内を対象になりますが、先ほど申し上げましたような相談員制度という、相談員さんを任命をいたしまして、この方が地元の方でございますが、いわゆ

る空き家を調査をして歩いていただいておりますという実態でございます。

このマニュアルにつきましては、一応この相談員制度につきましては、正式にいわゆる不動産業法といいますか、宅地建物取引法、いわゆる宅建の資格を持った方が取り組んでいただくということになっておりまして、いわゆる住宅を提供していただく方からのいわゆる家賃、そういったようないわゆる売買価格、そういうふうな要望を受けまして、それからいわゆる借り手、買い手、この方に対しましてその条件でどうでしょうかといったような、いわゆる不動産屋さんと同じような業務を実際行ってまいります。したがって、先ほど言いましたような宅建の資格がないとできないというふうなことでございます。

一方、町の窓口業務でございますが、これには町のホームページで相談窓口という格好で対応をいたしておりますので、一義的には電話、あるいは御相談に見えられた方に対しまして、現在の情報はこういふことでございますというふうな対応をいたしております。

ただ、あくまでも登録をしていただいた物件に限られておりますので、そうは申しまして、なかなかいわゆる個人情報の公開等ございまして、公開まではしたくないという町民の方もおられます。そういったような情報につきましても、担当課の方では把握をして、こういうふう

な御相談もありますよというふうな対応はいたしておるところでございます。

それから、もう一点、公民館は窓口になれないのかといったような御質問でございますが、先ほど言いましたように、いわゆるあっせん業務とすれば、そういったような法的な規制がございますので、あくまでもうちの家があいているんだが、どうにかならんもんだろうかといったような最初の受付窓口といえますか、そういったような対応は十分可能だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 答弁では、相談員の方にいろいろ内容的にも協力をお願いするということですが、町内で相談員は何名ぐらいおられるのか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） ただいま相談員さんは1名です。町内のいわゆる建築の、建築業をなさっておられる方でございます。この相談員さんが、現在鹿足郡を吉賀町と津和野町の担当ということで、現在のところこれもいわゆる報酬等ございません。ボランティア的に対応

していただいておりますが、ただし先ほど申し上げましたような契約が成立しましたら、当然報酬という形で正規のいわゆる不動産屋さんが行っておられますように、謝金といったようなものが対応できますが、その活動自体には報酬が出ておりません。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 津和野町もますます過疎化が進んでおります。そういった人口減阻止を少しでもするためには、こういった定住対策、予算のない中で、空き家利用というのを今後も大いに進めなくってはならないというように思いますので、積極的な事業の推進をお願いし、次の質問にいきます。

最後に、有害鳥獣対策についてお聞きいたしますが、住民から鳥獣被害の苦情をよく聞くことがあります。特に、猿やイノシシ被害、それに加えて最近ではカラスやサギなどの被害もよく聞くことがあります。ことしの鳥獣被害のどのような被害があるのか、最初にお聞きいたします。

また、有害鳥獣駆除許可書は、一般に我々は駆除許可と言っておりますが、そういった許可書は町が認定すると聞いておりますが、認定はど

のような方法で行われているのか、方法など内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、今の御質問に対しまして御回答を申し上げます。

まず、御質問いただきましたことしの被害状況についてでございますけども、私ども農林課に報告を受けたものは、ことしの場合、猿による目撃情報が6月7日を皮切りに、今日までに14件、そのうち被害が4件ございまして、ジャガイモ等の畑野菜と栗園への被害が確認されております。

それから、クマについては、目撃情報は4月12日以降、今日まで20件寄せられておりますけども、現在までのところ被害の報告は受けていない状況であります。

また、イノシシについては、被害報告は9月の1件のみということであります。駆除頭数については、55頭駆除ということで出ております。

そのほかといたしましては、カモによるものが1件、それからムジナによるものが2件、そしてハクビシンと思われる被害が1件の報告を受けておるところでございます。



いずれにいたしましても、この報告につきましては、農林課に受けたものだけの数値でございますので、実態はもう少し違ってくるというふうに思っております。特にクマについては、今のところ被害は先ほど申しあげましたように出ておりませんが、今後果樹の収穫期となりますので、心配がされているところであります。

また、猿による被害につきましては、年々拡大をいたしまして、昨年木部地区にモデル的に設置いたしましたネットは効果が出ておりますけれども、通常のネット等ではなかなか防ぎきれません。そういったことで、またグループによる猿というのは、行動いたしますので、駆除もなかなか進まないような状況であります。

町としても、これらの何らかの対策を講じなければと考えておるところでございますけれども、なかなか有効な手段が見つかりませんので、さしあたりの合意策と自己防衛策として、先般9月の回覧文書でもお知らせをいたしましたけれども、打ち上げ花火を使った追い払いのお願いを皆様をお願いしているところでございます。

それから、2点目の有害鳥獣の捕獲許可についてでございますけれども、この捕獲許可については、制度上は国指定鳥獣保護区内の希少鳥獣を除いては、そのほとんどが県の業務となっております。しかし、島根

県の条例によりまして、現在は県が許可しますクマ、それからシカを除く狩猟鳥獣については、その許可権限が町に委譲されております。したがって、イノシシ、猿、カラス、ハト、スズメ等による農林業被害報告があった場合には、現地確認等を行いまして、町長への稟議を行い、あらかじめ登録されました猟友会駆除班に対し、期間、そして区域を定めまして許可証の発行を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） ことしの鳥獣被害は、答弁によりまして私が思っているより被害は少ないというふうに感じましたが、やはり私たちの住んでる木部地区では、毎日のように猿とイノシシとの鬼ごっこをやっているというのが現状です。それで、被害農家等では、夜中に3回ぐらい起きてラジオなり鳴らしに行くというような努力もされている農家があります。そういった意味合いからも、やはり捕獲許可というのは大切になってくるというように私は考えております。

先般も、農業委員会の中でこういった議論もなされたようなことを聞きました。先ほどの説明の中では、認定人数等の説明がなされていないんですが、許可書の認定の人数制限等はあるのかないのか、また、津和

野地区と日原地区では、若干の認定人数に差があるというような話も聞いております。そのあたりをもう一度お答えをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 先ほどの中で申し上げました捕獲の関係でございますけども、この捕獲の範囲ということは、町内にかなりそういった許可証を持っている方は——捕獲ではありません。有害なり鉄砲等の免許を持っておられる方はかなりございますけども、すべてをというふうにはまいりませんで、各猟友会の方をお願いをいたしまして、今現在が99名でございます。津和野地区で56名、それから日原地区で43名の方の御推薦をいただいて許可を出しているところでございます。

津和野地区につきましては、イノシシ、それからすべてそれ以外も含めまして、56名の方々には許可を出しております。日原地区の場合は、イノシシの場合が43名、これが最高的人数でございます。あと猿が12名、それからハト、カラス等については、19名の方々に許可を出しているところでございます。いろいろ保険の関係等もでございます。それから、ある程度経験的なことも必要になってまいります。そういったことで、猟友会の方の御推薦をいただいた方という中で、現在駆除に当た

っていただいているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 許可証については、人数制限があるというような説明でしたが、やはり我々被害者農家にとっては、もっと許可証をふやした方がいいんじゃないかというような考えでおりますが、中には猟友会の中には、駆除をしたくても許可証がおりないのでできない。また、許可証を持っている人の中でも、駆除に余り協力的でない人もおられると。経験年数だけで私はこの人数を割り当てるのはいかななものかなというように考えております。

そういった意欲的な猟師さんに、許可証の優先的に許可するなり、また許可証の発行をふやすなり、猟友会の中で推薦をいただくというような答弁でしたが、猟友会の中で調整を図るということはできないのか、再度質問いたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 確かに言われることはわかりますけれども、それぞれ仕事を持っておられてやっておられることなんで、かなりの人数が要るだろうということで、いろいろ猿の追い払い等についても、電話等で緊急にお願いするわけでございますけれども、なかなかそ

れぞれが仕事をしている中でございますので、現場になかなかいけないという実態もございます。

そういったことで、そういう御意見もいろいろ出てくるのかなと思っておりますけれども、猟友会、私たちも個々の把握はなかなかしておりません。今後正直なところ全部はできませんので、そういった各地区の猟友会の班長さんなりと御相談しながら決めさせていただいておるところでございます。今のような御意見もお伺いしながら、また今後人数のことも含めまして相談はしてみたいと思っております。

○議員（16番 村上 英喜君） 過疎地域における問題点は、いろいろあるわけですが、今後も私もこういった問題点を取り上げ、一般質問させていただきます。本日の質問は終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、16番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序2、8番、原秀君。原君。

○議員（8番 原 秀君） 9月定例会で通告をしておきました3点につきまして質問をいたしますので、明快なる御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目でございます。山陰道についてということで、現況また県道との関係はどういうことかということで質問をさせていただきます。

この山陰道につきましては、新聞等報道がございまして、また現地等の説明会、こういうふうなことでいろいろ催しされておりました、旧津和野町から長州路に抜ける街道のことでございます。ということで、報道等によりますと、この街道を貴重な街道であり、また存続するということで文化財の指定の状況、これは今どのようなようになっているのか。また、それに伴う県道柿木津和野停車場線、なごみ温泉に抜けるルートでございますけれども、これについては現在どのような状況で、またどういふふうなことを考えておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 8番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、旧山陰道につきましては、ああしてマスコミ等で大きく取り上げられておりました、宿舎を初めとする一般の多くの方々に関心と注目をいただいておりますという状況でございますが、お尋ねがありました現在のこの取り組み状況等につきましては、教育長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、お尋ねのありました山陰道につきまして御答弁を申し上げます。

中座地区の埋蔵調査で発掘をされました旧山陰道につきましては、既に新聞等でも御承知のとおり、京都から下関を結ぶ街道で、今回津和野町中座地区で確認をされたものが、国内でも希有な非常に良好な街道遺構として残っております。

特徴としては、藩の境、これは長州藩との関係でございますが、城下に入る街道の状況が、関所の番所跡の遺構や石畳、側溝等の遺構を含め、平均幅員3メートル、全長約1.5キロメートルにわたり確認をされております。

既に文化庁、県文化財課等の確認もいただいております。江戸期の交通に関する遺構としては、非常に貴重な文化財であるとの評価もいただいております。町といたしましても、国内でも非常に少ない江戸期を代表する街道の遺構ということで、今後さらに細部にわたりまして調査を行い、保存に向けて関係機関と協議を重ね、来年度中に国の指定を受けられるよう、現在準備を行っております。

なお、指定申請に当たりましては、現在津和野町の文化財指定、これは旧日原町時代の指定文化財になっております「徳城往還」、この徳城

往還は、旧日原地区の柳から小瀬、幅員約3メートルで、全長約4キロばかりでございますが、これらを含めた形で準備をする予定であり、また山口県側の野坂峠付近も、良好な遺構が存在しておりますので、将来的には山口県等とも協議をして、広域的な保存に向けた取り組みを努力をしてみたいと思っております。

また、もう一点でございますが、県道との関係につきましては、遺構保存を重点にルート変更も視野に入れて要望をしているところでございます。県当局も既に現地確認をしておられますが、県といたしましては、ルート変更となれば、予算変更等が伴ってくるために、現在これの対応について部内で検討中のようにあります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 来年度中に指定を受けられるように申請をしていると、こういうことでございます。また、ルート変更についても、県が予算を伴うので協議中であると、このようなことでございましたけれども、そもそもこの埋蔵調査というのは、柿木津和野停車場線、国道9号からなごみに向けて折れるルート、このために埋蔵調査をされたらと思うわけでございますけれども、この遺構を残すという



ことになりますと、現在のルートを保はどのように変更を視野に入れて、また後期であります平成23年完成予定、この辺はどのようになってくるのかをお聞きしたいと思います。

また、このルートに関しましては、町の景観上、いろいろな点で考慮されたルートでもございます。そういう面も含めて、この遺構等を文化財に指定していく、こういうことになりますと、多大な影響が出てくるだろう、このように思っております。

先般、機会がありましたので、建設課等で土木の方で説明をお伺したわけでございますけれども、平面的な図面だけでございましたけれども、何かこのルートを見ますと、この遺構を文化指定にするために、無理やりに絵を書いた、こういうふうな状況が見えるわけでございますけれども、この辺について町当局としてはどのようにお考えをされているか、これを再度お聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） ルート変更に当たりましては、さまざまないろいろな検討課題が出てくるものと思っております。しかしながら、工法的な検討の状況等、あるいは今後の景観等の関係等につきましては、現在まで進捗、これから進めていくわけでございますので、どのような

ルート変更の段階かというのが、ちょっと私の方では判明をいたしておりませんので、また事業課担当課の方でもし判明しておれば、また御答弁をしていきたいと、このように思っております。

また、この遺跡につきましては、非常に重要な貴重な遺跡であるということで、またその後の調査の結果、山口側に向かっても新たな遺跡が発見されたということで、文化庁サイドから保存に向けた価値があるということでございますので、担当課としては、あるいは町としては、これを保存していきたいと、こういう基本的な考え方が今持っているわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） ということで、聞きたいのは、要するにこの貴重な遺構を残すそのためにルート変更される、この件について町長どのように考えておられるか。また、その今から地域住民に対して説明が行われるわけでございますけれども、現在県が考えているようなルートが本当にいいのかどうか。文化財を残すがために、地域の景観、またはそこに住む住民等の意向はどのように考えておられるか、再度町長ちょっと御答弁をお願いします。

○町長（中島 巖君） 旧山陰道の扱いにつきましては、教育長の方

からお答え申し上げておるところでございますけども、文化庁を初め有識者等の間におきまして高い評価を受けている街道遺構でございますので、現時点においては国の文化財指定を受けることを前提に保存する公算が強いわけであります。

ただ、御意見ありましたように、そのためには既に着工いたしていただいております柿木津和野停車場線の一般県道の改良ルートに変更を要する、こういうことになるわけであります。

県におかれましても、現在のこのルート決定に当たっては、いろんな面からこの検討に検討を重ねた上で決定をなされたという、そういう経過もあるわけでありますけれども、私どもとしても、その経過については重々承知をしておりますので、現時点で大幅にルート変更をするということについては、いささか申し上げにくいといった面もあるわけでありますけれども、ことは重要な文化財としての街道遺構を保存するということでございますので、何とかいい方法でこれが解決できないだろうかということで、御相談もしておるわけでありますが、そうした中で今8番議員さんお話しもございましたように、県におかれては、当初この遺構を残すとして現状ルートをできるだけ変更しないでという御検討をなされたわけでありますけれども、大変なやはり工

事になると。

しかも、その工事をしたことによって、旧山陰道は保存されるけれども、今後におけるこの山陰道の保存についても、いろいろと考えていかなきゃならない、そういうことにもなるということから、次のルートということで少し山陰道に並行するけれども、現状の予定ルートよりも変わった形のルートを考えられたようでございますが、これも大変な経費を伴うことでもありますし、森林伐採等の環境をかなり変えていかなきゃいけないというような面もありまして、次にさらなる案を検討されるとなった場合ですが、先ほどの土木でござんいただいたというルートが、恐らく現時点で検討されている案であろうかというふうに思っております。

これにつきましても、現在の工事よりも大幅に変更するわけでありますので、工事費等も当然かさんでくるというお話も聞いておりますが、まだ定かな数字を算出されておるといふ段階ではないわけであります。

私も実は平面の上で、現在検討中のルートを見させていただきましてけれども、素人でございますので、余りいろいろと申し上げるものは持ち合わせておりませんでしたけれども、旧山陰道を保存していくと

という観点から考えますと、現在検討されているこのルートというものは、ベターなルートではなかろうかなというふうに受けとめたわけですが、ただお話がありましたように、かなり変更いたしますので、現在この主として田んぼを中心とした環境に変化を来さなきゃいけないといったような状況にあるわけではありますが、これらはまだ最終的な決定案でございませんで、県でもいろいろと検討されているところでございます。今後のことになりますけれども、できるだけこの文化財としての街道遺構は保存をしながら、そして新しいルートについては、大きく環境破壊をしないような、何かそういう調整がつかないものか、御意見も踏まえて重ねて県にも御相談を申し上げてみたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、関係の皆さん方の御理解と御協力が最も必要でございませんで、今後におきましても、そういった面での御協力もお願いを申し上げたいと、このように考えておるわけであります。よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） まだまだ検討の余地は十分あろうと、このように思っておりますけれども、現在文化庁、または県の文化財課

の方では、この1.5キロにわたる街道を残すというふうなことにつきまして、例えば私はこのルート、柿木津和野停車場線が計画になった上で、野坂峠に近い番所跡、また石畳ですか、その部分が外されているので、これは十分これとして価値があるもんだらうということで設計をされたんだらうと、このように理解をしておりますし、またその外れた部分の手前のところは、既に圃場整備をされておりまして、原型の街道が寸断されている。寸断されているが、途中で寸断されているんだけど、こういうものが指定のされる条件にあるかどうかを、再度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 原君の質問が4回目になりますので、答弁はされないと。

次に移っていただきたいと思います。

○議員（8番 原 秀君） はい。それじゃ失礼しました。

それでは、今の質問を受けまして次の質問に移らせていただきます。

斎場設置及び管理に関する条例についての質問をしておきたいと思いますが、この中の第5条の使用料の改正でございます。この使用料の改正ということは、私が特にここで質問をしたいのは、火葬場について

の使用料、これは現行では町内、町外の使用料に区別されておりまして、その備考の中にも「火葬場については、死亡者が死亡時に津和野町の住民基本台帳に記録または外国人登録を原票に登録されている場合をいう」と、このようになっております。

この質問につきましては、旧津和野町時代にも斎場ができたときにした経緯があるわけでございますけれども、高齢化社会になりまして、各施設、町内にあれば入居できる方が、やむなく町内にないので町外で入居すると、このような状況に陥った場合に、特に住民票等ですね、移動しなければならない。こういう場合において、これは町外というふうに見なされるわけでございます。ただ、死亡された場合には、当然のごとく津和野町の白鷺苑において火葬すると。

こういう状況に陥った場合、何かもともとは老人医療等でありまして、被保険者でございますし、またなおかつその親族の方が町内におられるという場合には、当然のごとく白鷺苑で利用されるという、こういうことが起きますし、またこうなりますと、高齢化率だんだん上がってくるわけでございますけれども、入居希望者がどのくらい今待機されて、どの程度になっているかということでありまして、かなりの人数の方が、当然のごとく町外として利用されていくのではないかと、こうい

う矛盾を感じておりますので、特にこの町外という町内、この区別をどこかの線で町として考えていくべきではないか、このように思っておるわけですがけれども、どのようにお考えかをお伺いをしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 斎場の使用料について御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

斎場の使用料につきましては、原議員さんの方から先ほど御説明があったとおりでございます。津和野町の斎場の使用料は、火葬場、通夜、葬儀ともに死亡者や使用される方が住民基本台帳に基づきまして、町内在住者かまたは町外かによって異なっておるところでございます。

だれしも住み慣れた我が家で終焉を迎えたいと願うものではございますが、病状や家庭の事情等によりまして、やむなく特別養護老人ホームや老人ホーム等の施設に入所する場合は、住所を施設地に移す必要があります。またその中には町外施設への入居を余儀なくされる場合もある場合がございます。その方が亡くなられた場合には、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、地元に戻って地元におられます家族の方や親族の方が御葬儀をされるということもありますし、このことは今か



ら先ふえてくるであろうということは、十分予測されるところであります。

使用料の町内と町外在住の違いにつきましては、老人に限らず、若者であっても町内出身者が転出先で亡くなられ、町内在住の御家族や親族の方が葬儀を行うと、こういったケースもあることが考えられるわけでございます。そういったさまざまなケースを想定して、検証した上で改善に向け、検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 大いに検討していただきたいと思えますけれども、これゆっくりでは余り意味がないことであろうと思えます。ということで、これは条例の中にもありますように、町長のお認め  
の範囲というのが、たしか条項の中にあると思えますけれども、その中に、要するに津和野町出身、要するに一番出身ということで立証されるのは、要するに本籍地ですね。これが津和野町住民であるということが認められたら、町長の立場上、軽減措置ができるんじゃないかという、  
こういう運用面で考えていった方が、すぐにでも対応ができる、このように思えますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） この斎場の使用料等につきましては、近隣の市町村、——村はなかったですが、市や町の条例等をいくらか調べさせていただきまして、どこも町民と町外、町民外との差は金額の差はありますけれども、区別がしてございます。

そのやり方につきましても、大方のところ住民基本台帳によるということであってございます。しかしながら、本町としましても、先ほど議員さんからも御指摘がございましたように、やはりそういったことも含めて、住民の期待に沿えるよう検討してまいりたいというふうに考えておりますので、先ほどお答えしましたように、いろんなケースを想定しながら、できるだけ早く町の考え方を御説明できたらというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） ということで、なるべく早く申して、町長の範囲内でできることがあれば、早急に対応していただきたい、このように思うわけでございます。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

児童扶養手当の制度改正とその対応についてということで御質問を

させていただきます。

これは、平成15年に児童扶養手当に係る法の改正が行われ、明20年からは施行に入ると、こういうことでございますし、また先般6月21日付の新聞記事によりまして、凍結というふうなことも流れているようでございます。しかし、実際この現時点では、明年から施行されるということになりますと、現在これに係る対象者の把握、また町としての姿勢の取り組みは、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 児童扶養手当の改正とその対応についてということでございます。児童扶養手当に係る改正は、明年から施行することによりまして対象者の把握、支援の取り組みについてどうかという御質問でございますが、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉向上のため、18歳に対する以後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満の障害をもつ児童を扶養している方に支給されるものであります。

平成20年4月から御案内のように、手当を受けてから5年以上を経過した方、あるいは支給要件の該当後7年間を経過した方につきま

しては、その一部を支給停止することに法改正でなる予定になっております。この支給停止全額ではございませんで、2分の1を超えない範囲という規定は盛り込んでございます。

御質問にありました対象者につきましては、19年9月現在登録者数48名でございますが、この中で所得限度額、所得制限等ございまして、現在の受給者39名となっております。制度改正により20年4月からの減額対象者につきましては、22名となります。本制度は、県の事業費で賄われておりまして、対象者の支援の取り組み等につきましては、現在のところ町単となることが予想されますので、若干難しいと考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 当然のこと、町の支援が必要だろうと思いますけれども、私の言う支援は若干課長の答弁と違うように思うんですけど、まず課長さんのいう町単となるのが難しいという考え方は、どういうふうな面に立って言われているのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 単純に町単ということで、表現上余

りいいことではないかと思えますけども、財政上非常に厳しい状況があるということと、もう一つ14年度のこの基本的な改正がこれ以前に行われまして、従来14年から若干支給についての2種類がありましたんで、非常にこの支給を受けている方に差が出てくるというふうなこともございまして、児童の扶養手当中心の経済的な支援から、就業、自立に向けました総合的な支援、言葉で言うとなかなかあれなんですけども、そういった支援に転換が図られてきたというふうな状況でございまして。

こうした今回の20年以降の改正につきましては、先ほど申し上げました就業自立に向けた総合的な支援ということを考慮にした改正であるというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 私も当然これは自立に向けた改正だろうというふうに理解しております。

そこで、県もしくは町が支援できる範囲内ということは経済的でない、このように理解するわけでございます。ということになりますと、現この児童福祉手当を受けている家庭の状況等にもよろうと思えますけれども、まず今の社会的状況を見ますと、現在働いている方が臨時雇

用、またパート等々が想定されます。これに対して正社員に向けた支援も、これも行政としてできるのではないかと、このように考えるわけでございますけれども、どのように思われているか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） こうした扶養手当関係、子供たちの将来に向かって非常に重要なことでもありますし、母子家庭等についても若干ふえている傾向にもございますし、各般の町では、町単として遺児手当等の支給もございます。ほかの面で各種ここでそれぞれ私も申し上げられませんが、かなり法制度も整備されている部分もございます。

あるいは、経済的な議員さんがおっしゃるようなパートであるとか、そういった支援ということになりますと、なかなか現実的には難しい面もあるとは思いますが、その総合的な状況等、個別な判断をいたしまして、県あるいは町においても相談とか、そういったものも強化しておりますので、現実的に難しいというふうな状況もお聞きしながら、対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） ということでございますので、支援制度しっかり取り組んでいくと、このように課長さん答弁でございます。ということで、就労支援と言われても、要するにこの手当自体がなくなるということになりますと、並大抵の支援制度では太刀打ちができなくなる、このように思っておりますので、大いにこの制度に取り組んで、扶養手当にかわる部分を行政は支援しているんだという、こういう大前提のもとで運営をしていっていきたい、このように思うわけでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、8番、原秀君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時20分まで休憩といたします。

午前10時05分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序3、14番、竹内志津子君。竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でございます。通告に従って5項目質問いたします。

まず最初は、津和野町の防災規定についてです。

最近は、地震や風水害などの災害が全国的に多く発生しております。予想しない地域で、予想しない時期に起こっています。この津和野町でも、いつ災害が起こるかわかりません。いつ起こってもいいように、備えておかなければなりません。その備えの一番もとになる津和野町の防災規定は、策定されて県に提出しているとお聞きいたしました。この規定が自治会の方におろされるのは、いつごろになるのでしょうか。

自治会では、これをもとにして自治会ごとに災害の際の避難体制、救援体制、また情報の伝達網など、具体的な計画をつくらなければなりません。しかし、町の防災規定だけでは、具体的な計画はつくりにくいように思います。参考になるようなマニュアルや先進地の例などを示していただくと、それを参考にしてそれぞれの自治体にあった計画をつくることのできるのではないかと思います。担当課の方でそういうものをぜひ示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、NHKの番組で見たんですが、先般の中越沖地震の被災地であります柏崎地区のある集落の状況を放映しておりました。それにより



ますと、その集落ではその前に起こった中越地震の教訓をもとに、地域に身体の不自由な人がどこにおられて、災害のときにはだれがその人の様子を見に行くのか、助けに行くのか、また炊き出しはどういう人たちがするのか、情報はどのようにして収集するのかなど、具体的な計画が立てられており、この前の中越沖地震のときには、それが本当に十分に生かされ、救援活動等がスムーズにいったというのを見まして、本当にこういう具体的なものが必要なんだなというふうに思いました。

ですが、その町の防災規定だけをもとにしたんでは、なかなか各自治体ではつくりにくいと思います。マニュアルのようなものが示されることを望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 14番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

防災計画につきましては、かねて策定中でございましたが、ようやく成案を終えましたので、近く町の防災会議にお諮りをいたしまして、御意見を求めた上で県に対しましての本協議に入りたいと、このように考えております。町民の皆さん方にごらんいただくのは、そうした手続を経た上でのことになろう、このように考えておりますが、現状等につ

きましては、担当課長補佐の方からお答えをいたしますので、よろしく  
お願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） ただいまの津和野町の防災規定  
についての御質問に対しまして、御回答申し上げます。

「津和野町の地域防災計画」についての御質問ですが、まず策定スケ  
ジュールについての御質問ですが、まず策定スケジュールについてお  
答えします。

島根県に対しまして事前協議をかけましたのが、6月28日であり  
ます。県からの回答は8月24日にありました。回答内容につきまして  
は、45項目の修正意見、2項目の今後の検討事項などでした。現在は  
県の修正意見について修正作業も終わりましたので、9月28日に津  
和野町の防災会議の開催を予定しております。防災会議で最終確認が  
終了後、県へ本協議をかけることとなります。防災会議で大幅な変更等  
がなければ、10月初日に県へ提出し、1週間程度で県の決裁がおりる  
ものと考えております。

その後の計画の公表を含む対応についてですが、本計画の関係機関、  
議会、自治会、その他の関係機関等への配布と説明、それからわかりや

すい、住民の人に見ていただきます「防災のしおり」の住民への配布、説明、それから「職員の初動マニュアル」、計画ができたとしても、職員がどういったように動く等のマニュアルをつくったものを、職員へ配布、研修等を予定しております。

また、特に自治会と地域への説明につきましては、詳細は未定でございますが、計画的に説明会を実施したいと考えております。その中で御質問の点についても、情報提供できると考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 「防災のしおり」を住民へ配布されるということですが、それは町内全部同じものが配られると思います。実際に各自治会、その自治会の中でそれぞれの単位の集落で、どのような救援活動、または避難体制、そういうものに、そういうものをつくっていくかというのは、なかなかどこから手をつけていいのかというようなことで、本当に着手が難しいと思いますので、そう具体的なものをつくる手順とか、それから一番いいのは、やはり先ほど私が例を出しましたけども、そういう先進地の例などがあると、それぞれやはり地域、地区によってその状況が違いますので、その地区にあった具体的なものがつくれるのではないかなと思います。

こういうものは、本当に急いでつくっておかなければなりませんし、やはり毎年手直しをしていかなければならないということもありますので、ぜひとも担当課の方から参考にできるようなものを提供いただきたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） ただいまの御質問でございますが、「防災のしおり」につきましては、防災の心がけとか、そういったものをマニュアル化したものと、町内の避難箇所を記載した避難箇所のマップ等を添付して配布する予定にしております。

なお、今一部自治会から提案がありました事項について、避難所でそういったどういうふうなものを準備するとか、そういった対応をしたらいいか、各地区にどういう資格を持って、看護とか、そういった資格を持っている方がおられるかとかいう質問がありましたので、そういった避難所での確認マニュアル的なものも今検討しております。

それから、いろいろな情報提供をしていくわけですが、今のこちらからそういったものを提供する上で必要なものが、浸水想定区域の指定とか、土砂災害の危険区域の指定等あります。これにつきましては、県の方で19年度、20年度に調査、指定をされまして、それをもとに八

ザードマップ等を町村がつくっていくような形になるわけですが、そういったものができましたら、できるだけ早く取り組んでつくっていく方向でございますので、それができましたら、町民の方にも提供できるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 実のところ本当にたまに大雨が降ったりしますと、さてどういうふうに避難しようかとか、近所の方であそこには身体の不自由な方がおられる、あそこにもおられる。じゃあ、だれがそこへ行くのだろうかとか、どういう経路を通過して避難するのだろうかとか、本当に具体的なことをさあやってみようと思ったら、できないのが実情なんです、まず私の地区では。そういう状況です。少なからずほかの地域でもそういう状況にあるのではないかなと思いますので、できるだけ参考になるような資料を早いところ示していただいて、各自治会単位で本当に具体的なものができるように、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

津和野町の医療体制についてです。津和野町医療体制検討委員会が

設立され、6月1日に施行になりました。津和野町の医療体制について検討が重ねられていることと思いますが、津和野、日原両共存病院は、抜本的な経営改善計画のもとに新たな体制に移行しつつあるようです。しかし、医師不足、診療報酬の引き下げなど、病院経営の不安要素が多く、町民も共存病院で働いている職員の方々も、不安な思いを強くしております。病院の将来を見通せず、退職していく職員もいるという状況の中で、今重大な局面に至っているようです。

町議会に対して財政支援、建物の償還に関する財政支援の請願ができておりましたが、さらに石西厚生連事業の公設民営化に対する要望書も出てまいりました。本当に今どういう方向に進むかという大変な状況になっております。こうした現状を考えると、共存病院の今後について、検討委員会ではどのような方針を出されようとしているのでしょうか。町民も重大な関心を寄せていることと思いますので、ここで明らかにしていただきたいと思います。

それから、新聞報道によりますと、地域医療に関心のある医師が登録する県の「赤ひげバンク」に登録しておられるお医者さんが、7月から2人、さらに8月末からお一人、津和野共存病院に着任して診療に当たっておられるということです。戦力アップになっているということで、

本当に大変喜ばしいことだと思えます。しかし、これも当分の間ということで、医師不足が解消されたわけではありません。抜本的経営改善計画によれば、平成20年度、来年度のことになりますが、整形外科医の常勤化をうたっておられます。その見通しはついているのでしょうか。また、常勤の内科医の補充は可能なのでしょうか。

以上について御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 津和野町の医療体制についてお尋ねでございますけども、病院問題につきましては、御承知のとおり厚生連において抜本的改善計画が打ち出され、既にその方向で歩みが始まっているところであります。津和野病院におきましては、計画どおり7月1日から新しい形態によって診療活動がなされております。

日原病院におきましては、手続上の関係から計画が1カ月おくれて、11月1日から新しい形態によって活動が始まるという状態にあるわけであります。

町におきましては、この改善計画にのっとり、着実にその運営がなされるかどうかなどについて検証するとともに、本町の医療体制の今後のあり方について検討するため、今年6月1日に津和野町医療体制検

討会を設置をいたしまして、随時会議等をもっているところであります。

こうした中、8月16日に厚生連から町並びに議会に対し今後の病院経営について要望書が提出をされましたことは、既に御承知のとおりであります。町は、これまで厚生連が建設をいたしました両病院及び老人保健施設せせらぎの建設にかかる長期借入金に対する損失保証契約の締結や、利子助成をするなどして支援を行ってきたところでありますが、近年の両病院の経営は悪化をし、事業の継続が危ぶまれる状況となったため、これまでの利子助成に加え、平成17年度に1億900万円の貸し付け、そして平成18年度に8,700万円の助成を行ったところであります。

しかし、こうした支援によって、一時的に危機を乗り越えることはできましたが、ここに至って再び経営危機に陥り、医療事業を廃止をするか、町において公設民営化してもらうか、他に選択の道はないとの趣旨の要望書の提出となったわけであります。

その意向を受けまして、私どもは内部で慎重に検討してまいりましたが、医療を廃止するわけにはまいりませんし、また町内においての最も大きな雇用の場をなくしてしまうわけにもまいりません。この際、施



設を公設化して、医療事業を存続させていく以外に道はないという結論に達したところであります。

しかしながら、一口に公設民営化とは申しますが、解決しなければならぬ課題は多々あるわけでありまして、どうか議会の皆さん方におかれましても、事の重大性を御認識、御理解をいただきまして、今後格別の御指導と御支援をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 続きまして、整形外科医等の医師が派遣される見通しはという御質問に対しまして、御回答申し上げます。

整形外科医の派遣につきましては、先般8月24日でありまして、厚生連会長と参事が参りました。厚生連及び中村県議とともに島根大学医学部整形外科教室の内尾教授のもとに要望活動を行いましたので、そのときの状況を御報告申し上げます。

まず、当地域の置かれている現状、つまり高齢化でありまして、本年4月1日現在で38.8%ということでございます。この問題が高齢化が進みまして、またその増加率も県内第2位であり、整形外科に対する医療ニーズは今後ますます増加することが予想されていることにもか

かわりませず、現在、本町のみならず、鹿足郡内には常勤の整形外科医はおらず、大変困っているということをお伝えをいたしまして、派遣について強く要請を行ったところでもあります。

それに対しまして、内尾教授より大学の整形外科教室のスタッフの現状、全部で13人でございます。そのうち院生6人ということでありました。スタッフの現状が述べられ、さらに整形外科専門医研修の制度的な問題等、これは専門医研修6年間あるということでございますが、そのうち2年の初期研修に整形外科が位置づけられておらず、整形外科を養成する場合、その養成に時間がかかるというようなことございました。このように、制度的な問題等、多くの課題と実情が述べられました。

その上で、津和野の実情はよく理解はできるが、現在4月時点と状況の変化はないということございました。

また、派遣についての基本的な考え方として、整形は産婦人科とともに医療事故における提訴率が高く、派遣先のリスクマネジメントが十分でないとなれば派遣については難しいと。具体的には、麻酔医の存在が必須であるということでありました。

幸い、共存病院には麻酔医の資格を持った先生がおられますので、そ

のことを踏まえ受け入れ体制を可能な限り整えながら、今後とも積極的かつねばり強く派遣要請活動を展開すべきと、このように考えております。

さらに、整形外科以外の医師確保対策につきましても、議員おっしゃいましたように、現在県の「赤ひげバンク」制度を利用して3名の内科医が津和野共存病院に着任しておられますが、このように地域医療を守るという観点から、あらゆる努力を傾注していくべきと考えております。

なお、津和野共存病院における整形外科医につきましては、先日8月30日ではありますが、開催されました島根県地域医療支援会議において、緊急臨時的医師派遣要請を全会一致で採択し、島根県知事を経て厚生労働省に強く要望することといたしたところであります。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 共存病院の本当に大変な状況に対して、町が施設を公設化していくというその意向を公に示されたことにより、病院職員の皆さん、それから町民も少し安堵しているのではないかなというふうに考えます。

しかしながら、今の町の財政状況等を考えますと、このことは非常に本当に大変なこととして、困難がたくさん待ち受けていることとと思いますけれども、これから県や国へのいろいろな働きかけ、財政的な援助をしていただくような働きかけも多分されるんだろうと思いますが、さまざまな困難を克服して、本当に町民が安心できる共存病院として存続できるよう御努力いただきたいと思います。

要望書では公設民営化という形で出されましたけれども、公設化してあと民営化になるのか、それとも民営化の方針なのか、それからそれとも町立病院としてスタートしていくのか、そこの辺もまだ十分に検討はなされていないと思いますけれども、町長のお考えとしては、どちらを選ばれる心づもりでおられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、医師の確保について、病院が公設化されたにしても、やはり一番大事な医師の確保が十分になされないと、病院運営ができないわけです、そういう面でのいろいろな努力をされておられますけれども、この方もさらなる努力をお願いしたいと思います。まずその民営化か直営か、そこの辺をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 先日、20日の日に県庁の方に出向きまして、現時点におきます私どもの病院に対する取り組みの考え方について、御説明をさせていただいたわけでありまして、そして、今後の指導、協力、支援について強くお願いをして帰ったところであります。今後のこの直接的な医療活動、このあり方についてでありますけれども、いろんな方法が考えられるであろうというふうに思いますけれども、新しい受け皿づくりにつきましては、現時点では全く白紙でございますので、今後においていろんな方の御意見と御指導をいただきながら、方向を定めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、いつも申し上げておりますように、病院経営は何といたってもお医者さんがいらっしゃらないとどうにもならないわけでありまして、現在までも副町長がお答えしておりますように、いろんな形で医師確保については努めておるわけでございますけれども、今後も引き続いて全力を挙げて努めてまいりたいと、このように考えておるところでありますので、議会におかれましても、格別なまた御支援をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 今後の病院について、本当に大変な

直面に入っていきますけども、どうか町民が安心して受けられる医療が保障できますように、御努力よろしくお願ひいたします。

このようなその病院経営の困難さの一番の根源になっているのは、やはり国の医療制度が改悪され、研修医制度が入ったり、それから診療報酬の減額、そういうものが大きな原因になっていると思いますので、町の方でもこれからやはり国のそういう医療制度を改善していただくことを要望していただきたいと思ひますし、私たちもできる限り、いろいろな組織を通じながらそういう要望を国の方にも上げていきたいと思っております。

それでは、3項目目に入ります。

日原地区の自然を取り込んだ観光行政についてです。

日原地区には、安蔵寺山、清流高津川、日原天文台など、豊かな自然とそれを利用した施設がたくさんあります。そして、それらを生かすために、さまざまな取り組みが行われています。

皆さん御存じではあるんですけども、安蔵寺山はブナの原生林やオオミズナラなど、近隣では見られない自然が残されています。四季折々の山を満喫したくて、愛好家たちが登山を楽しんでおられます。毎年春や秋、早春にもありますけども、ブナの観察会とかキノコの観察会

等、いろいろなイベントが催されております。安蔵寺山のすばらしい自然をたくさんの人たちに知ってもらい、楽しんでもらうために、登山道の修復や草刈り、案内標識の設置、新しいルートの開発など、地元の自然の会の会員を中心に地道な努力が払われています。

次に、高津川についてですが、国土交通省が8月21日に発表した全国の一級河川の2006年水質調査の結果によれば、水質ランキング1位に全国9河川が並んだそうですけども、その1つに高津川が入ったということです。これは、下水道の整備、農業など、産業排水のチェック、住宅用浄化槽の設置など、流域の自治体や住民の水質浄化に向けた取り組みの成果だと思えます。また、これは私の個人的な思いなんですけど、最近では高津川の水量、渇水になりそうになると雨が降って水量がふえるなということ、ずっと去年あたりから感じておりますので、その水量のこともあるかもしれないと思えます。

高津川ではアユ釣り大会が行われたり、カヌーを楽しんだり、水辺でいろんな楽しみがあります。それから、上流では溪流釣りも行われます。それから、大魚、大魚溪っていうんでしょうか、大魚とかシルクウエー日原の沖などには、オシドリもたくさん飛来します。また、初夏の新緑、キシツツジのピンク、秋のモミジが水辺に映えるさまは、本当にここに

住んでいてよかったなということを実感させてくれます。

日原天文台は、近隣にはない大きな施設で、美しい星空の観察で人々を魅了します。節目節目では天体ショーを映し出してしてくれます。

まだまだ挙げればたくさんありますが、このように日原地区には豊かな自然や、それを活用した施設があり、それらを生かした活動が行われていますが、内外にはまだ余り知られていないようです。歴史の町、津和野と豊かな自然に恵まれた日原が個々に存在していて、取り組みもそれぞれ個々に行われています。これらを結びつけた取り組みを行い、町外の人々にも知っていただければ、地域資源の価値は高まるのではないのでしょうか。

さらに、町外から来られた人に地域の産物のよさを知っていただければ販路も広がり、地域資源の価値は2倍にも3倍にも高くなるのではないかと思います。点の取り組みを線に、さらに面にまで広げる取り組みを、行政が推進役になってそれぞれの団体などへ働きかけをしたらいかがでしょうか。

また、先ほども述べましたが、登山道の管理や整備、高津川の管理や護岸の管理、整備、天文台の施設の管理、整備、また登山ガイド、川遊びの指導者等の養成など、町の投資が必要なことがたくさんあるよう



に思います。財源が厳しい中ではありますが、先の見通しをもって少しずつでも投資していく必要があるのではないのでしょうか。ボランティアで色々な活動をしておられる方もたくさんおられますけども、やはり町からの支援を本当に強く望んでおられます。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 日原地区の自然を取り込んだ観光行政についてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、町としても力を入れていきたいと考えております。津和野地区内の旅館から日原天文台への星バスの運行は、一昨年より4月から6月にかけて実施をしてきておりますが、そのほかでもこのたび御提案をいただきましたことを念頭に、テレビ、雑誌社への紹介をいたしまして、取り上げていただいたところでございます。

最近では、二、三おっしゃいました高津川が全国で一番水質がきれいな川であることを国より発表していただきましたので、改めて大きくPRできる材料がそろいました。特に高津川流域でとれるアユ、ワサビは魅力的でございますので、今後も津和野の歴史と日原地区の歴史を結びつけた新しい取り組みに努めてまいりたいと考えておるところで

ございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 最近では、旅行社の方のアンケート調査が、ボランティア活動をしている方等でしょうか、来てるというようなことも聞きました。そういう旅行関係の方たちも関心を持たれているようですので、やはりPRも大いに必要ではないかと思います。やはり歴史の津和野、自然の豊かな日原、これを結びつけた津和野町としてのPRを大いにすることによって、津和野の名前は全国的にはよく知られておりますので、歴史だけではないんですよ、自然も非常に豊かなところなんですよということがわかっていただければ、本当にそれを求めて町外、県外からやってこられる方もあると思いますし、やはり豊かな自然があるということでは、食べ物、それからそこに食べ物も求めたい、そこに実際住居もしたいと、そういう方もあらわれるかもしれません。

本当に夢のような話をしておりますけれども、やはり今、今からは田舎が見直される時代になるのではないかなと思いますので、大いに担当課を中心にして、いろいろな工夫をしていただき、PRに努めていた

だきたいと思います。

それから、財政的な援助もやはり必要ではないかと思いますが、ボランティアに頼るだけではなく、町の財政的な援助、そこの辺は考えておられるかどうか、お願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 登山道の整備等につきましては、安蔵寺山のそうした愛好家によりまして、新しいルートを開発等もしていただいて、それについては十分存じておるところでございまして、そのときの燃料代等については、わずかではございましたが、支援をしたところでございます。今後もこうした取り組みに対して、どのくらいの支援ができるかわかりませんが、一緒になった取り組みにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 支援については、実際油代等は町から出ているけども、草刈りには草刈り機の草払い機ですか、その刃の交換とか、いろいろ経費がかかるわけですので、今後大いに考えていただきたいと思います。

それでは、4項目目に入ります。低所得者や高齢者の税負担軽減につ

いてです。

2004年度の税制改正により、定率減税や老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小などにより、非課税だったのが新たに課税対象になった世帯が生まれています。これにより、住民税非課税世帯に認められていた優遇措置も受けられなくなり、国民健康保険税や介護保険料が数倍にはね上がった高齢者もあります。

さらに、前年の所得が125万円以下の高齢者に適用されていた住民税非課税限度額の廃止により、住民税は2006年度、これ昨年度ですが、から3年間で段階的に引き上げられ、特に低所得者や高齢者には税負担が重くのしかかっています。負担軽減が必要だと考えます。今年度の収入が激減した場合や、納税者が死亡した場合、税負担が重くなった高齢者に対して、軽減策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

また、要介護認定者は、ほとんど障害者控除の対象になると思いますが、該当者で実際に控除を受けている人がどれくらいおられるのでしょうか。控除を受けていない人への周知が必要だと考えますが、どのような方法で周知しておられるのでしょうか。

以上について御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてであります。今回の法改正による定率減税の廃止は、全納税者に影響を及ぼしておりますし、65歳以上の老年者の方については、所得が125万円以下の方に影響を及ぼしております。納税者の税負担は確実に増加をしていることは事実であります。

今回の法改正は、年齢のみを要件とした特例措置を廃止することにより、世代間の不公平感を是正するという事で実施をされたものと思っております。また、景気が回復したということで廃止をされた定率減税については、依然景気の回復が見られない当町にとっては、厳しい法改正であったというふうに思っております。

御承知のように、町県民税の納税者は、1月1日の住所地により、前年度所得を基本に6月1日に納税額が決定をされるものであります。したがって、1月1日に生存をされていれば、すべての方が課税対象者ということになりますし、今年度所得が激減をされても、前年度所得で計算をされることとなります。

ただし、所得が激減をされた方に対しましては、税源移譲に伴う経過

措置ということで、以前の税率を適用して税額を算出する制度が設けられておりますが、納税者の申告制であるということと、平成20年の1回限りの経過措置ということでもあります。したがって、基本的には前年度所得でされるという状況は変わらないということでもあります。

いずれにいたしましても、これらの対応につきましては、現行の地方税法に基づいておりまして、町独自の減税対策は困難であるというふうに考えておりますが、こうした現象によりまして、納税が困難な方につきましては、納税相談という形で対応をしてみたいと考えておりますので、該当者がおられましたら、個別に御相談をいただきたいというふうに思っております。

それから、第2点目であります。要介護者認定の関係であります、本町の要介護認定者は870名であります。このうち、障害者控除対象者は645名、それから、特別障害者控除対象者、要介護4と5の方であります、それは225名ということでもあります。また、実際に障害者控除を受けておられる納税者は222名であります。ただ、この222名の数字の中には、他の障害の方も含まれております。870名と222名の人数的な差につきましては、恐らくは低所得者であろうと、要するに非課税者であろうというふうに考えております。

要介護認定者の障害者控除制度につきましては、町広報やCATV等によりお知らせをしております。また、課税の際、実際に税額が発生される方につきましては、健康福祉課より要介護認定者の名簿をいただいております、それによりチェックをしております。また、その辺でも仮にミスがあって、納付書を送付したという場合、本人の方から申告があれば、事実を確認した後に税額更正を行っております。

現在の事務体系につきましては、御説明を申し上げたとおりでありまして、現段階においては特に問題はないというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 減免措置についてですけども、浜田市では今年度の所得が激減して方とか、それから、本人が死亡された場合の減免制度を導入しているということを聞いております。浜田市だけではなくて、ほかにも県内多少そういう市町村が単独でやっておられるところがあるんじゃないかなと思います。本当に厳しい財政の中で、税収を少しでも多くということもありますけども、やはり本当に生活が困難な人に対しては、このような配慮が必要なのではないかなと

思います。

それから、要介護認定者で障害者控除が受けられる人という点につきましては、該当者が870名ですか。その中で実際に障害者控除を受けておられる方は222名とあります。ということは、これ600名余りの方が、その控除を受けておられないと。その方は、その低所得者ではないのではないかっていうような御回答があったと思いますけども、実際私も経験したことなんですが、親戚の者が要介護認定受けまして、でもやはりそういう人が障害者控除が受けられるということが、私自信もわかりませんでしたし、そういうことをアドバイスすることもできなくて、ほかの方から聞いて、ああ、そういう控除が受けられるのかということが実際わかりました。

この600何人という方の中には、それが不必要な低所得者だけではなくて、やはりそういう制度を知らない方がかなりおられるのではないかなと思います。ですので、やはりそういう制度があるということ、該当者にやはり周知していくことが必要ではないかなと思います。一番望ましいのは、個々の該当者に対してこういうことがありますよ、おたくはどうですかというようなことを実際に教えてあげることが、本当に行政として親切なやり方ではないかなと思いますけども、その



点はいかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 1点目のもので、浜田は実際に減免をしているということではありますが、私の方では十分詳細を把握しておりませんので、今後問い合わせ等をしながら検討してまいりたい。あくまでも今の時点においては、うちの方では納税相談という形で何らかの相談に応じるという考え方があります。

それから、もう一点目であります障害者控除の制度の周知であります。基本的には町広報等に掲載をしておりますので、それを熟読していただければ、ある程度わかるというふうに考えておりますし、もう一点は実際に申告をされるときには、障害者の方で本人が来られない場合には、家族の方が当然来られて申告をされるわけでありますので、そのときにこういうふうな控除がありますというふうなことについては、十分説明をしながら、できるだけ課税が安くなるっちゅうたらおかしいですが、控除漏れのないような形での申告を今でもいたしておりますので、そういった意味において今のやり方で特に問題はないというふうな判断をいたしております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） できるだけ納税者の立場に立って、本当に親切な御指導なりアドバイスをしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、最後に移ります。後期高齢者医療制度について質問いたします。

来年4月1日から実施される後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が対象で、都道府県を単位で新たにできた広域連合が運営する新しい医療制度です。現在、子供の健康保険などの扶養家族になっていて、保険料負担がない人も含めて、75歳以上のすべての高齢者が保険料を支払うこととなります。各県ごとに保険料の試算がされているようですが、ほとんどの人が保険料増額になると予想されます。

年金額が月1万5,000円以上の人は、年金から保険料が天引きされます。保険料が払えない人、これは年金額が1万5,000円以下の人は天引きになりませんので、自分で払うようになりますが、そういう人の中に払えない人が出てくる可能性があります。4カ月で短期保険証、1年払われないと資格証の発行がされ、1年6カ月では給付の停止ということだそうです。

これまでの老人保健法では、75歳以上の人にはこれは適用されて

いませんでしたので、安心して医療を受けることができました。しかし、この短期保険証とか資格証の取り上げとか、そういうことが法律に明記されているために、国保と同じように未納の高齢者は窓口で診療を受けた場合、窓口で全額支払わなければなりません。お金のない人は医者にかかれなくなります。また、病院への診療報酬が引き下げられているために、該当者への差別医療の手抜き危険性も考えられます。これは、この回答の高齢者の場合、診療を受けた場合、後発的な支払いというのが行われるようであり、実際その診療費が一定額で打ち切られるということで、その診療の手抜き等も考えられるということです。

このように、問題点の多い制度ですが、町内の該当者にこの制度の内容がどの程度周知されているのでしょうか。また、この制度は高齢者の負担が大きくなるばかりではなくて、市町村の財政負担が大きくなると言われていますが、そのとおりでしょうか。負担増にならないよう、県の広域連合として国に対して財政支援を要望しているのでしょうか。

それから、広域連合になると、きめ細かい対応ができなくなることが予想されますが、苦情などがあつた場合、町の健康福祉課が窓口になって受け付けるのでしょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、後期高齢者医療制度についてお答え申し上げます。

近年、高齢世代人口の急増に伴いまして、老人医療に係る医療費が大幅にふえ続けており、これを支える若年世代の負担が年々増大をしております。世代間の負担の不公平が拡大し、このままでは国民皆保険を基盤とする現在の日本の医療制度が維持できなくなる恐れがあります。

このため、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、保険財政基盤の安定と財政運営の責任を明確化するという目的で、昨年6月、「高齢者の医療の確保に関する法律」が公布され、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を運営主体、これは保険者ですが、「後期高齢者医療制度」が平成20年4月1日から施行することになっております。

「後期高齢者医療制度」は、現在老人保健法に基づいた老人保健制度で、各種医療サービスを受けておられる75歳以上の方、寝たきり等の一定の障害がある方につきましては、65歳以上の方を含んでおりますが、この方を対象とする独立した新しい医療保険制度であります。これまで老人保健制度で行っていた医療サービスは、平成20年4月か

らは「後期高齢者医療制度」に引き継がれるということになります。

なお、対象となる方については、「後期高齢者医療制度」に移行するに伴い、現在加入されている国民健康保険や社会保険等の医療保険からは離脱することになり、新しい後期高齢者医療での医療保険に加入、移行することになります。

保険料につきましては、現在広域連合で試算中でありますけども、厚生労働省が示した試算によりますと、基礎年金79万円のみ収入の高齢者は、子供と同居していなければ月額900円、同居している場合は3,100円、厚生年金の平均額208万円と想定しておりますが、これを受給している高齢者につきましては、所得比例部分が上乗せされますので、6,200円になる見込みであります。年間ですと7万4,400円ということになります。

原則として、全員から保険料を徴収いたしますが、配偶者や子供の健康保険の扶養家族として保険料を支払っていなかった高齢者につきましては、新たに支払いの義務が生じることになるため、激減緩和措置として2年間の保険料を半額にすることとなっております。対象となる高齢者は、全国で約200万人と予想しております。

また、周知等に関しましてはありますが、広報8月号に「後期高齢

者医療制度」について掲載をいたしました。11月号にも続いて掲載する予定といたしております。

次に、市町村の財政負担に関しましては、「後期高齢者医療制度」の運営につきまして、都道府県単位の全市町村が加入する広域連合が行うこととされております。この広域連合の安定的な運営のために、財政安定化基金、保険基盤安定制度などのリスク軽減制度が設けられておりますが、財政安定化基金の積み立て額については、今後国の算定奨励が示される予定であること、また保険基盤安定制度につきましては、広域連合において加入者の所得分布状況を把握した上で、保険料の軽減額の試算が行われ、全体の負担額が明らかになる予定でありますことから、現時点におきましては、明確な金額をお示しすることができません。

現在、広域連合におきましては、保険基盤安定制度の積算の基礎となります保険料率の決定のため、加入者の所得分布状態などを把握中であり、今後のスケジュールでは、11月の広域連合議会で保険料の条例が制定されることなどを考えますと、市町村の負担額につきましては、11月ごろには具体的な試算ができるものと考えております。

また、国に対しての要望等につきましては、当初より町村会、あるい

は市長会を通じ、国に強く要望をいたしているところであります。「後期高齢者医療制度」は、介護保険制度のシステムを県レベルに一元化した新方式によるシステムであります。窓口は健康福祉課であります。制度の周知等十分に留意いたしまして、サービスが後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この「後期高齢者医療制度」をつくったそのねらいとして、世代間の負担の不公平が拡大しているということが言われましたけども、これは本来なら後期高齢者、75歳以上の高齢者ですので、本当に弱い立場にある人たちですので、そういうところにさらなる負担をすべきではないと思いますが、こういうことを世代間の負担の不公平というふうにとらえること自体、その国の考え方がおかしいのではないかなというふうに思います。実際、本当にこの制度の導入によって困ることが起こる世帯がふえるのではないかなというふうに思います。

それから、現在の老人保健制度が引き継がれるということに、そういうこともありましたけども、引き継がれる部分もありますけど、大方が

改悪だと思えます。高齢者の負担が重くなっておりまして、それから、この制度を使うに当たって、非常に不便にもなるということです。

それから、激減緩和措置など行っているというんですが、それも2年間で3年目からはそういう緩和措置はなくなるわけですし、そういう面で本当に高齢者が大変な状況になるというようなことを、やはり町の段階でも認識していただきたいと、そしてできるだけ高齢者の、これは国の制度になるわけですから、高齢者の負担にならないようにするというのも、無理なことではないかなというふうに思いますが、まずはこういう制度が本当にまだ多くの高齢者には理解されていないと思います。高齢者を抱える世帯についても、まだ十分理解されていないと思いますので、該当者のところに直接こういう制度になりますということを、やはり通知を送って周知をする必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 制度の周知につきましては、この前ちょっと新聞等でおりましたけども、岩手県あたりでは回っているところもございます。しかしながら、料金設定そのものが詳細にわたって説明ができない状況にあります。その是非につきましては、時期尚早



であるというふうなことも書かれております。したがいまして、広域連合が11月には示すということになっておりますので、その後につきましては、明確な説明ができるのではないかというふうに思っております。今後広報、あるいは各公民館単位でありますとか、きめ細かい説明も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この制度を来年4月から実施になるということで、もう全国各県では、その広域連合でいろいろ取り組まれ、問題点も随分出ているということで、全国的にこの制度は非常に大きな問題を含んでいるということを考え、国へのいろんな要望も行われているようです。ですが、これ4月1日から実施というのではなくて、本来ならもうこれ凍結するか、中止して撤回するか、そして大幅な見直しをするか、そういうことが行われないと、本当に大変になるんじゃないかなというふうに思いますので、今後町としての国への働きかけもしていただきたいというふうに思います。

以上、5項目にわたっての私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、14番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序4、4番、青木克弥君。青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） 通告によりまして一般質問を行います。

まず最初に、予算の執行についてでございますが、予算の執行については、今まで厳正にチェックをされ、それぞれのところで検討されてやられているということでございますけれども、今年度の予算執行につきましては、特に近年、財政状況が厳しさをますことですので、とりわけ今年度の予算執行については、さらに事柄の厳密な精査が必要であるというぐあいに思っておるところでございます。

19年度の予算編成につきましては、既に4つの基本的な考え方に基づいて、枠配分というような方式のもとで行われておりますけれども、現在一般会計が63億4,600万余の当初予算ということで、昨年度に比べまして若干の少ない方向での予算編成でございましたけれども、もう既に昨年の12月現在の71億余の予算へ今回の補正でなるかというような予算であろうというぐあいに認識をしているところでございます。

そういった意味で、今までにもいろいろ検討されて、予算執行についてはいろいろな疑義の中でも行われておると思いますが、その

予算執行についてのいろいろな方法、あるいは具体的にどのように対処されているかというたことを、総論ではなくて、具体的な例で説明を求めたいというぐあいに思います。

さらに、そのことが来年度予算に向けてどのように生かされていくのか、そういうことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、本年度の予算執行についてのお尋ねでございますが、極めて厳しい財政事情のもとでの予算執行でございますので、当然のことながら、旧来にも増してきめ細やかなこの目配り、気配りが重要であろうと、このように考えておるわけでありますが、そうした視点から、この半年間内部検査を行いながら予算の執行に当たっておるわけであります。

現時点におきましての取り組んでおりますそうした状況等につきましては、副町長からお答えを申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御質問いただきました平成19年度予算の

執行について御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、非常に厳しい財政状況の中、町民の皆様方へも御協力をいただき、行財政改革を進めているときでありますので、当然のことといたしまして、予算執行に当たっては常にチェックし、精査し、実行しているところであります。

昨年制定いたしました津和野町行財政改革大綱において示しておりますように、行財政運営全般にわたって「計画策定・実行・検証・見直し」この4つのサイクルを確立し、取り組んでまいりたいと考えております。それには、まず職員の意識改革が必要であり、昨年度より定期的に全職員を対象に、行財政問題を中心に研修会を開催しております。

すべての職場ですべての職員が町行財政の現状について共通の認識の上に立ち、改革に向かって心を一つにすることが重要であると考えております。

また、このことは住民と行政が改革意識を共有することもあわせて非常に大切なことでもありますので、情報の開示や住民との対話、例えばCATV放送、集落における町政座談会などには極力参加するように努めているところであります。具体的には、合併協定項目の検証といった

しまして、バス路線、スクールバス等の11項目、事務事業の見直しといたしまして、町道等維持補修業務、庁舎用務員、日直等の13項目、組織機構の見直しといたしまして、組織の統合、再編の1項目、定員及び給与の見直しといたしまして、給与、時間外手当、定員管理等5項目、公共施設管理の見直しといたしまして、学校給食施設の統廃合、指定管理者制度の計画的実施等19項目、第三セクターの見直しといたしまして、民放法人の解散等3項目、財政の健全化といたしまして、予算編成方法の見直し、町税収納対策、税及び料の見直し等24項目、住民参加型の町づくりといたしまして、町政に関する情報の積極的な公開、各種団体の組織統廃合等10項目、人材の育成といたしまして、職員研修等4項目、その他の取り組みといたしまして、広域行政等2項目を中心に取り組みをしているところであります。

これらは、19年度までにすべてにわたって結論が得られるわけはありませんけれども、方向が定められました施策につきましては、20年度の予算編成に反映されていることはもちろんでありますけれども、問題点につきましては、さらに鋭意努力し、町政の目標である「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」の実現のために頑張りたいと考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今答弁いただきましたが、具体的な例での説明を求めたわけですが、いろいろ行財政改革大綱をもとに、あるいは実施計画をもとにしての方向性といったことで御答弁いただきましたが、今まで既にいろんなことが検討され、予算を執行する上でそれがこれで十分なのかどうかというようなことを精査した上で執行されているというぐあいには思うところでございますけれども、特に昨年度からいろいろ指摘をさせていただいております負担金、補助金の見直しにつきましても、3月定例議会の答弁の中でも、特に社会福祉協議会との関連において見直しを強化する一方、云々と、各その他事業を見直しをするというようなことを御答弁なされておりますけれども、そういうような具体例での中での説明がなかったわけですが、例えばここに今現在社会福祉協議会の協会だよりというのがございますが、この中に18年度の決算報告と19年度の一般会計予算というのが載っております。

その中に、町の補助金が幾ら幾らということで載っております。18年度では、その中身を見てもみますと、町からの補助金として3,300万円の決算報告ということでなされておりますが、その末尾に残高

が6,700万円余、これが次年度の繰越金ですというぐあいに書かれています。

こういうようなことが書かれておりますが、そうすると、一般町民からしますと、残高が6,700万もあるのに、何で町の補助金が3,300万出てるのか。19年度の一般会計予算につきましても、町の補助金として上程をされてございます。そういうようなことをそれぞれが執行する場合に、十分に検討がなされなければならないというぐあいに思うわけでございます。

もちろん、社会福祉協議会は社会福祉協議会のそれぞれの決算でございまして、その中身について我々がいろいろ言う次第ではございませんけれども、町として補助金が出ている以上は、それが正確にどういふふうな形で執行されているというような検証は、必要であろうというぐあいに思うところでございます。

そういった意味での、これはただ一例でございましてけれども、特にそういった観点で執行する場合に、大変に業務としては大変なところがあるかと思えますけれども、今補助金のことについて申し上げましたけれども、各種負担金でありますとか、あるいは法令外負担金の問題もございまして、ただ単に法令外負担金につきましても、審査会を通っ

たから十分だということではなかろうというぐあいには思います。その辺での御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 例えとして、社会福祉協議会の決算等の御指摘がありました。これにつきましては、過去からの繰り越しがたまっているということだというふうに思いますし、私どもといたしましては、単年度のその補助金につきましては、それなりに精査をしてさせていただいて、むだのないような運営もしてもらいたいということも含めて、社協にはお願いをしているところであります。

先ほどいろいろな執行に当たって、今日までのどういうことが実際に行われているかというふうに御質問で具体的な答えがないと言われましたけれど、先ほど申しましたいろいろな項目があると思いますけれども、この項目で例えばバス路線、スクールバス等の11項目の中で、バス路線、スクールバスについては、具体的に見直しをしております。それから、町道等維持補修業務、これにつきましても、直営をシルバー人材センターへ委託して、経費の削減とか、それから庁舎の用務員につきましても、廃止をしております。日直体制の見直しも、2人体制を1名にする。



こうしたことを見直しをしております、それから給与につきましても、職員等の給与につきまして5%の抑制をお願いして協力をもらってる。おおよそ最初に申しましたようなことにつきまして学校給食の施設の統廃合でございますが、2学期からは日原地域におきましては、1校ですべて賄うという形に統廃合もさせていただきました。こういう点が具体的には現在実施している事柄でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今の具体的なということで、若干御理解いただけなかったかというぐあいに思いますが、今の副町長さんの御答弁、その検討項目実施見直しということについては、確かにそうであろうというぐあいに思いますが、予算を執行するときどのようにやっているのかということが聞きたかったわけでございますが、そのことについても20年度の予算編成をする上で、十分御考慮の上、予算を編成していただきたいというぐあいに考えるところでございます。

なお、負担金や補助金につきましては、各関係団体、あるいは各関係協議会等々との決算時期と、それから予算編成をする時期、あるいは執行する時期、若干の時間のずれがあるわけでありまして、そうい

ったことも十分考慮の上で、十分精査をして執行していただきたいと願うものでございます。

次に移ります。

次は、農業問題でございますけれども、農業問題につきましては、既に農業基本法が変わりましてから、戦後最大の農業改革というぐあいに言われておりますけれども、現参議院選の中でも非常に農業問題が取り上げられましたように、問題の多い改革だろうというぐあいに認識をしておるところでございます。

ただ、依然としてこの農業関係をめぐる情勢は厳しいわけでございます、具体的には米政策改革推進対策、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策というような大きな3つの柱を立てて条件をやっておるわけでございますけれども、前回は若干お話をさせていただきましたが、そういうような個々の単品の施策そのものでは、この中山間地である我が町のようなところは、大変に問題が生じるだろうというぐあいに思います。

そこで、現在町には農業担い手支援センターというものが設置してございますが、この役割が今後大変に大きなものであろうというぐあいに思っておるところでございます。その中で、今年度の事業として各

地域の実態の把握と、農家の意向調査を実施すると、施策を展開する上では、これが必要だということをございましょうが、その進捗状況と調査結果についてどのようになっているのか、お伺いをしたいと思ひます。

そしてまた、その調査結果に基づいて、現況での問題点、それから課題がどのように整理されているか、お伺いをしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問の農業施策の展開について、御回答申し上げます。

まず、調査の件についてでありますけれども、この調査は固定資産税の名寄帳で農地を所有されております2,027名の方々について、その農地の現況を1筆ごとに調査しまして、またあわせて各世帯の農業の現状、そして今後の農業をどのように考えておられるかをアンケート形式で調査をさせていただいているものでございます。

当初の予定といたしましては、9月末までには回収し、集計までということを考えておりましたんですが、この調査初めてでございますし、広域にわたっております。そういったことで、なかなか自分の農地でありながら、該当農地の箇所が不明であったり、あるいはアンケートの答

え方の難しさ等による未提出等もございまして、現時点での回収率は47%の状況となっております。

したがいまして、調査結果を出すまでには現時点では至っておりませんが、国においては耕作放棄地の早期実態把握を求めてきておりまして、町としても農政の基礎資料となるものでありますので、今後は農業委員さんの御協力をいただきながら、早急に調査回収に努めてまいりたいと考えております。

また、今のような状況ではございますけれども、現況で考えられます問題点と課題ということで整理をさせていただきました。そういった中で、まず考えられる問題点といたしましては、高齢化の進行と人口の減少による集落の活力の低下、そして2番目として、法人等大規模農家が主になってまいろうかと思っておりますけれども、更新を迎えた農業機械の資金問題等、そして3つ目として、商業及び観光、これらと農業との連携の不足があるというふうに考えております。

また、課題といたしましては、一応5点上げさせていただきますけれども、まず1点目は、新規就農者等の担い手の確保、そして2番目といたしまして、集落営農、そして農用地利用改善団体等の組織化、そして3つ目といたしまして、水稻中心の農業からの脱却、すなわち今経営の多角化

に持っていかなければならないのではないかということです。それから、4番目といたしまして、それぞれの地域にあった作目の選定をしまいるということ、そして、5番目といたしまして、農業経営ビジネスモデルの提案をしていく中で、就農への足掛かり、そして定住対策等にも結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

こういった多くの課題が山積しておりまして、支援センターの期待も議員さん申されますように、大きなものがあると私たちも認識しておるところでございます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、集計結果がまだだというようなお話がございましたけれども、やはりアンケート等、それから実態を把握する上では、やっぱり何といたっても現場へ出るということが一番大事だろうというぐあいだと思います。このアンケートの実施状況につきましては、それぞれが今申しましたように、固定資産台帳に基づいた農地の所有するところへの、恐らく郵送で書いてもらうという形だったろうというぐあいだと思いますけれども、それでは現状を把握するには至らないというぐあいだと思います。まず、その置かれている状況や周辺の

状況、あるいは集落での取り組み等々がわかった上でないと、その農業が、農村がどのような状況に置かれているかという把握は、私はできないというぐあいに思っております。

そういった意味で、この支援センターの役割というのは、ますます大きくなるというぐあいに思いますけれども、そこでこの支援センターの親組織といいますか、これが津和野町農業育成総合支援協議会というものであるというぐあいに思いますけれども、これは国の担い手総合緊急支援事業に基づいて設置されておるというぐあいに思いますが、それらがこの支援センターをもって十分に機能していくためには、また大きな役割があるかというぐあいに思います。

しかし、そういった大きな役目がある状況の中で、いろいろな仕事が今されておると思いますが、今ここに津和野町の10月号の広報がございます。この中に津和野町農業担い手支援センターだよりということで、3番目の記事として載っておりますけれども、この中に私はけさこれを見たわけですが、大変に問題な点があるということで御指摘をさせていただきたいというぐあいに思います。

この中に、今米がどのような生産原価であって、米の生産消費がどういうぐあいになっておるかということがつづさに書かれてございます。

がしかし、この中で非常に問題なところがございます。その辺は、この担い手センターだよりを出す上で、十分に協議されておるのかどうなのかということが、あわせてお伺いをしたいというぐあいに思いますけども、つまり米をつくっても、赤字がかさむばっかしたというようなことが書かれてございます。毎年100円の米をつくるために237円を使い、137円損してると。

これは50アールの試算で出てございますけども、それに人件費を考えていませんので、赤字はさらにふえますというような表現がございます。常に米をつくりゃつくるほど、赤字がふえますよというようなことを言われております。そういうようなことが、この支援センターとは一体何なのか。支援センターは農業を支援していく立場にあるものではないでしょうか。

そういうようなことが書かれてございまして、その終わりの段階の中に、赤字を減らす方法というような項目がございまして、指摘がされてございます。「個別経営をされている農家の方は、御自分の生産収支の現状を分析し、10年後の地域を想像してみてください。あなたが次代の者のために、次の人のために何をなすべきか、いま一度考えていただければ幸いです」、こういう表現がございます。

私は非常に憤りを覚えたわけでございますけれども、実際に米をつくってる農家の方は、大変努力の中、御苦労の中で赤字覚悟でやられておるわけでございます。そういうようなことを十分にお考えの上で、少し内容を考えて出していただくと。これは、もちろん農家の方も行きま  
すし、町民全戸にいくわけでございますので、その辺のことについて、あわせて現在の津和野町農業育成総合支援協議会がどんな役割をしているのか。もちろん、開催状況も含めて、今のことについても御返答をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それじゃ、最初に津和野町農業担い手育成総合支援協議会について、御回答を申し上げたいと思います。

この協議会は、議員さん申されますように、本町における地域農業の担い手の育成確保のために、行政・農業・団体等が一体となって新規就農者や認定農業者の育成確保、集落営農組織の組織化、法人化、経営体質の強化等、推進することを目的として昨年3月に設置したものでありまして、構成する団体については、町、町農業委員会、それからJA西いわみ、町農事組合法人連絡協議会、県西部農林振興センター、石西地区農業共済組合であります。昨年は各団体の担当で定期的に協議



を行いながら、担い手育成総合支援事業等、国庫補助事業を導入し、実施してきたところでありますが、本年4月から農業担い手支援センターが設置されましたので、支援センターの事業計画及び予算等についての審議、そして承認をいただいているところでありまして、本年度は6月の総会と8月に臨時総会を開催してきたところであります。今後も本町の農政の基幹となる組織として、農業担い手支援センターと連携し、農業の宿題解決を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、別に御質問のありました支援センターのだよりの関係でございます。このだよりの発行につきましては、この支援センターができてから今3回目の発行でございますけれども、これを例月やっていこうということで進めてきたものでございます。今御指摘の記事につきましては、私どもセンターの職員がつくりまして、私も当然目を通しましてやってきたところでございます。

若干今御指摘の部分、配慮に欠けた部分があるように私も感じたところでございます。大変申しわけなく思いますけれども、私たちは農家を支援することが本来の目的でございますし、今の各農家の現状というものを見つめ直していただきたいという、そう思いから出した数字、

そして表現であったかと思いますが、若干本当配慮に欠けたということ、大変申しわけなく思います。今後も引き続いていろんな形で情報等も出していく予定ではございますけれども、そういったところは十分気をつけながらやってまいりたいというふうに考えております。

一応そういったことで回答になりますか。以上でございますが。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほどの広報につきまして御指摘をいただきました。農林課長の方で答弁しておりますけれども、私もこの支援協議会の会長という立場で御答弁させていただきますが、まず前半で、アンケート調査の中で回答の中での問題点なり課題なりというところがございます。本当の津和野町の農業の中で、確かに米をつくって一つの試算を示しました。

訴えたいと思っていることは、本当に確かに御努力をされてますけれども、年金なりその他の年金で生活されてる人が、非常に先ほど議員さんにも質問にありましたように、いろんな意味では高齢者の負担がいろんな問題でふえている。それで、その中でこうした米を努力していただくんですけれども、報われない単価で販売せざるを得ない。ですから、このあたりをやっぱり基本的にどのように地域の中で考えてもら

うか、一つの一石を投じさせていただいたというふうな観点を私たちは思ってるんです。

表現的には若干不足した部分もあるかと思えますけれども、何とか米を中心としたこの地域の中で、少しでも脱却が図れるということにはないのか。また、これだけの津和野町内の中で、集落営農を発展させて法人化したところが、今8組織、9組織ですか、あるというふうに思えますけれども、やはりそうしたところへ持って行って、お互いが楽の中で米の収入で、米に関する支出が賄えるようなシステムはできないか、そういう一つの思いという訴えも広報の中でしてまいりたいというふうに思いましたので、若干そこのあたりの、もう少し工夫というものも必要だったかというふうに思えますけれども、決して示した数字に対して、御努力されているということのないがしろにした思いはございませんので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 言葉というのは、とる方でいろいろなとり方がされるわけでございます。まして農業に全くかわりのない方も見られるわけで、農業者それぞれ、例えば集落営農組織の中におられる方、それとまた個々でやられている方、それぞれがとり方が違うわ

けでございますので、その辺のところは十分考慮されて、文言が印刷で出るわけでございますので、その辺の配慮を十分していただきたいというぐあいに思うわけでございます。

なおまた、農業育成総合支援協議会につきましては、ああして県の機構改革が進み、既に総合庁舎等々も将来は出雲部と石見1個ずつだというような方向で動いておりますし、まして現場を指導しております農林業の関係であります、そういうような組織も、もう既に浜田の方へ集約をされようとしておるわけでございます。

そういった意味で、それらを十分に相談をし、支援をしていく、そういった意味でこの農業育成総合支援協議会というのは、大変に大きな役目があるかというぐあいに思いますので、これらが十分に機能し、そしてまたそれぞれが十分な機能を果たしながら農業者、あるいは地域住民と一体となったいわゆる地域振興が図られますことを望みます。

続けて、津和野高校問題について質問をいたします。

現在少子化が進行する現況の中で、島根県は平成11年11月30日に、県立学校再編成基本計画というものを策定をいたしまして、平成20年度までの基本的な学校のあり方ということで検討されてまいりました。そしてまた、16年度から後期再編計画といったものを作成さ

れておりまして、その中で既に近隣の高校でも影響が出てきておりますように、小さな学校が廃止をされようとしておるわけでございます。

その基本計画の第2章の中に、統廃合気運というのが掲げられておりまして、普通科を設置する1学年2学級、そういうような方向については、いわゆる入学者数が定員の5分の3を切った場合、そういったものはいわゆる近隣の高校等の統廃合を検討しなさいというふうなことが書いてございます。しかし、我が町のような小さな地域にある高校につきましては、なかなかこの辺のことが今後大変な状況として見込まれるわけでございます。

中山間地域の高校といたしましては、今までもいろいろな役割を受けて、あるいは役割をしているというぐあいに思います。つまり、学校が地域コミュニティーや文化的な拠点の一つやったということももちろんであります。生徒がいることそのものが、地域の活力を上げているということも事実でございます。

そういった意味で、この新しい基本計画といったものが、今まで20年度まででございましたから、既に21年度からそのことについて検討がなされておるわけでございますので、我が町にある高校も影響を受けることは当然でございます。

しかしながら、この津和野高校は、明治41年に鹿足郡立高等女学校として設立をいたしまして、約100年間、そういった経過をいたしました。さまざまな恩恵を地域にもたらしておるところでございます。この高校がなくなるということは、いろいろな意味での大きな損失になるだろうというぐあいに思いますが、その辺でのことについて、町長の見識をお伺いしたいというぐあいに思います。

あわせて、このような状況を行政としてどのようにとらえているのか。今後の対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 津和野高校のことについてでございますけれども、御質問の中にもありましたように、少子化による児童生徒数の減少は極めて激しく、このままでいけばやがて津和野高校も、その存立が危ぶまれるときを迎えるということは、これ明白であります。いかにして生徒数を確保するかが大きな課題であります。

少子化の現状は、他地域においても同様でありますので、お互いが学校の存亡についてしのぎを削っているところであります。

問題は、超少子化の中でいかにしたら生徒数を確保していけることができるかであります。大変厳しい状況にはありますが、お話がござい

ましたように、明年は開校100周年を迎えるこの津和野高等学校を、何とか存立をさせるために、関係者一同が知恵を出し合い、汗をかくことが必要と考えております。

そのために、現在津和野高校の後援会を立ち上げ、取り組みをいたしているところであります。歴史と伝統の上に立って、さらに魅力ある学校づくりに努める以外道はないと、このように考えております。

維新政府の施策と明治文化の発展に大きく貢献をした先駆者的偉人を輩出し、津和野学問文教の府と呼ばせるに至った藩校養老館の精神を受け継ぎ、社会に大きく貢献できる人材を育成するために、島根県立津和野高等学校がこの難局を乗り越え、存続発展できますよう皆様方の格別の御支援を期待をするものであります。

現状等に踏まえての御質問につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、御質問のありましたもう一点の現状を踏まえた今後の対応につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

さきに県が示しました県立学校再編計画の後期計画、16年から2

0年度まででございますが、これでは津和野高校は20年度までは学級減は見込まないと、こういうふうにされていたわけでございます。

しかしながら、その後の急激な生徒数の減少等によりまして、計画の見直しをされまして、今年度から1学級減の2学級編成とされましたけれども、このことが県立高校とはいいながら、事前に町へ何らの予告もなしに行われ、まことに遺憾に思っているところであります。

この生徒数の減少傾向は、県下どこも同様であります。特に本町のような中山間地域に存立する高校が顕著にあらわれておりまして、今後とも生徒数の確保等を含め、早急な対応が求められているわけでございます。

現在、津和野高校に学校後援会組織を立ち上げ、津和野高校の存続はもちろんのこと、津和野高校の教育活動を支援し、地域に根ざした魅力ある学校づくりと良好な地域社会の維持発展に資することを目的に、今日まで活動されてきておりますけれども、今後ともこうした組織を中心に、さらに県等へ存続に向けた働きかけが必要だろうと、このように考えているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。



○議員（４番 青木 克弥君） 今現況を踏まえて、今後いわゆる後援会を中心にそれぞれ県に働きかけるというようなことでございましたけれども、既に21年度からの新しい再編計画が検討されている現在でございますので、その中で少なくともこういう方向へ行くんだというような方向性、もちろん行政が高校の内容までいろいろ言うことにはなりませんけれども、いわゆる地域の振興対策としての位置づけといたしたものを十分に説明をし、要望していただきたいというぐあいに思います。

既に16年度から20年度までの後期計画の中では、指摘されておりますように、高校の適正規模というのは、1学年が4から8学級ということで指定をされておりますけれども、とてもそういうようなことで中山間地の高校が維持されるわけではございません。今御説明の中にごございましたように、特色ある高校への設立といたしたものが、今後望まれるというぐあいに思います。

そしてまた、そういう基本計画の中の検討項目として、地域の振興策の中に地域の意向を受けながら、県と地方が一体となって検討していく必要があるということが指摘されてございます。そういった意味でも、地元としての意見を十分に県の方へ反映をされるように努力をし

ていただきたいというぐあいに思います。

ちなみに、明年100周年の記念行事が津和野高校は予定されてお  
るようでございますが、そのメッセージの中に、次の一歩ということが  
掲げられてございます。次の一歩がありますように、ぜひとも願って質  
問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、4番、青木克弥君の質問を終わります。  
.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時20分まで  
休憩といたします。

午後0時15分休憩  
.....

午後1時20分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い  
たします。

発言順序5、10番、須川正則君。須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 議席番号10番、須川でございます。  
通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、災害時の危機管理、特に水害について質問をさせていただきます。

今回のこの質問は、津和野町の防災計画が発表されてからと思っておりましたけれども、いまだに発表されていない。同僚議員の先ほどの質問がございまして、経緯等については理解をいたしておるつもりでございます。町民の生命、財産にかかわる重要な計画でありますので、慎重な上にも慎重な討議を重ねて、完全な防災計画というふうなものを発表していただきたいと思います。

なお、まだ発表されておられませんので、防災計画の内容等重複する場合があるかと思いますが、その点は御容赦をお願いをいたしたいと思っております。

第1点目でございますが、正常バイアスについてという項目でございます。

災害とは、予想しない事態を示す言葉であります。裏を返しますと、予想だにしないことが生じるから災害なのであります。災害現場からのテレビ等の中継を見ましても、生まれてこのかた、こんなことがあったのは初めてだというような放映がたびたびなされております。災害とは、まさに予測だにしないことが住民の身の回りに生じることを意

味することであります。

しかしながら、災害が生じようとしている現場の住民にいたしますと、これからの事態の展開に対して状況説明ができないことは大変不安を伴います。また、最悪の事態等は、不安過ぎて到底受け入れることはできません。それゆえに、何らかの状況想定を求めることとなります。それは、過去の水害経験であったり、ハザードマップに示された状況であったりします。

しかしながら、過去の水害経験が住民の避難行動を促進すると考えがちではありますが、そうでもありません。過去の水害経験において、被害状況が軽微な場合には、逆に避難の妨げになる可能性が非常に高くなっているということも、今までの調査等でわかっております。正常バイアスという言葉があります。これは、異常を知らせる情報に対して、大したことはないんだと解釈してしまう性質を示す心理用語でございます。今、この言葉が防災関係者に大変注目されております。人間だれしも大きな被害が出ると思いたくない気持ち、また、最悪の状況を想定したくないなどの心理状況に陥るのはやむを得ないわけではありますが、防災関係者にとっては非常に厄介な代物でございます。

この正常バイアス、この言葉でございますが、大変幅の広い意味を持

っております。あらゆる災害の原因を追求する中心的な心理的用語ではなかろうかと思っております。今回、この正常バイアスを説明するに当たりまして、宮崎市においての取り組みを紹介をいたしまして、提案をさせていただきたいと思っております。

宮崎市において平成17年、台風14号によって市内の大淀川流域で大きな被害が発生いたしました。ちなみに、これ平成17年の台風14号は、旧日原町でも避難勧告が出た台風でございますが、大きな被害のうち、多数の死者、行方不明者を出しております。どうしてそのようになったのかということを知るために、宮崎大学の工学部の助教授、村上氏によりまして、住民の避難行動を調査されております。

上流は、例年田畑の冠水、床下浸水などの諸被害が発生をしておったわけでございますが、当日の避難勧告指示などが出ているにもかかわらず、避難者は全体の37%でございました。最も多かった考え方というのが、過去の台風から判断をして、このような大きな被害が出るとは思わなかったとか、また自宅に取り残されて救出された住民の話等によりまして、過去の経験から畑が水につかるぐらいの程度だろうと、危険を大変過少評価をしているという結果が顕著にあらわれております。

一方、水害被害のない下流域では、90%の人が避難をいたしております。結果として被害の大きい地域住民の意識が、正常バイアスが働いたというふうに結んでおります。宮崎市では、この正常バイアスを抑える手段といたしまして、この台風の後に水害の恐れがある河川等88カ所に、水位を示す標識、量水表というんだそうでございますが、これを設置しております。普段から意識しておれば、危険をイメージでき、正常バイアスを抑える効果も期待できるのだと言われております。当町におきましても、実施できるのではないかなと思っております。

また、避難勧告、避難指示についてであります。当町にも一応マニュアルはあるんであると思うっております。川の水位によりまして、避難準備、避難勧告、避難指示等がわかるようにいたしますと、さらに効果が上がるのではないかとと言われております。いずれにいたしましても、普段から危険を意識しながら生活するという事は、正常バイアスを押さえ込む手段としては最良であると私は考える次第でございます。

この件につきまして、担当者の御意見をお聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、要介護、高齢者などの避難についてでございますが、要介護、高齢者、寝たきり状態の人など、避難に際しまして身体的制約の

大きい高齢者などの避難率は、今までの事例から見ても顕著に低いことは報告されております。したがって、要介護、高齢者の避難には、その身体的条件や周辺からの避難援助の有無が大きな影響を与えられているとされています。

一方、避難勧告、避難指示などの発令時におきますところの危機意識、避難の必要性の認識などは、一般世帯に比べまして比較的早い段階において情報を取得しておりまして、危機感も高いということがわかっております。これは、みずからが身体的制約を有するがゆえに、洪水等の被害に対する不安意識が高く、それが積極的な情報取得を即したと解釈できていると思っております。

災害時の犠牲者の多くが、こうした高齢者によって占められている現実を踏まえるならば、高齢者、災害弱者への配慮は重大な課題と言えます。担当者の考えをお聞きいたしたいと思っております。

また、このような高齢者及び災害弱者の現状を踏まえ、今年、内閣においては高齢者や障害者ら要援護者の災害時の避難支援について、支援ガイドラインが示されております。これを受けて、島根県においても今年7月に避難支援のガイドラインを作成したと新聞報道されておられました。津和野町においても、当然対応されているんだろうと思いま

すが、関係団体への周知等、進捗状況をあわせてお知らせをいただきたいと思ひます。

続ひまして、洪水時の避難についてでございますが、これは洪水だけではござひませんが、災害時の避難と言つてもいいのではなからうかと思つております。

通常、災害時の避難は、徒歩を原則としております。大体15分以内に到達できるところが避難場所としてはいいのではないかというようなことも発表されておりましたが、原則として車の利用を控えるべきだとされております。

しかしながら、避難勧告発令時におきましては、大変足元も悪く、強い雨の中、傘を差して、非常持ち出し品を抱えて徒歩による避難は、住民にすれば余りにも非現実的な要求と受け取られております。それが、車利用避難の基本的な背景となっております。さらに、車による避難は、人の避難であると同時に、家財として車の保全行動であるとも見逃せない要因であります。

しかしながら、駐車された車が、緊急車両の走行障害になつたり、停滞を助長する要因にもなります。災害時の住民避難は、今後においても車の対応が多くなると思われまひます。それを前提とした避難場所の設定、



避難経路等の計画、あり方等々、再検討する必要があるのではないかと  
思っております。これも担当者の答弁をお願いいたします。

最後に、ハザードマップ及びコンピューターのバックアップサイト  
についてでございます。

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図上にしたのがハ  
ザードマップであります。予測される災害発生地点、被害の拡大範囲及  
び被害程度、さらには避難経路、避難場所への情報が既存の地図で、地  
図上に図示されたものがハザードマップであります。

このハザードマップを利用することによりまして、災害発生時に、住  
民などは迅速に的確に避難を行うことができ、また、二次災害等の予測  
箇所を避けることもできるため、災害による被害の低減化等に非常に  
有効であると思われております。

特に、洪水ハザードマップについては、作成が急がれるのではなかろ  
うかと思っております。

続きまして、コンピューターのバックアップサイトについてであり  
ますが、災害が発生したときに、当然、考えられるのが電気がとまる、  
停電ということでございますが、現在においてコンピューターには大  
変重要な資料が入っておるのであると思いますが、災害時において

電気等がストップしたときに、コンピューターが立ち上がらないのでは、使用できないのでは、これ、全然話にならないことをございまして、対策がとっておられるなら、どういう対策であるかということをお答えをお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 10番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、住民の生命・財産を守るための防災計画につきましては、現在、作成中であるということ、既に他の議員さんの御質問にお答えをさせていただいたところでありますが、10番議員さんからは、災害時における情報の伝達手段や避難対策、あるいは、そのためのマップ作成についてなど、事例を踏まえ、種々、御意見、御質問をいただいたところでありますが、それらにつきましては、それぞれ担当者からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） ただいま御質問いただきました5項目につきまして、御回答を申し上げます。

まず、正常バイアスについての質問でございます。質問なり御提言でございます。これにつきましては、御質問の趣旨を貴重な御提案として

とらえ、県等とも協議してまいりたいと考えております。

続きまして、要介護、高齢者等の避難についてです。

「災害時要援護者避難支援ガイドライン」についての御質問だと思いますが、国は、災害による犠牲者の中でも高齢者の占める割合が高くなっていることから、高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制の整備が重要な課題と考え、平成18年3月にガイドラインを作成しております。また、県においても国のガイドラインを基本に、各市町村において避難支援に関する具体的な取り組みを促進するため、本年7月に県のガイドラインを策定し、市町村への説明会等も開催されております。

本町における避難支援体制の整備については、現在、県によって実施されている津和野町地内の浸水想定区域指定調査や土砂災害警戒区域指定調査は終わり次第、洪水や土砂災害等のハザードマップ作成作業に合わせて取り組みたいと考えております。

また、今回の防災計画の中でも、災害発生時に自力による危機回避活動や避難行動に困難を伴うことの多い災害時要援護者の安全確保については、個々の状態やニーズに配慮した対策の推進も考えており、今後、避難支援体制を整備し、救援救助活動を実施するに当たっては、地域住

民、民生委員やボランティア等の御協力をお願いすることになると考えております。

続きまして、洪水時の避難についてです。

今回の防災計画ですが、旧両町の計画の統合を主眼としながら作成したものであり、避難場所や避難経路などについては、今後、十分に調査・検討を要する必要があります。災害は、いつ襲ってくるかわかりませんので、早急にそうした調査等に入りたいと考えておりますので、その際には、御指摘の点も十分に視野に入れて取り組みたいと考えております。

ハザードマップについてでございます。

ハザードマップが災害時の被害低減に非常に重要な役割を果たすものであることは、議員御指摘のとおりであります。ハザードマップには、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、火山ハザードマップなど多くの種類があります。また、その内容は、どういったレベルまで示すのかによって、必要とするデータや情報、指標などが異なってくると言われております。

また、特に本町においては、洪水ハザードマップの作成が、住民の安全にとって急がれることは論を待たないところであり、議員御指摘の

とおりであります。

本年度から来年度にかけて、島根県においてハザードマップ作成に必要な調査である「浸水想定区域の指定調査」、これは19年完了予定ですが、20年、町村等の聞き取りによって指定がなされるものと思われます。それから、「土砂災害警戒区域指定調査」ですが、これも同じような行程になると思いますが、予定されております。これらの調査なくしては、ハザードマップの作成は不可能ですので、これら調査の結果によるデータを利用して、できるだけ早く、早急にハザードマップの作成に取り組み、防災計画へも記載していきたいと考えます。

最後に、コンピューターのバックアップサイトについてでございます。

住民情報等の重要なデータの保管については、平成18年9月に、津和野町情報セキュリティポリシーを作成し、ポリシーに沿った管理を行っております。

停電時の対応については、自家発電設備を既に整備しており、必要最小限ではありますが、緊急時にも利用できる体制を整えております。

また、サーバが故障等により利用できなくなる場合を想定し、サブサーバを本庁舎、津和野庁舎に設置し、バックアップをとるなどの対策を

講じております。

○議長（後山 幸次君） 須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） まあ、私の考え違いかと思いますが、私は、4項目、5項目において、今回、質問をさせていただくということで、15回ほど質問ができる中、思っておりましたけれども、始まる前に一遍にやれということでございまして、残るところ2回しか、もう、質問ができないというふうになっております。

私は、1項目ずつ、もう少し掘り下げた話をしたいと思っておったわけですが、これも2回ということになりますと、どこまで掘り下げられるのか、非常に疑問でございます。

それでは、まず、1点目からお伺いをいたします。

いわゆる町の避難勧告、避難指示の一応、マニュアルがあると思うんですが、このマニュアル、例えば、水位がどのぐらいになったら避難勧告を出すんだとか、そういうようなことがわかればと思っております。

それと、多分、旧日原町には量水表はあるんであると思います。私も、現役のときに、水位がどのぐらいということも聞いたような覚えがありますので、これがあるのでしたら教えてほしいなと思うことと。

今回、この質問するに当たりまして、まああっちこっち見て回りました。要するに、橋脚にそういう印があるのかなと思っておりましたら、実際のところありました。野口のJRの鉄橋に何メートル、何メートルという数字が書いてございまして、何か色分けもしてございましたけれども、これは災害とは全く関係ないんだなという感じを持っております。

こういうことというのは、いわゆる住民に対して、このぐらいになると危険なんだよということを知らせる意味も非常に大切であると思っておりますし、また、準備をする上にも、心構えとしても必要な方法ではなかろうかと思っております。

それと、もう一点、洪水時の避難についてでございますが、この最初の答弁の中に、今回の防災計画は、旧両町の計画の統合を主眼としながら作成したものであることが書いてあります。両方のつけ合わせだけだったら、何と時間がかかるような気がいたします。といいますのは、私の考えと大変差が出ておるなという感じを持っておるわけでございます。

ことしの3月に、私は、このことを質問しようかと思っておりましたんですが、総合計画、まだ出ていないということでやめました。そのと

きの同僚議員の進捗状況を聞かれたときの答弁が、「町民の生命・財産にかかわる重要な計画でありますだけに、策定には慎重を期すべきだと判断しておる」ということが出ておりました。

そういうことで、一生懸命精査されて、いろんな討論をされて頑張っておられるんだろうと思いつつも、これを見ますと、旧両町の統合を主眼としながら作成しているということが載っておりました。これ、どうということなのかということもお聞きをしたいと。

また、避難場所でございますが、これ、なかなか特定するのは難しいと思います。まあ2次災害のこともありますし、避難場所を特定することは非常に難しいとは思いますが、いざ災害が出たときに、いわゆる救援物資等々の配付等につきましても、そういうところを中心にして配付していくのではなかろうかなと思っておりますし、また、自動車の避難というのは、車で避難というのは、今から多くなるんだろうと思っておりますし、そうなってきますと、例えば、車で避難するときにはこうだ、徒歩でするときにはこうだというふうな、そういうふうな避難場所の設定というふうなものもやっていかないと、とんでもないことになったり、2次災害が起きたりするというようなことがあってはならないと思っております。



一応、この辺で答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） まず最初に、避難マニュアルについてでございます。

現在、防災計画を作成しておりますが、避難マニュアルにつきましては、旧両町時代からマニュアルは、ちゃんとしたこの水位について、どう逃げなさいとか、そういったものは作成しておりません。

で、先般、県の避難勧告等判断伝達マニュアルガイドラインという会議がありましたので、そちらの方へ出席させていただいておりますが、県内でも、ちゃんとした、どの水位になったら、どういうふうに避難しなさいというようなマニュアルを大半の町村がつくってない状態なんで、早急につくるようにという指摘は受けましたので、防災計画を完成後に、早急に、こういったものについても作成してまいりたいと考えております。

それから、水位についての関係ですが、これにつきましては、町独自の水位観測所は設けておりません。これにつきましては、国以外の国土交通省、それから県の今、ここの本庁舎の前の方の高津川の水位計はインターネット等で見られますので、それを参考に対応しております。

それから、3番目の洪水時の避難についての文言の中で、今回の防災計画は、旧両町の計画の統合を主眼としながらということで書いております。

旧の両町の防災計画自体がつくられましたのが、昭和60年代でございます。で、部分的な手直しはしてきておりますが、ほとんど大幅な修正をかけておりません。で、今回、基本にしとるとは書いておりますが、内容的には、ほとんど新しい内容と、すべて網羅してつくっておりますので、この辺の表現につきましては、一応、基本は両町の防災計画は基本にしますけども、大幅な内容変更をしております。

それから、避難場所でございますが、車の避難場所等についてでございます。避難場所につきましては、防災計画作成後に町民に配りますしおり等に、避難場所の図面表示等をして、わかりやすくしておりますが、車の避難につきましては、特別、表示しておりません。これにつきましては、車ですんで、かなりの面積のとれるとこということで、校庭とか運動場等になると思うんですけども、そういったものも、今後、検討しまして、載せるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 最後ですね。3回目ですね、これ。

最後ということでございます。まとめに入らなくちゃどうもならん  
ということでございます。

きょうは、9月25日でございますが、9月は台風のシーズンの多くなる時期でございます。韓国では、20人を超す死者が出ております。行方不明を出した台風11号、続く12号は東北地方に大変な大雨をもたらしました。秋田県では、観測史上1位となる24時間降水量が243ミリを記録いたしております。

地球温暖化で温度が上がった、海水からエネルギーを得た台風が大変大型化し、勢いを増しながら上陸して、大きな被害を与えるのが近年の特徴です。台風だけではありません。8月の末には、隠岐島では記録的な大雨となりました。400軒近くが床上浸水、床下浸水の被害を受けております。

松江市で、先日開かれました防火・減災フォーラムでは、松江高専の准教授浅田さんが、時間雨量100ミリ以上の発生が、ここ10年間で約2倍となっておる。時間雨量が100ミリというのは大した雨でございまして、これちょっと話はそれますが、私、川で漁をいたしまして、大体、六日市で20ミリ、時間雨量が降りますと、もう船を上げたり大

変でございます。100ミリということになりますと、その5倍ということでございますので、大変な雨量であります。

このような最高記録が、毎年更新されておる。想定を超える災害が起きやすくなっていると注意を喚起しております。

津和野町におきましても、非常に財政的には厳しいということが私も承知しておりますが、今回はなるべく財政が余り要らないようなことと思ひまして、提案をさせていただいたわけでございますが、ぜひとも実現をしていただきたいなと思っております。

要するに、災害の防災、減災のための対策は決して後回しにはできません。住民の生命・財産を守る観点からも、対策は急がなくてはならないと思っております。

きょうは、山岡課長が欠席でございまして、代理の斎藤課長補佐さんが答弁をいただいております。

これちょっとまた話はそれますが、二、三日前に、木部の方に行きまして、歌舞伎を見せていただきました。役者さんは全部地元の方でございまして、これが、なかなか説得力のある演技をされておられました。何が重要なのかなと思ひまして、いろいろな人にお伺いをいたしました結果、とにかくなり切ることだということをおっしゃっていただきました。

きょうは、斎藤課長補佐が課長になり切って、最後にひとつ質問をしたいと思いますので、御答弁をお願いをいたしたいと思います。

私、今までいろんなことを申し上げましたけれども、私の考えにつきまして、課長補佐の忌憚のない考え、意見というものを再度、お聞きをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 大変重要な答弁になるんです、あれですけども、今、議員さんから言われましたが、災害についての質問ということで、災害対応の重要性につきましては、強く認識しております。

で、今回、策定しました防災計画は、防災対応の基礎であります。今後、こうした防災計画をもとに、県等の情報とか、ハザードマップ等の提供を受けてマニュアルとかつくっていかなくてはならないと思います。とにかく、防災計画はできましたけども、これについての肉づけをしていかないと、防災計画自体が成り立っていないんじゃないかと思っております。

また、先ほど議員さんから宮崎の例をお伺いしましたが、私もインターネットで見て、その中に、まとめとして、防災時の避難市の主体は、

地域の実情をよく知る住民であることを考えると、避難勧告や避難指示の発令基準の設定や見直しは、地域住民の協力を得ながら進めることは重要であると考えることがうたってありました。

こうしたことが、よりよい津和野町の防災計画づくりになっていくんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） デビュー戦を飾られましておめでとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、10番、須川正則君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序6、3番、沖田守君。沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守でございます。

通告に従ひまして質問をさせていただきます。

まず最初に、さきに行われました7月29日に行われた参議院議員の選挙の総括ということで、地方の一町村の議員である私が、総括を求

めたり、あるいは論評を申し上げたりするのは、いささか大それ過ぎはしないかと思いながらも、地方からの声をぜひとも国政という強い願いのもとに、6月議会に町長に質問をした経緯もございますので、そういった意味で、いささかの総括について質問をさせていただくことであります。

国民の怒りが一気に爆発をしたというのが、今回の参議院選挙の結果であったというふうに思います。それは、マスコミで報じられましたように、余りにも都市と地方との格差、都会でも所得格差が出るとか、あるいは年金記録の不備問題であるとか、政治と金の問題であるとか、数を力の強行採決の数々等々が国民の大変な怒りを買って、有権者の審判があのような結果になっただろう、このような総括をいたしておりますし、私は、あの選挙結果を経て、これは私一人でなく、大多数の方と言っても過言でないかも知れませんが、選挙結果を踏まえて、政権与党である安倍内閣は総辞職をし、さらには衆議院を解散して、もう一度、衆議院の国民審判というものを仰ぐべきであったと、このようにだれもが思ったと思うではありますが、いかにして安倍総理を続党を表明されて、そして内閣改造をされて、この難局を乗り切ろうと、こういうことでスタートを切ったわけでありまして。

そして先般、9月10日に第168回の臨時国会を召集をされて、衆参で、特に参議院で与野党が逆転という中で、まさに、これから白熱した政策論議が展開されるであろう、こういうような状況下でありました。

私がきょう、質問を提出しましたのが、9月の12日でありましたから、9月10日に安倍総理は所信表明をされて、本来であれば、12日から各党の代表質問が始まると、こういうときでありますから、突如、辞意表明をされて、そして、それ以来、政権与党、自由民主党でおかれては、新しい総裁の選挙ということで、きのう、おとといまで、ばたばた劇が私は続いてきたと、こう思います。

そして、新総裁が誕生して、きょう、衆参で首班指名があつて、多分、今時分ごろから、今度は福田康夫総理のもとで組閣が今、始まっておる、そういう時間帯ではないかと推測をしておりますが、まあ、そういう状況下にある今日の政局の中で、私はまことに国民に対して国政を奮闘させて、もうちょっと責任のとり方があつたのではないかというようなことを論評として申し上げたいのであります。

そこで、私は、島根の場合も、もう既に御承知であります、私があえて何回も同じようなことを申し上げると、いささかお気に召さない



方もあるかと存じますが、県下の結果も56.4%、有権者が60万3,489名で投票率が71.81%ですから、43万3,359名が有権者の投票でありました。

若干、無効投票等もあって、その中で、56.4%の方が新しく出られた亀井亜紀子先生を支持をされたと、まあ、こういうような結果が出た。

そして、郡はさておいて、我が津和野町の場合も、8,164名の有権者で6,484票の投票で、これ、79.42%であります。亀井亜紀子、後藤勝彦両氏が得票したのは68.5%、7割方近い方が、当時の現政権与党に対してノーを突きつけたと、そういう結果であります。

そこで、先般、新聞紙上の報道で、これは出雲の西尾市長の新聞での報道でありましたので、それを真に受けて、私がおのれがそのまんま申し上げるんであります。新しく参議院議員が野党から出たと。私は、私というのは出雲市長、西尾市長であります。出かけて、当選お礼を申し上げた。

残念ながら、そこには島根県知事溝口善兵衛知事は、おいでにならなかった。失礼ではなかろうかというような新聞記事が載っておったの

は、私一人見たわけじゃないと思います。

私は、中島町長におかれては、本当に、ある意味では津和野町の出身でありますから、当然といえば当然でもありますが、選挙期間中から礼を尽くされ、なお、当選の暁には、またお会いになって、ねぎらいの言葉や今後への期待の言葉、そして今、我が町が置かれておる立場を切々と訴えられたのを目の当たりもしておりますので、町長には立派な行動をとっていただいたと、このように考えております。

私は、そういう諸々の選挙結果を踏まえて、これは6月の質問でも、町長にはお答えをいただいておりますから、同じお答えだろうとは思いますが、こういう結果になったということは、少なくとも島根県だけじゃなしに、地方に住む我々国民有権者は、地方を大事にしてくださいよ、もう一遍、地方に光を当てていただかないと、もう極限の状態にきておりますよという、その痛い思いが選挙結果であるということ踏まえて、国政に対して、あるいは島根県に対して、町長は引き続き、精いっぱい御努力をいただかんやならん、このようなことを思っております。

あわせて6月議会でも申し上げましたが、今、津和野町長・中島町長は、県下13町村の町村会長でもあられるわけですから、県下は

もとより、全国の町村長、市長会の皆さん方と一緒にあって、ぜひとも日本の政治を変えていただくように、引き続きの御奮闘をお願いしたいというようなことを質問の中身にかえて、お返事をちょうだいしたいと、このように思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、参議院選挙の総括についてということで、るる御意見を述べられ、また、御要請もあったわけではありますが、6月定例会におきます御質問に対しまして、私は、今回の参議院議員選挙は、かつてない極めて重要な選挙であると、このように申し上げたところでありますけども、結果は、あのよう、政権与党にとっては大変厳しいものであります。まさに、衆参両院では、ねじれ現象が起こったわけであります。

そういう状況でございましたけども、それにつきましても、お話もございましたが、選挙後における安倍総理の動きは、私どもにとっては少しわかりづらい、そういうものでございましたが、そうした中でありますけれども、内閣が改造をされまして、中でも、私どもにとっても最も関心の高い閣僚の更迭等もございました。

そうしたことで、旧来とは変わった、いわゆる地方に目を向けた政治

が行われるであろうということで期待をいたしていたところでありますけども、また、安倍総理、健康上の理由等もあったというふうに、昨日、記者会見ございましたけども、残念ながら、あのような事態になったわけであります。

したがいまして、期待をいたしました新閣僚の地方に対するお取り組み、何らまだ具体的なものが見えないで、この間、推移をしたということでありまして、いささか期待外れ、そしてまた心配をしながら、今後の政局を注視しておるところであります。これもお話がございましたように、既に、あるいは組閣がなされているかもわかりませんが、いずれにいたしましても、この選挙結果を受けて、従来とは変わった形で政策が打ち出されていくことは、これは私は間違いないことだろうと。また、そうなければならないことであると、このように考えておるわけであります。

今日まで、私どもは常にこの地方の実情を訴えて、地方に陽の当たるそういう政治を求めてまいったわけでありましたが、今後におきましても、なお一層、その声を大にしてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。議会の皆さん方の今後の格別のバックアップをお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 参議院選挙の総括、いささか私を感じたことを申し上げたりして、町長にも引き続いて、この地方の切実な願いを国政、県政へ、ぜひともつないでいきたいと、こういう固い決意をちょうだいいたしました。

続いて、次の質問に入らさせていただきます。

平成18年度の地方税及び国保税の収納状況ということで質問をしております。

一つには、合併時に、相当、旧津和野、旧日原ともに、滞納税というものを持って、新しい町へ持ち込んだわけですが、それ以降、どのような状況になったかというのが知りたい。そして、どういう対策を講じられてきたのかというようなことも、合わせてお伺いしたいということです。

で、2点目は、私も、十分勉強しておらないままに質問をいたしますが、この地方税の収納率、徴収率が、地方交付税にどのような影響を与えるのか。これ、収納率が低いと交付税が、かなり減額をされるという、そこまでは何回も聞いたことがあるわけではありますが、現況の津和野町の収納率等で、どういう影響が出ておるのか、出ていないのか、ここ

ら辺は非常に関心のあるところでありますのでお答えをいただきたい。

そして、3つ目には、ああして昨年から県と一緒にあって徴収税務の職員総合併任制度というふうな制度で対応しておいでになる、強行、強制執行等も含めてという、これも承知をしておるところでございますが、そういうことも含めて、税の徴収の状況が果たしてどのようになっておるか。

今の徴収方法で本当にいいのかどうかということも、何か策を講じる必要があるのではないかというようなことを3点ほど、まずはお伺いをするわけであります。お願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、18年度の地方税及び国保税の収納状況ということについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目でありまして、合併時として比較して滞納額は減少したかということでありまして。

合併時における滞納額は、津和野地域が1億694万、日原地域が1,788万3,000円というふうな数字でありました。本年9月14日現在において集計をした結果でありまして、津和野地域が1億2,61

5万4,000円、日原地域が2,090万6,000円というふうになっております。

内容的には、合併時の滞納額は、津和野地域では2,460万2,000円減少、それから日原地域では634万9,000円が減少というふうになっておりますが、平成17年あるいは18年に、それぞれ滞納額が出たために、結果としては、まあ増額というふうな形になっております。

税目的には、両地域ともに共通を言えると思いますが、固定資産税、それから国民健康保険税の滞納額が多いというふうになっております。結果的には、徴収に努力をして徴収して、幾らかは減少しておりますけれども、合併してからの新たな滞納額が発生しておりますので、結果的には、まあ数字としては膨らんでおるといふことでもあります。

滞納税の徴収につきましては、長引く景気の低迷で十分な結果が出ていないのが現状であります。引き続き努力をしてまいりたいというふうを考えております。

2点目であります地方交付税に収納率がどのように影響するかということでもあります。

御承知のように、地方交付税制度は、標準的な行政水準を維持するた

めに、必要な経費の財源を国が地方公共団体に保障することを目的としております。具体的には、基準財政需要額、支出の方であります、と、基準財政収入額の差額を交付税という形で交付をするものであります。

この基準財政収入額であります。基本的には税源移譲分は100%でありますので、それを除いて、法定普通税ということで算出を、税に関しては算出をされます。で、この法定普通税については、課税標準額の75%の徴収率で、税率については標準税率ということで計算をした数値を収入という形で見込んでおります。それで、あと各種交付金及び地方譲与税等がありますが、そういったものも見込んで算定をしております。

したがって、超過課税、要するに標準税率より高い税率を使っているところ、当町で言えば、固定資産税がそういうふうなものに該当をいたしますが、それを標準税率との差額は留保財源ということで自主財源になるわけでありまして。

逆に、標準税率以下の場合、実税収入額より計算した数字が多くなりますので、そういった意味では、損をするというふうな形になります。

当町の平成18年度の交付税算定時の収納率は87.2%であります。税率は標準税率以上、ほとんどが標準税率であります。固定が標準税



率以上ということであります。交付税算定に用いる税収入額は5億400万ですが、徴収率が75%を上回っているために、交付税額自体には影響をいたしておりません。

なお、留保財源ということで、残りの25%分、それから超過課税分と合わせたものが1億9,800万、計算上の数字でありますが、そういうふうな数字になります。さらに、計算上、交付税の場合75%で計算をいたしますと、それと87.2%の収納率の差によって生じるものが900万、これも計算上の数字でありますが、そういうふうなものが、留保財源として残るという計算になります。

仮に、徴収率が100%の場合には、留保財源が今より1億程度ふえるであろうというふうな計算上の数字になっております。

それから、収納方法は万全かということではありますが、本町の滞納額は先ほど申し上げましたように、現在1億706万円でありまして、その徴収には苦慮をしているところであります。

平成18年度には、徴収実務研修ということで、県職員と相互併任制度を実施をいたしました。また、町県民税の徴収につきましては、益田総務事務所との連携によりまして、滞納整理に努めているところであります。大口滞納者や多重滞納者、いろいろな税に共通しての滞納者であ

りますが、そういった方につきましては、内部組織であります町税等滞納整理対策本部を中心に、各課との連携を図りながら滞納整理に努めております。

景気回復の兆しが見えない中での徴収でありまして、今後、滞納者が増加することも懸念をされるところでありますが、口座振替の推進、あるいは納税相談といったものを積極的に推進をするとともに、税収の確保と納税秩序の維持のため、差し押さえ等の法的処分も積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 回答をいただきました中身を聞きますと、残念ながら、確かに合併時に持ち込んだ、その滞納額は、年次が1年、2年経過しておりますから、ふえてもらっちゃ困る、減るのは当然であります。それは当然、減るのが当然。

ところが、その減りようよりは、現年度分として課税をしたものがふえとるというところに問題があるんですから、私の質問に正直にお答えをしていただいておりますのは結構であります。肝心かなめはどこかということは、現年度分がどんどん滞納になっておりますよと、ここに

非常に危機感を抱いていただかんにゃならんと、こういうことなんです。

それから、今9月議会は、平成18年度決算の議会でもあります。したがって、決算審査特別委員会を設置をして、これから審査・審議に入るわけではありますが、その資料の中を見させていただいても、業務報告書の資料の中にも、要は、今、回答をいただいたような数字は、そこそこ入れてありますから、これでわかるんですが、不納欠損処理を毎年せざるを得ない、こういう状況があるわけであります。

徴収不納になるものをいつまでも置かれたい、時効ということで処理をせざるを得ない。あるいは失効という形で処理をしなくてはならない。あるいはまた、徴収不納という、似たようなことではありますが、どうも地方税法上の区分けはそのようになっておるようではありますが、そこで、それぞれ処理をしていかざるを得ないという、こういうことをできるだけ小さくしていかなければならない。

平成18年度の決算でも、町民税を初め固定資産税等々で、欠損額が745万という不納欠損処理をせざるを得ない。もう全く税として取れないという、こういう結果、あるいは国保税にしても300数十万、その他住宅料や等々、もろもろございますが、その決算報告の監査委員

さんの報告の中でも、1億6,000万ばかりが、残念ながら不納欠損処理で処理をせざるを得なかったというような——ああ失礼しました。現時点での未収は1億6,000万程度、現在ありますよと。よく気をつけて行政執行をしてくださいよという、こういう文面が入っています。ここら辺をひとつ、我々も決算特別委員会で十分なこの審査をいたしますが、このようなことが発生をしないように、特にお願いをしておきたいと、これは合併のときに、いささかこれは、かなり論議を呼んだことでもありますので、町長以下、ぜひとも担当部署を強化してでも、あるいは、私は、収納方法にひとつ問題があるんじゃないかということで、これ、法的にできるかどうかということもございますから、提起はさせていただきますが、御検討いただきたいと思いますのは、県や何かの住宅の住宅料の滞納等には、嘱託職員の雇用で対応しておるわけなんです。これ、専属で対応させませんと、たしか1名ほど、県との併用性で職員を任命しておいでになりますが、日中8時半から5時の間に、滞納徴収をして歩いても、その効果は、私は決して上がらないと。

夜、あるいは突如としてお伺いをして、集金体制を整えると、こういうふうな民間がやっておるような努力をしないと、滞納の減少にはつながらないと。もし、法的にゆるされることがあるならば、検討の余地

があるということを申し添えておきたいと思います。

それから、ことし、平成19年であろうと18年であろうと、地方税の徴税の1割に該当するものが今、残念ながら滞納になっている、こういうことでありました。国保税と住民税、固定資産税等々を含めれば、11%という数字に私が計算したらなりましたが、いや、町民税と固定資産税、軽自動車等々の税金だけで7,420万2,000円というのは、平成18年度の税収の11%ぐらいと、こういうことありますから、よくよ肝に銘じて頑張っていただかんにゃならんということを申し上げておきたいと思います。

以上で、税の問題については置きたいと思いますが、地方交付税に影響がないということでございます。詳しくは地方交付税の算定基礎というのは、我々一議員が質問をかけて、回答いただいて理解が得られるというような生やさしいものではないというのは、私も重々承知しておりますから、いろいろ回答をいただきましたが、その中身は残念ながら聞きました但しわかりません。わかりませんが、町税の今の徴収率が、津和野町の地方交付税には影響をしておらないと、こういう回答でありましたから、安堵をいたした次第であります。

次にまいります。

定住対策であります。これまた定住対策は、私は、去年の6月の定例会、第4回定例会で取り上げました。課長は、その後、変わられましたから、多少、回答にもそのときを踏まえての回答がいただけるかどうかと、思って心配しておりますが、定住対策は、きょう、最初の議員の質問の中にも、要するにね空き家情報というふうなことを中心に質問もあって、担当課長、それ相応の答弁をされておりましたが、私は、この定住対策というのは、口で言うのはたやすいけども、なかなか容易であると、これもよくわかりますが、要は、津和野町、一津和野町だけで考えるというような、もう代物ではないと。

私に言わせると、益田圏域を含めて、あるいは我が津和野が隣接する山口県の一部もありますが、行政区域が違いますから、一概にそこまでは申し上げることはできないかもわかりませんが、せめて、益田圏域の中で、広域行政は今、ごみ処理問題を初め、お互いに手を携えてやっておりますが、定住対策こそ、むしろ広域行政の中で連携をとってやらないと、功を奏さないのではないかと、いうことを思うのでありますが、まあ一つには、そのうちの商工業や農林業や、その地域の医療の体制だとか、福祉の問題だとか、そういうインフラ整備や農林・商工等々の振興策というものも付随しておらないと、定住にはつながらないと、まあ、

こういうことでもあります。ありますが、核になる、要は、住みやすい町というのは、残念ながら仕事場がないと定住にはつながらないということなんです。

私は、きょう、ちょっと長くなりましたが、去年の6月のときに、こういう回答をもらって、そのときに、いささか憤慨はして反論もしようかと思いましたが、余りにも啞然として反論、ようしなかったんですが、そのときの回答が、私は団塊の世代が700万人とも800万人とも言われると。そういう人たちを何とかこの地に帰っていただいたり、来ていただいたりというような策を積極的に講じないと、人口減少は、平成17年の国勢調査で、あのような無残な結果になったではないかと、ならば、頑張らにやなりませんよという意味で質問をかけた。

で、回答が、その対応の多くが、都市と同じように消費を楽しむ傾向が優先され、それに見合う所得ができないために人口流出を招いていると思われる。行政側は、いろいろな施策により、地域振興をもくろんでいるが、働き場がないといった理由があるにしても、近代科学の進歩が残らず、きらびやかな消費生活を夢見て、膨大な教育費を費やしたにもかかわらず、親元を離れる若者が、都心に向かっていくといったパターンを脱し切れないうちに悩みがある。

二世代、三世代同居による助け合い精神、すなわち先進国より発展途上国の助け合い家族による人口増加が著しいのも事実である。これは、本当事実であります。

定住に関する具体的な対策は、今後、さらに議論を深めたいが、この魅力的な歴史や風土に支えられた津和野町を我々が、生活の舞台として研さんし、力強く生きるさまが多くの人々の共感を呼び起こし、結果としてU I ターンの定住につながるといった考えが基本と考える。このような回答もらった。

団塊世代の迎え入れは、一般的に言われるような要求が寄せられている状況ではないが、島根定住財団がU I ターン希望者の会員登録制を設けているように、独自の会員制度などを検討している。まあ、こういうような回答じゃったんですよ。

何も策も立てずに、この魅力的な歴史や風土に支えられた津和野町の中で、我々が生きざまとしてしますが、結果として定住につながる。論文に至っては100点もらえるかもわからん、このような体裁で定住対策ちゅのができるわけがないというのを私は言いたかったんじゃが、残念ながら、当時の回答はこうだった。

したがって、もう少し積極的に、私は定住対策に取り組む必要がある



と、前段から同僚議員も質問しておりました。それにも回答ありました。その地域との中だけで、企業立地をしようというような、もう、そういう時代ではない。せめて、益田圏域の中で、あの核になる企業誘致ができれば、我々は、周辺の町村なんですから、必ずそこに空き家情報やその他の施策を講じて、そこから通勤可能なんですから、東京では、1時間も2時間も、あるいは、それ以上かけて東京へ通勤をするという今日の実態を考えると、30分、1時間が、そりゃ、通勤範囲内として迎えらるような企業誘致を益田を中心に、こういうときこそ、広域行政の連携で、私はやる必要がある。

そのためには、各町村が応分の負担をして、そこに人を張りつける。人を張りつけるにして、定住対策は私はできない。定住というのは、ある意味では、企業誘致等を含めたことを申し上げるんですが、人を張りつける。その人も、そこに自分の生涯をかけるぐらいの熱意のある職員を張りつけて、そして財政上、なかなか大変とは思いますが、拠点の都市ぐらいは、この圏域の専門スタッフがおるといような、そんな策が施されないと、農業の産地間競争じゃありませんけども、今、日本全国津々浦々の町や村が合併をしたといいましても、本当に疲弊をしておるわけですから、そして企業立地に血眼になって頑張っておるさなか

でありますから、ぜひとも、そういう施策を町長には御提案をいただいたりして、広域の中でぜひとも取り組んでもらいたいと、このようなことを考えておりますが、町長の御見解や担当課長の答弁を願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、定住対策について御答弁をいたします。

定住対策につきましては、本町の置かれている現状を考えると、公共事業の停滞に伴う地域経済の低迷、また、人口の減少と高齢化の進行、あるいは農林業の担い手不足による農林地の荒廃等、大変深刻な問題でありまして、議員もおっしゃいますように、喫緊の課題であります。

今、この時期に、困難で大変大きな課題ではあります、何とか知恵を絞り、また汗をかき、真剣に取り組まなければいけないという思いは、議員も私どもも共通であると思っております。

定住を考えると、地域の環境の改善、つまり、社会資本の充実、あるいは教育環境、また、地域医療及び地域福祉の体制の整備等、あらゆる施策が関連し、地域の総合力のアップが求められていると思っておりますが、中でも、「住むところと働くところ」が大変な重要な要素になると

考えております。

「住むところ」、すなわち住宅対策であります。これは、さきの16番議員さんにも課長が答弁をいたしておりますが、町内の空き家情報を財団法人島根県建築住宅センターの空き家バンク制度を利用いたしまして、その情報を町のホームページのトップに載せております。現在、7戸の町内ではありますが、町内で7戸の住宅が登録されておまして、そのうち1件の契約が成立し、既に県外から転入をされておまして、また、1件が交渉中でございます。

その他制度の利用ではありませんが、個人的に交渉されまして、都市部より定住の準備を進められておられる方もいるというふうにご報告しております。

最近、特に県外からの問い合わせがふえておまして、6月から9月の4カ月間ではありますが、6家族が現地確認のため来町され、担当課の方で相談を受けたところであります。

また、「働くところ」、つまり職場の確保でございますが、定住を考えると最も重要で、かつ困難な課題であると考えております。

さきに述べましたとおり、都市部住民の田舎志向の高まりを受けまして、本町も積極的な取り組みを展開すべき、このように考えておま

す。今まで、島根県定住財団の「産業体験事業」及び「住まいの支援事業」等を活用いたしまして、町内に定住された方がおられますが、今後、この制度の利用はもちろんでございますが、町として職場情報の提供、また紹介、そこまでかかわる必要があるというふうに考えております。

先ほど、議員いろいろ御提案もいただきましたが、町としても、そこまで踏み込んで、今後、やる必要があろうというふうに考えております。

具体策といたしましては、まずはさきにも触れましたが、町のホームページ上に定住に関する専用サイトをつくりまして、定住情報の一元化をいたしまして、その中で圏域企業、先ほど議員さん、おっしゃられました、益田圏域、圏域の単に津和野町だけでなく、圏域企業の求人の情報も載せていこうというふうに考えております。

さらに、働き場の確保におきましては、町内、あるいは圏域の中にある既存の産業振興を図ることはもちろんであります、域外からの新たな産業導入、すなわち企業誘致も重要と考えるのは、議員と同様の考えであります。

幸い、本町には、そのことにかなう町有の造成地が旧両町いずれにも存在をいたします。その造成地を有効活用する方策を、優遇策も含めまして検討すべく、近く関係各課を集め、対策会議を開催する予定にして

おりまして、早急に具体策を取りまとめ、事業展開を図りたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、議員の皆様、また、町民の皆様と危機感を共有しながら、困難な課題ではありますが、定住を促進することで地域力の向上に邁進したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） なかなか言うはたやすく、なかなか難しい問題と、こういうふう認識をしております。

しかし、2年、3年、5年、10年かかっても、これをやらないと、この地はだれもおらない町になってしまうということは、お互いの認識では一緒だろうと、こう思います。したがって、私はぜひとも、年数はかかっても、地道にひとつ精いっぱい努力をいただかないと困るなと思います。

前段、津和野高校の存続の問題を取り上げての質問もありましたが、いずれにしても人がおらなくなる、こんな世界をつくってはいけない、こういうことありますから、精いっぱいひとつ都市に1人や2人は、

私は情報企画課の仕事は、これまでも同僚議員からも、かなり指摘がありました。有線放送テレビジョン、これも立派に映してもらわなきゃなりません。企画という仕事というのは、我が町の最も重要な仕事のひとつであるというふうに、議員我々も思っておりますし、町長以下も思っております。

ここで、いろんな企画を立てていただく、それはただ、この津和野の地の中におっただけではだめだということですから、ぜひとも町長に稟議をいただいて、東京へ出たり大阪に出たりして、たまに出るんではだめですから、この圏域の中で何かをつくって、拠点に職員を置いて、そうして精いっぱい具体的提案を持って出かせないと、企業立地や何かは、恐らく生やさしいことではできないと思いますから、そのような体制を広域の中でぜひともつくっていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で3時5分まで休憩といたします。

午後2時50分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序7、11番、滝元三郎君。滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 通告をしておきました項目につきまして、順次、質問をさせていただきます。

もう既に答弁いただいた項目も多々ございますので、できるだけ重複は避けたいというふうに思います。

まず、共存病院の問題でございます。

厚生連よりの「公設民営化」に関する要望について、対応の基本的姿勢はということで通告をしておきましたが、この件に関しましては、既に同僚議員の質問に対して答弁がございました。これについては取り下げをいたします。

次に、「公設民営化」するとすれば、運営主体についてはどのようにお考えであるかということでございますけれども、「公設民営化」ということになれば、当然ながら本町の直営ということは、到底無理な話だろうというふうに思いますので、当然、どこかの団体であるとか、ある

いは医療法人等々に運営を委託をするというようなことになるんでありましようが、どのようなところをどのような団体なり法人を想定をなさっておられるのか。

例えば、現在の石西厚生連であるとか、あるいはどっかの医療法人、あるいは新しくつくるだとか、そういったことについてでございますけれども、この問題につきましては、先日、議会の全員協議会におきまして、私ども議員はお伺いをしておるわけでございますが、また、町民の皆様にはお知らせをされておりません。きょう、ちょうどテレビの中継も入るようでございますので、この際、町長の考えをお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

あわせて、現時点の見込みで結構でございますけれども、そういったいろんな団体、想定されとると思いますが、その中で、もう明らかに、こういう団体については可能性が低いんだということがわかるならば、あるいはお答えができるならば、もう、いろいろ可能性はあるけれども、こういったところについては、可能性は低いんだということがわかるならば、大体的見込みをされておると思えますので、その辺についてもお聞かせをいただけたらというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。



○町長（中島 巖君） 11番議員さんの御質問にお答えをいたします。

共存病院の問題につきまして、俗に言う「公設民営化」とはということでお尋ねでございますが、厚生連から要望のありました「公設民営化」についての基本的な考え方につきましての私どもの方針につきましては、既に、他の議員さんの御質問にお答えをいたしておるところでございますが、この際、「公設民営化」はやむを得ない選択肢であると、このように結論に達したところであります。

では、ちなみに公設とはどういうことであるかということでありまして、今、私ども考えておりますのは、土地建物や医療機器等を町有化することであると、このように考えております。そして、民営化とはどういうことかということでありまして、これは町が直接医療を経営するということではないということでありまして。

それでは、どのような形態、いわゆる医療事業を経営する受け皿でございますけれども、考えているかということでございますけれども、今まで、より具体的に、このことについて検討をしておるということじゃございませんけれども、まあ考えられることとしては、新たな医療法人を立ち上げて、それが受け皿になるということ。それから、今、視察は、独

立行政法人、非公務員型といったような組織を立ち上げて、これに経営をゆだねるとのこと。

さらには、既存の医療事業団体組織といったところをお願いをするということもあろうかと思えますけども、しかし、これは現実的には非常に難しいことであろうというふうに考えております。

それからもう一つは、厚生連にということもあろうかと思えますが、今日までの経過から見まして、現状の厚生連に医療事業をお任せをするということは、まず難しいことであり、あり得ないことであろうと、このように判断をいたしておりますが、そうは言いながらも、いろんな手続がありますので、当面の措置としては、これらも、やはり視野に入れておくべきではなかろうかなというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、非常に大事なことになるわけでありますので、今後、専門の皆さん方の御意見、あるいはまた議会の皆さん方の御意見等々、十分にお聞きをいたしまして、そして、しかるべく方向を見出していきたくと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） お答えをいただきました。

1点だけ、いわゆる町長の「公設民営化」に対しての基本姿勢でござ

いますが、町長言われるように、地域医療、あるいは地域最大の職場をなくすことはできないと。あるいは、長期の債務の損失補償を町がしている、そういったような、いろんな角度から、観点から「公設民営化」が唯一の選択肢であるというふうなことでございますので、そういう、そのような判断につきましては、十分理解ができるというふうに思っております。

ただ、まあ理解はできます、理解はできますが、私ども、あるいは町民の皆さんが、一番心配しておるのは、そういうふうに、まあ、そうすることによって、要するに病院を助けるというふうな形になるわけでございますが、そういうことをすることによって、町の本体は大丈夫なのかと、大丈夫なんじゃろうかなということですね。病院を助けることによって、病院も倒れるが、町も倒れたと。まあ倒れるというのは、要するに、近い将来、赤字債権団体になるんじゃないかなと、そういうおそれはないのかなという心配が一番しているわけですね。

そういう意味で、お聞きをしたいと思っておりますが、先ほど、町長、言われましたように、「公設民営化」ということでは、どういうことが、すなわち石西厚生連の現状の土地であるとか、施設であるとか、あるいは備品等々について買い取るということになりますと、相当多額な資

金が必要になるというふうに思っております。

まあ、そのように思われるわけでございますけれども、正式な鑑定というのは、今回、予算計上されております、今後の問題になるかと思いますが、一体どれぐらいの資金が必要であるのか、そのあたりが当然、今、検討段階であるというふうに言われるかもしれません。まあ大体、内部的には、ある程度、その試算というものがなされておるんかと思うんですけれども、まあ大体で結構でございますから、大まかな数字ですが、大体どの程度と。

例えば、10億前後とか、5億から15億の間とか、そういう大ざっぱなことなんですけど、そういうことが、非常に町民の皆さん、気にかかっておるし、知りたがっておると、私どもも、実はそうなんでございます。どの程度、町の負担になるのか、大ざっぱな数字で結構でございますので、もし、答えられるならばお答えをいただきたいと。

それからさらに、そういう多額の資金、まあ財源についてどのようにお考えか。当然ながら、起債という形になるんだろうというふうに思いますけれども、どのような起債をお考えであるのか、まあ、これも今からの検討と言われればそれまででございますけれども、大体どのようなことをお考えなのか、これについてもお聞かせをいただけたらとい

うふうに思っております。

先般、新聞記事に、実質公債費率の速報値が出ておりまして、2007年、今年度算定分で22.4、去年の算定で20.5というふうな数字が出ておりまして、非常に財政的には非常に厳しい状況でございますんで、この実質公債費比率にどの程度の影響があるのかということについても、非常に気になるところでございます。この点もあわせて、もしお答えができるものならば、お答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） まず、病院を助ける、いわゆる厚生連を助けるというこの観点ではございませんで、地域の医療をいかにして確保していくか、守っていくかという視点からの取り組みでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

そういう中で、どの程度の資金を要することになるかということでございますけども、まだ、資産の評価等もいたしておりませんし、わかりませんが、現在、厚生連が両病院の建設、あるいは老健施設、せせらぎの建設、その他で抱えております負債が、ごくあらまし申しま

して約10億という状況であるわけであります。

まあ、それらが一つの目安になろうかと思えますけども、実質、町が取り組んでいかなきゃならない額がどのようになるかというのは、今後の課題となるわけであります。

それから、もちろん5億にしろ、7億にしろ、10億にしろ、そうした財源が町の方にあるということではないわけでありますので、病院を、あるいは医療を守るということになりますと、当然、そうした財源手当を求めてまいらなきゃならないわけであります。

現在、県の方にも、そうした形で支援の要請もお願いをし、また県も検討を始めていただいておりますけども、そう容易なことではないというふうに、私どもも理解をいたしておりますが、いずれにいたしましても、お話がありましたように、町の直接な手持ちの原資があるわけでありませんので、やはり、いうなら起債といった形に大半を頼らざるを得ないことではなかろうかなというふうに思っております。

もう、そうなりますと、できる限り有利なそういう制度の活用、これをお願いをしていくしかないと、このように考えております。いずれにいたしましても今後の重要な課題でございます。

で、こうしたことで、今後、公債費比率等にそのことがどのようには

ね返ってくるかということでありますけども、まだ、これについても、きちっとした目安が立っておるわけではございませんが、いずれにいたしましても、町が借金をして対応をするということは間違いないわけでありますので、この数値が、財政指数に大きく影響してくるということは、これは避けて通れないことであろうかというふうに考えております。

町民の皆さん方が御心配をなさっていらっしゃるように、医療は確保することができたけれども、そのことによって、町が財政的に行き詰ってしまうというようなことになってはならないわけでありますので、その点が、非常に難しいところでありますし、また解決をしていかなきゃならない課題でもありまして、今後、議会の皆さん方の御指導、あるいは御支援も得ながら、できるだけ早くそうしたことについての目安を立て、そして町民の皆さん方にもお示しをすることができるように努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ぜひとも、町長言われましたが、ぜひとも有利な起債に向けて、大変ではございましょうけども、御努力をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次にまいります。

旧山陰道についてということでございますけれども、これにつきましても、同僚議員の質問に御答弁がございました。取り下げをいたしません。ただ、保存の声も強いようでございます。まあ確かに、歴史と史跡の町津和野に非常にふさわしい強力なアイテムが加わったというふうに考えております。県道との建設の関係もございましてできるだけ整合性を図っていただいて、保存に向けて全力を傾けていただきたいなというふうに思っております。

次に、橋の安全性ということについてお聞きをいたします。

御承知のように、先般、アメリカのミネソタ州におきまして、高速道路にかかる橋が、地震でもないのに突然落ちるという事故がございまして、人数ははっきりしない面もあるんですが、一応、9名死亡、あるいは6名以上が負傷をしたというふうな記事がございまして、非常に痛ましい事故が発生をいたしております。

で、その橋、古いのかと思いましたが、建設後40年程度しかたっていないというふうなことでございます。で、この事故を聞きまして、最近、特に橋の安全性の問題ということについて、あちこちいろいろクローズアップをされているわけでございますけれども、私も、近くに古い橋



がございますので、若干、不安を覚えまして、近くの古いと思われるような橋を2つほど、ちょっと調べてみますと、一つは、昭和30年建設という橋がございますして54年経過をしております。もう一つは、昭和でございますが、37年の建設で、もう47年経過しておると。まあ、路面あたり見てみますと、はがれがあったり、あるいは路面に割れ目ができたり、非所に、もう、まあ耐用年数は50年とか60年とか言われているそうでございますけれども、本当に大丈夫かなと、若干、不安を覚えたわけでございます。

まあ、このままほうっておかれると、近い将来、似たような事故が起きる可能性あるなど、十分あるなというふうに思ったわけでございますけれども、そこでお聞きをいたしますが、町の管理の橋で古い橋ほどの程度あるのか、経過年数別に本数がどの程度あるのか、お聞きをいたしたいと思います。

それからさらに、その町管理の橋につきまして定期的に点検を行われておるのか。そしてさらに、その結果についてはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、御質問にお答えしたいと思い

ます。

町の管理する橋梁は、町道、農道、林道合わせて342本あります。経過年数別には、40年以上が15本、30年以上40年未満が48本、20年以上30年未満が50本、10年以上20年未満が25本、10年未満が18本。経過年数不明な、いわゆるかなり古い橋かと思いますが、186本となっております。

定期的な診断ですが、阪神淡路の震災以降の平成7年度に点検をしております。議員さん指摘のように、米国の落橋事故以来、全国的に、今後、高齢化する地方公共団体が管理する道路橋に対応するため、国では、従来の対処療法的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づくかけかえへと、円滑な政策転換を図っていくこととしております。

今後は、橋梁の長寿命化及び修繕・かけかえにかかる費用の縮減を図るために、長寿命化修繕計画を策定し、町村にあっては、平成19年度から平成25年度までの7年間で点検していくこととなります。

ただし、この対象の橋梁は、橋長15メートル以上の橋となっております。したがって、町管理の橋梁において、経過年数30年以上の63本のうち、橋長15メートル以上の44本につきまして、長寿命化

修繕計画に入れるのかと等、十分な検討をしてまいりまして、計画を考えております。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。答弁をいただきました。

それをお聞きしますと、まず、本数の方ですが、総数342本のうち、経過年数不明な橋が186本もあるということでございますので、半数以上はあるわけですし、経過年数が分からないということは、実際、維持管理というのは、全く、経過年数がわからんぐらいですから、維持管理を全くしてないというふうに判断をしてもいいんじゃないかと思っておりますが、半数以上、維持管理をしていない。まあ全体的には、ほとんど維持管理をされていないというふうに判断せざるを得ませんが、あるいは、平成7年に点検をされて、その後、12年ぐらいたつわけですが、その後は点検をされていないというようなことでありまして、要するに、何かあったときしか点検しないんだと、あるいは、そのようなことで、非常に極めて不安を抱かざるを得ないわけですが、40年以上が15本ということでございましたが、そのいわゆる耐用年数超えたような、50年とか60年とか、耐用年数言われておりますが、その50年あるいは60年以上、経過した橋というのは、40年以上、

15本のうちどの程度あるのか。

で、あわせて平成7年、阪神淡路の震災のときに点検をされておりますけども、このときに異常があったような橋があるのか、あるいは何らかの対応をされておるのか、参考までにお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 経過年数40——50年ですか、50年以上というのは4本ございます。橋梁台帳で判明しておる橋が4本でございます。

それから、阪神淡路以降に検査した橋梁でございますが、旧津和野町の資料しか、ちょっと持ち合わせませんが、このときの点検項目が、施工が古く老朽化していると考えられる橋梁についての調査ということで、14本、津和野地区では検査をしております。このうち3本につきまして、何らかの不具合があるということで、その3本がありまして、この3本については、かけかえ・補修等を既に済ませているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） はい、ありがとうございました。

まあ、いずれにしても、あんまり十分な管理がされているというふうには思われませんので、ひとつ、このアメリカのミネソタみたいな事故があってははいけませんし、仮にあったとしたら、もう町の管理の管理責任というのは、非常に重いものがあります。下手すると、大きな賠償責任を負うというようなことも考えられますので、ぜひとも早急に点検計画を立てていただいて、必要があれば補強工事を実施をしていただきたいというように思います。

国交省の見解の中あたりでも、幹線道路については、ミネソタ州のような事故はあり得ないけれども、いわゆる自治体管理の道路では、満足な維持管理をしていない橋も多くて、補修をしなければ崩落の事故は、もう十分あり得るとというのが、国交省の見解でございます。

そういった意味で、指導も十分しているようでございますが、なかなか対応がされてないというようなことでございます。大変ではございませんが、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、防災対策についてでございますが、ハザードマップの作成予定はあるかということでございますが、この点につきましても、既に答弁をいただいております。島根県内では2つの市しか、松江とか安来だったと思いますが、2つの市しか作成をされていないということでござ

いまして、なかなか大変なんだろうとは思いますが、同僚議員言われておりますが、普段からの備えが非常に大切でございますので、ぜひとも作成を早急に行っていただきたいと思っております。

次に、災害避難場所の安全性の問題でございますけれども、災害の避難場所として指定をしてあっても、学校であるとか、集会所であるとか、あるいは公民館等が指定されてあるんだろうと思っておりますけれども、その場所が、浸水、あるいは土砂崩れなどの危険地域にあったんでは、要するに意味はないというふうなことでございます。

かつて、実は、急傾斜の危険な地域に、その避難場所として指定をされてあったというふうな事例も実はございまして、今、その急傾斜の工事が済みまして、今は安全になっておりますが、そのような避難所もあつたりします。そのような安全性の点検と、そういう面での点検は行っておられるかどうか。

あるいは、また、耐震性に問題があるかと思われるような避難場所もあるように見受けられます。避難場所について、耐震診断ということも必要ではないかというふうに思いますが、その点に関していかがでございましょうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） それでは、質問されました避難場所の安全点検、耐震性等について御回答を申し上げます。

まあ、これも一部、10番議員にお答えしましたけども、今回の防災計画策定に当たっては、避難場所や避難経路などについて、十分な調査・検討が行うことができておりません。計画策定後、早急に調査等に取り組みたいと考えております。

また、避難場所の建物の耐震診断についても、現時点では行っておりません。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点だけお聞かせいただきたいんですが、耐震診断、避難場所の避難診断、行っていないということですが、これ、もう、したいけど、まだできていないという意味でございませうか、必要がないという意味ですか、そこんところは、どのようにお考えか、お聞かせをいただけたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） これにつきましては、現在、防災計画の中に、旧両町の避難場所、113カ所を予定しておりますが、診断等につきましては、したいが、今できてないということございま

す。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 次に、地籍調査についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、19年度、今年度でございますが、新規着手箇所と面積についてお聞かせをいただきたいと思います。

そしてさらに、既に終了をしている、地籍調査が終了をしている、あるいはまた、既に着手をしている面積は幾らであるのか。あるいは、今からしなければならぬ残りの面積については幾らであるのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

で、2番目に、今後の事業を実施する上での基本方針あるいは計画面積等につきまして、先般、協議会が開かれて、その方針あたり決まっているかと思いますが、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

で、3番目でございますが、いわゆる事前調査事業に何らかの支援はできないかということでございます。当面、10年ぐらいの間のもう実施場所という、予定場所というのは、大まか決まっているようでございますが、その10年から15年程度、その期間に予定をされない、見込



みのない、着手の見込みのない地域においては、それだけの10年、15年とそういった年数が経過をいたしますと、今はまあ、そこそこお元気で、まだ山に行くこともできるんですが、今、元気な者でも、10年、15年たつと、もう、とてもじゃないが山に行けないと、境界の確認も、だんだんそういったことで困難になってくると。

そういったことで、今、せっかく盛り上がった、そういう熱を何とか冷まさないようにするために、せめて自分たちで境界の確認を、もうしようじゃないかという、いわゆる事前事業を事前調査をしようじゃないかというような地域が、幾らかあるようにお聞きをしております。

で、実は、私のところの実施組合も、そのような計画があるわけでございますけれども、ところが、こうしたお聞きしたところによると、こうした事前調査については、担当課の方、課で事務作業であるとか、あるいはどのようなやり方で実施したらいいとか、そういう方法については、指導をしていただけるわけでございますけれども、財政的な支援というのは、全くないんだというふうなことでございまして、事前調査といいますが、人件費だとか、そういったことはもちろん別でございますけれども、実際の費用として、境界用のくいでありますとか、あるいは資料をコピーをしたり、そういったもろもろの費用が、結構、予想さ

れるわけでございます。

そういった事前調査をしようというところについては、せめて、そういった境界ぐいを支給をするとか、あるいはコピー、公図のコピーをしたりとかそういうこともしなくてはなりません。そういったコピー代を無料にするとか、そういった程度の支援というのができないものか、お聞きをいたしたいというふうに思います。

まあ境界ぐいあたりは、そのまま確認して置いとけば、将来、本式の調査をするときにはそのまま使えるわけでございますので、決してむだになることはないというふうに思っております。お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） それでは、地籍調査についてお答えいたします。

最初にちょっと訂正をお願いいたします。

回答の（１）の下段のところの「面積は」というところが、ちょっとずれておりますので、これの訂正をお願いします。

それと、下から６行目に、「土地境界の不明確化が振興し」という「振興」が、「進む行う」に訂正をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、(1) 番から順次、お答えをしていきます。

平成19年度の新規着手箇所と面積は、また、既に終了、または着手している面積はということなのですが、津和野地域では直営が長福の①—2で、0.71平方キロメートル、外注が長福①—3で0.52平方キロメートルです。日原地域では直営が富田二の2、鹿谷というところなのですが、1.22平方キロメートルと柳村1で0.94平方キロメートルであります。外注が溪村Ⅲ—2で赤木地区なのですが、1.07平方キロメートルです。

既に調査済みの面積は12.98平方キロメートルです。また、未調査面積は254.33平方キロメートルとなります。

(2) 番目の今後の事業方針及び計画面積はと、こういうことでございますが、このことにつきましては、本年、3月議会の施政方針の中で述べさせていただいておりますように、本町の地籍調査事業は県内の進捗から見ましても大変おこなっていますので、できるだけ早期の推進を図ってまいりたいと思っておりますが、財政が厳しい状況の中にあって、予算、人員確保に困難がありますので、真に協力体制の得られるところから推進をしてまいりたいと考えています。

また、地権者の高齢化や不在村化、森林の荒廃などにより、土地境界

の不明確化が進行し、基本的な現況の把握すら困難な状況となっており、土地の境界が家庭内で次世代に伝わらないこととなります。このことが町民の皆様の大きな不安となっています。

こうした要望の解消に応じるため、当面の措置として、山村地域において簡易な方法によって土地の位置及び形状の図面を作成し、おおむねの境界を保全し、今後の地籍調査の参考とするために、山林境界保全事業（地籍調査事前事業）を推進してまいりたいと考えています。

日原地域におきましては、推進協議会におきましておおむねの年度に、どの地区を実施するかが決定になっていますので、どうしても実施できない地区は別としまして、計画案に沿って実施してまいります。津和野地域におきましては、平成20年度の直営分からが未決定でありましたので、本年の連絡会議及び推進会議におきまして、慎重に検討・審議の結果、事業地区の決定をさせていただいたところであります。

津和野町推進協議会の事業方針としましては、今後、時代の状況に大きく左右されることになるであろうかとも思いますが、この協議会の決定に基づいて実施することはもちろんのことですが、地籍調査事業推進のための長期計画に基づき実施をしてまいります。

具体的には、向こう10年の計画としています。直営では、平成20

年から平成23年に、豊稼地区の山林・平地の5.59平方キロメートルを実施、平成24年から平成30年に、内美地区の山林・平地の7.84平方キロメートルを実施していく考えであります。

外注では、平成20年から平成22年に長福地区の山林・平地の2.72平方キロメートルを実施、平成23年から平成27年に笹山地区の6.49平方キロメートルを実施していく考えであります。

(3) 番、事前調査事業に何らかの支援はできないかということで、議員さんがおっしゃいましたように、このことにつきましては、本年度の予算におきまして、低額ではありますが予算を計上しているところであります。この事業は、町単独の事業であり、財政の厳しい中で、予算と人的配置の問題もありますので、現状におきましては困難であると考えているところであります。

また、この事業の前身としまして、平成18年度に日原地域、平成19年度に津和野地域におきまして、モデル事業を実施しているところあります。この事業の実施状況を今後、速やかに今、検討をし分析をし、どのように推進すればよいか確立をしていきたいと考えていますので、しばらくの猶予をいただきたいと思います。

この地籍調査事前事業は、名前で見ますと、地籍の本調査の事前事業

と間違いやすいので、今後、町での名前は津和野町山林境界保全事業と呼ぶように統一をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） はい、ありがとうございました。

1点ほど再質問をいたしますが、今後の計画のところ、19年度、数字を教えてくださいましてトータルをしますと、19年度4.46平方キロメートルになるだろうと思います。

そうしますと、単純に計算をすれば、未調査面積が254.33平方キロでございますから、事業が完了するまでに57年もかかるんであります。で、実は、19年度だけで計算しても誤差があり過ぎていけないということで、次の10年間の計画をお聞きしたんですが、津和野地域しか言うていただけないんで、でないんで、全体がわかりませんが、実は、津和野町の広報に、今後の10年間、日原地区と津和野地区の載った数字がございますんで、これでちょっと計算をしてみましたら、今後10年間で、津和野地域、日原地域、今後10年間で目標面積が45.72平方キロというふうに載っておりました。

で、したがって、大体1年当たりで4.5ちょっと平方キロずつ、大体やっていくんだらうというふうに、そうしますと、19年度とほぼ一

緒ということですが、そうしますと、先ほど申し上げましたように、単純に計算すれば57年かかるわけです、完了するまでに。

で、あるいは、さらには、今後、高齢化が進む、あるいは過疎化が進む、不在地主がふえていくと、あるいは面積のはかどる山が、山林が終わって、その平地になってくれば、もうちょっと多分、進行の速度は遅くなってくるだろうということが予想されますので、そうすると、これは今のままの事業規模でやっていると、もう60年以上は完了するまでかかるんじゃないかというふうに思っております。

で、そうしますと、完了するまでに60年もかかるということでは、60年後といえば、今の20歳を過ぎた、いわゆる成人の人の大半が、もうこの世にはいらっしやらないわけでございます。まあ、ほとんど多分おられないと、そのような、もう気の遠くなるような先の話でございます。まして、こういうことでは、その事業に対して、もう、せっかく今、盛り上がっているのに熱が冷めてしまうんじゃないか。あるいは、町民の皆さん、もう、こりゃ、もう、どうでもいいわいというあきらめに似たような気持ちもなっても、無理からんところがあると思っております。

で、ぜひとも見直しはできないかという話でございますけども、財政面の困難さというのは、課長の答弁にもございましたが、重々承知をし

ておりますが、せめて、30年とか40年ぐらいで何とか終了するぐらいのペースに見直しができないものか、ぜひともするべきだろうというふうに思っております。

町長、施政方針で言われております。金がない、もう、そのことが、町民の皆さんから、将来の夢や希望を奪うといったことだけは、絶対に避けなきゃならんのと私もそのように思っております。

ぜひとも見直しをお考えいただきたいと思っておりますが、御答弁があれば、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） 議員さんがおっしゃるように、このままでいきますと、本当、50何年ぐらいになるかと思うんですが、そういう意味もありまして、今、山林境界保全事業というのも考えているところがあります。

それは、先ほども言いましたように、どうしても町単独事業になるということで、それと人的配置もないとなかなかできにくいと、こういうこともありますので、一気ににはできないわけですが、地籍調査をまあ4平方キロから5平方キロを実施するよりは、そういう方向も考えて模索していかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っています。



ただ、県の方におきましても、先日20日の日に、地籍調査の20年度のヒアリングがございましたが、その中で、今後、地籍調査の面積については考慮するようにと、こういうようなことも出てきておりました、私たちもやりたいわけですが、なかなか県の方の財政も厳しいと、こういうふうにお伺いしております。そのためにも、議員さんがおっしゃいましたような、山林境界保全事業に少しちょっとシフトをし変えていかなくちゃならないかとも思っております。

また、先ほども言いましたように、モデル事業の中で、いろいろと今、検討をしておりますので、その中で、どのように面積を延ばしていけるのかということも、今後、検討して、また実施してく方向を模索していきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 課長さんのお話を聞いておりますと、どうもやりたいんだけど財政的に厳しい。これは町長さんの号令一つだというふうな意向が、ちらちらと見えるんでございますが、町長のお考えというのは、ぜひとも力強いお言葉をいただきたいなというふうに思っておりますが、町長さんのお考えがあれば、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 特に暗示というものはございませんけれども、非常に厳しい現実でございます。が、今のような、この地方の厳しさが、そう30年も60年も続いてくれているのは困るわけですし、そういうことは絶対にあり得ない、そういう世の中でなげんにやいけないというふうに思っておりますので、現時点で計算すると、そういうことになりませんが、私は、もう少し夢があると、夢を持たなければいけないと、このように考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ぜひとも、そのようになってほしいもんだというふうに思っておりますが、次にまいります。

最後でございますが、全国大会の出場の支援についてということでございます。

既に御承知のように、10月に福井県で行われる高松宮賜杯、第51回全日本軟式野球大会というものですが、この全国大会に、町内の社会人チームであります日原クラブが出場をされるということでございます。

それも、非常にブロック大会、あるいは県大会、中国大会を勝ち抜い

ての全国大会の出場ということでございまして、大変な偉業であるというふうに思っております。まことにおめでたい限りでございますし、と同時に、監督あるいは選手の皆さんの御努力に心から敬意を表したいというふうに思っております。この上は、さらなる栄冠を目指して、力の限りの検討を祈りたいというふうに思っております。

ところで、今回の全国大会の出場に際しまして、町から激励金が支給をされるというふうなお話を聞いております。スポーツの振興、あるいは町民の皆さんの意欲の増進といたしますか、夢を与えるといたしますか、そういった観点から、まことに好ましいことであるなというふうに思っております。その点につきまして、どのようになっておりますか、お聞かせをいただきたいと思えます。

そしてまたさらに、スポーツに限らず、文化的、芸術的なことも含めて、全国大会出場の場合の支援について、まあ規定といたしますか、規定みたいなのをつくられたというふうなことも伺っております。その内容、あるいは、これまでの支給状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 全国大会出場の支援についての御質問に

お答えしたいと思います。

スポーツ等の全国大会出場の支援につきましては、昨年でありましたが、平成18年10月1日に、津和野町激励金交付要綱を定め、スポーツ・文化・芸術等の全国大会に出場する団体または個人に対して、大会での活躍を激励するとともに、本町の体育・文化・芸術等の一層の振興を図ることを目的とし、激励金の交付を行っているところであります。

激励金の額は、団体の場合5万円以内、個人の場合1万円とし、18年度、これは10月からですので半年分ですが、個人出場の8件、陸上、空手、かるたですが、これに対して8万円、それから19年度は現時点で、個人出場の6件、陸上と空手でありましたが、6万円を交付しております。

なお、議員さんから、ただいまお話がありました軟式野球の日原クラブにつきましても、全国大会が福井県で10月5日から開催されるということですので、これにつきましても、今月28日に激励金を交付する予定になっておりますので、申し添えておきます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ありがとうございます。教育委員会の適切な対応ということで高く評価をいたします。

終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、11番、滝元三郎君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序8、7番、青木登志男君。青木君。

○議員（7番 青木登志男君） 7番、青木登志男でございます。通告に従って質問を行います。お疲れのところでございますが、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

最初に、江戸時代の山陰道の保存活用と柿木津和野停車場線の計画、実現についてを質問を行います。

既に、同僚議員が質問をしておりますので、回答のあった部分につきましては取り下げたいというふうに思っております。

最初に、山陰道の保存と活用についてでございますが、中座地区において石畳で整備された江戸時代の山陰道及び津和野藩の番所跡と見られる遺構が追跡調査で見つっております。マスコミ等で報道されております。歴史的に意義深いものだというふうに思っております。

発掘調査の現状から、江戸時代や明治初期に森?外先生、あるいは西周先生が、この道を通られたと思えば、限りなくロマンが広がるところ

でございます。その当時、住民や通行者が、山陰道をどのように活用していたのか、総論も含めてお伺いをいたしたいと思います。

それから、国の指定につきましては、同僚議員で回答をいただいておりますので、取り下げたいと思います。

それから、現地に行った方はおわかりかと思いますが、石畳、排水溝や番所、倉庫や馬小屋、水飲み場などが発掘されておりますが、風雨にさらされることで保存が難しいといふうに思います。将来にわたって遺構を保存するとなると、現在では道は使用されておられません。

また、山すそをとおるなどから、通常の維持管理ではすぐに以前のように土砂で埋没するとともに、竹等が繁茂するのではないかというふうに思われます。そうしますと、公開や活用することが難しくなるというふうに思いますけども、今後の維持活動をどのようにするのか、どうした手法で行うのか、お伺いをいたしたいと思います。

それから、維持管理の費用でございますが、先ほど申しましたように、非常に風雨にさらされると、維持管理がかかるのではないかというふうに思っております。こうした経費につきまして、国県の方から維持管理の助成はあるのか否かをお伺いをいたしたいと思います。

それから、本町は、有形・無形の文化財がありますが、これから文化

遺産を長く後世に伝え、また残していかななくてはなりません。文化遺産を守り、将来にわたって保護し、検証していくことが重要であります、そのあり方についての考え方をお伺いをいたしたいと思います。

それから、旧山陰道が、地元住民や町民に文化的な恩恵受ける施策を考えておられるのか。あるいは、観光資源としてどのように活用しているかと考えておられるのかを伺いたいと思います。

それから、県道柿木津和野停車場線についてでございますが、現在、9号線となごみの里側から、両方から工事が進行しております。旧山陰道の発掘に伴い、今後、どのようなルートなどが計画変更になるのかを伺いたいと思います。

既に、県土木、当局と協議されておるといふふうなことでございますので、わかるところにつきまして、答えを願えたらというふうに思っております。変更程度に伴いまして、建設費の増加が優遇されるわけでございますけれども、わかりましたら、どういうふうな形になるのかをお伺いをいたしたいと思います。

それから、16年の3月の質問で回答をいただいておりますところでは、当初の計画では、20年の初頭での供用開始を目標にしておるといふふうに回答をいただいております。町民住民は、1日も早い完成を望ん

でいるところでございます。完成のおおよその目標時期がわかりましたら、お答えを願いたいというふうに思います。

それから、国道9号線から町内のアクセス道の県道柿木津和野停車場線の完成で、本町にとりまして、観光にとっても、住民の生活面からも、待ち望まれておるところでございますけども、そうした面から、経済効果もかなりなものがあるというふうに思っております。もし、試算等がされておりましたらお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 7番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、旧山陰道の保存と活用について、関係いたします県道の改良計画等についてお尋ねでございましたが、既に、他の議員さんにお答えをいたしている面もあるわけでございますが、県道のルート変更にかかわる問題、また、景観、環境保全との整合性の問題等、なお検討すべき事項も、多々ある状況にはありますけども、現状の対応等につきましては、教育次長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） それでは、御質問にお答えいたしたいと



思います。

発掘状況から、当時の状況が、どういうふうな形であらわれたかという御質問が初めにございました。

この山陰道は、既に御承知かと思いますが、一応、基本が京都から下関という、相当な距離感を持った主要街道でございます。特に、中世にこの街道ができて、今回、発掘でわかった限りでは、江戸期に、相当な大規模な改修が行われていることでございます。

その具体的な例としては、まず、側溝の整備、これは約30センチ幅の側溝が、今回、トレンチを入れて確認をされております。

まず、側溝整備というのは、結局、雨水に対する、その雨水の処理ということが基本ではございます。その部分におきましては、特に、今回、話題を集めました、一応、初期の段階の350メートル発掘した部分の石積みの部分でございます。これは地盤改良、まず石を敷いて、その上に粘土層の土を敷いて歩くという、そういう工法をとっております。

これはある程度、地盤が平らなところ、それから約500メートル過ぎて、今度、中盤で今度、勾配が高くなる場所、ここにおきましては、岩盤利用、並びに、今度は石畳、石が直接あらわれる、その上を歩いてきたと、そういうような痕跡が、トレンチを入れて、一応、確認をされ

ております。

一応、約200メートルぐらいの勾配差が、結局、野坂峠の頂上まで門林からありますので、そういった区間では、非常に良好な保存状況であるというふうに、今回の発掘では調査ができております。

そういった、当初、きょう、8番議員さんにも御答弁を申し上げましたが、そういった発掘の状況からしてみても、大変保存状況、中身、それと、やっぱり江戸期に、それだけ改修した跡の主要街道の部分、長州藩と津和野藩の結ぶ、結局藩境の改良と、そういったいろいろな面からの状況判断から、国県とも、ある程度、全国的に見ても、非常に評価が高い遺構であるという御回答を得ております。

次に、国指定遺跡になるのかということの御質問は、8番議員さんに御答弁したとおりでございます。

それで、今後の維持管理という御質問がございました。この街道は、大部分、ほとんど主要街道の部分は里道でございます。現在は町有地という、町が所有する土地でございますので、そういう観点から見て、町が通常、維持管理を行っていくという形になります。

それで、それに伴う維持管理の助成についてという、維持管理費用の問題について御質問があったかと思いますが、通常の維持管理につき

ましては、他の文化財と同様に助成はありません。

ただ、100万以上とか、そういう大規模な改修工事、保存工事、それとか保存活用、活用まで含めた事業につきましては、文化庁並びに国交省の方から、そういう事業に対しましての助成は、比較的率がいい助成がございますので、そういったもので維持管理並びに活用方法は、今後、検討の課題として、事業として利用ができるんじゃないだろうかと思っております。

それと、5番目、6番目にありました文化財の保護、並びに、これからの活用の問題でございます。これにつきましては、本町がこれまでに行ってまいりました文化財行政の中の保存活用、そういった、これまでまいったと同じ形で努力をしていきたいと思っております。

観光面の活用につきましては、町だけではなく、観光課、観光協会、その他町民の方々、観光関連皆様の御提案を受けながら、町としてもその文化財の特性が活かせて、また、これから完成されるであろう、今の県道柿木津和野停車場線、並びに、この島根県津和野町でなくて、隣接する阿東町、山口県、そういったところと連携プレーとりながら、文化財の特徴が活かせるような活用に前向きで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 続きまして、関連の柿木停車場線のルート変更等々についての御質問にお答えいたします。

前段で説明がありましたように、島根県におかれましては、旧山陰道の歴史的意義等を御理解いただき、現在、保存するための調整を急いで進めていただいているところであります。その後、方針が決定いたしますと、予算等を含め具体的に動き出すように聞いております。

現在、8番議員が質問されたように、ルート変更等々については、今、可能性を探っているというところであります。その辺のことを御理解いただければ幸いです。

完成につきましては、当初は平成20年代の初頭を目標にしておりましたが、御存じのように、県の財政状況、並びに、旧山陰道保存への対応等により、スケジュール的にも変更があるように聞いております。

経済効果につきましては、県も、それを見込んでの事業着手でありまして、具体的な数字で申し上げることは難しいところではあります。多大な経済効果があることを期待し、町においても早期に完成を願っているところであります。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 先ほど、保存のときに申しあげましたように、非常に風雨にさらされるというようなことで、管理費がかなりかかるというふうに思われます。

そして、国県の助成はないというふうなことでございまして、こうした本町の財政が厳しい中において、かなりの費用がかかるというふうに思うわけですが、こうしたことにつきまして、地元民あるいは多くの協力を得なくてはできないかと思いますが、その辺の考え方がありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

それから、観光課長さんにお伺いをしたいと思いますが、こうした観光資源を生かした、現在、ルートづくり等も行っておるわけですが、若干早いかもしれませんが、将来的にルートをこうしたいというお考えでもありましたら、お伺いをいたしたいと思います。

それから、素朴な質問でございしますが、山陰道は先ほどのお答えにも、京都から下関というふうにお話をされておりましたけども、本来、山陰道といいますと、益田から萩の方に行くのが、大体多いんじゃないかなというふうに思いますが、それを津和野・山口に山陰道が向いたというふうなことが、どうしてそういうふうな津和野方面に向いたかなと、素

朴な質問でございますが、わかりましたらお伺いをいたしたいと思  
います。

それから、町内にも、まだ青原地区に、徳城往還の關係の史跡も山陰  
道としてあろうかと思いますが、その発掘について、今後、どのよう  
に考えておるのかをお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） ちよつとお諮りをいたします。本日の会議は、  
7番、青木登志男君の質問が終了するまで延刻をしたいと思えますが、  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よつて、本日は、7  
番、青木登志男君の質問が終了するまで延刻することに決しました。

広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） 先ほどの質問で、通常維持管理、特に  
雨水とか風の害、そういった管理のことでございます。

この旧山陰道の特に上半部分、野坂峠に近い部分は、これは昭和30  
年代ぐらゐまでは、やはり石肌が出ていました。そういう確認がとれて  
います。ということは、ある程度、そういう石畳敷きの部分については、  
ある程度、雑草、竹、そういった伐採の管理が、ある程度できれば、そ

こを整備をしていけば、多分、十分通常でもつだらうと思っております。

それと、当初に一番、石敷きの問題で立派な石が出てきたと、最初の350メートルの部分、この部分につきましては、もともとこれは、上に土をかぶせて、普通の道路と同じような形での保存、当時から保存されて活用をされていたということでございます。

ですから、これは当然、今の側溝を生かしながら、その上にまた表土を盛っていくという形になりますので、通常の道として何ら変わりなく、あとは、粘土層の土砂の流れ具合によって、年間あれば、上を補充していくというような修理方法になるんじゃないかなと。まあ、比較的思っているよりは、比較的安く済むと思います。

ですから、一応、来年度から国庫、国県の事業も当然入りますので、そういったもので、周りの樹木とか基本的なものは、一応、ある程度、伐採も今回、する予定でございますので、なるべく後になって費用がかからない方法を国県とも、保存につきましては協議を重ねてまいりたいと思っております。

それで、2番目の質問だったと思いますが、山陰道がなぜ、今のルートに決まったかと。一応、これは中世からできた道でございます。特に、津和野町の鷺舞なんかは、山口から、この道を通って入ってきた。逆輸

入されてきたという学説が非常に強うございます。

これは、山口県側からいえば、石州街道という立派な街道で登録をされております。ですから、現在のもうダムができていますが、大原湖というところ、まあ徳地の方、周りを通っていく道につながっていく形のルートも、こっから分岐をしておりますし、そういった意味で、それとまた、津和野は御存じのように天領の管轄地でございますので、そういうことから、こういう要所要所のところへ主要街道を設けて、関所を設けて番所を設けたという形で、その関所の遺構も残っております。

そういったところから見ても、結局、非常に重要なルートであったということでございます。

それと、3番目の御質問の徳城往還でございますが、これは来年度、一応、追加指定をする際に、一応、発掘を今、試掘を当然今からするわけですが、本格的な発掘調査は来年度、一応、国県と協議をして発掘を始めたいと思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 新たな観光ルートとして考える気持ちはないかということでございますが、当然ではございますが、本当に



貴重な文化財もありますし、全国から来られる方に紹介してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 町長におかれましては、文化庁の全国の副会長ということでもありますし、島根県の町村会長ということでもありますので、文化庁、あるいは県の柿木停車場線のことにつきましても、絶大な御努力を願いたいというふうに思いますけども、その決意のほどを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 文化財のことにつきましては重要なことでございますので、午前中、8番議員さんの御質問にもお答えをしたわけがありますけども、もし、保存をするということになるとすれば、あくまでも、国の文化財指定となることを前提に進めたいということでございます。幸いに、お話がありましたような文化庁等とも深いかかわりを持たしていただきますので、そういうことにつきましては、全力を挙げて指定に向けて努めていきたいと、このように考えておるわけでありませう。

それともう一点は、これも、保存するということになりますと、当然、

県道のルート変更をしなきゃならないわけではありますが、これにつきましても、先般、実は県の土木部長が現地にお入りになりましたので、私も、急遽でありましたけども、同行いたしまして、いろいろとお話を道中したわけではありますが、その後、知事さんとお会いする機会がございましたので、一応の経過と御報告を申し上げ、そしてルート変更をして、文化財として旧山陰道を保存するということになりますと、厳しい現財政の中でありますけども、県道改良について、さらなる費用負担が起こってくるわけでありますので、この点につきましても、格段なひとつ御配慮をいただくようお願いを申し上げておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

文化財の保存についてでございます。

城跡石垣の修復整備でございますが、これは国の指定が昭和17年に行われておるわけですけども、平成9年の台風、あるいは大雨によりまして、石垣が崩壊して、平成10年にネット、あるいは木造の階段等

を取りつけて修復した経緯があります。

それから、堀庭園につきましては、国の指定が17年で、18年、19年、20年、21年の4カ年で整備計画ができておるところでございます。でまた、本町が事業主体になったということもあります。

それから、養老館でございますが、これは県指定で昭和44年に指定になっております。多分、平成16年だったかと思いますが、図書館の移転がございまして、その後は空き家になっておろうかと思っております。当時、基礎等がシロアリに腐食されておるといようなことを聞いております。

それから、多胡の表門でございますけども、これが県指定で昭和52年に指定になっておりますけども、雨漏りがするというふうに聞いております。

それから、永明寺の鐘楼でございますが、これが県指定が平成5年で、これも雨漏りがするというふうに聞いております。

それから、鷺原八幡宮の本殿の楼門でございますが、これは県指定で昭和47年に指定になっておりまして、これも雨漏り等があるというふうなことでございます。

国県の指定の文化財が、本町には数多くあるわけでございますけど

も、次の世代、子供の世代につないでいく、あるいは残していくということが大切だというふうに思っておりますけども、その整備状況につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） 文化財の保存についてという御質問でございます。

御質問のありました津和野城の石垣の修復整備につきましては、基本的には平成16年の3月に策定をいたしました「津和野城整備基本計画」に沿って、今現在も進めております。

その後、これまで未指定でありました城山北側の中世城郭部分の遺構群が、旧津和野藩邸とともに、先般、国の追加指定となりましたので、これらの整備とあわせて、今後、整備検討委員会の意見を踏まえながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

それと、旧堀氏庭園母屋等修復事業につきましては、昨年、工事着工をいたしまして、現在、母屋の解体工事が終わったところでございます。今年度より、第2期工事として母屋、土塀、門等の修復整備に着手したいと考えているところでございます。詳細につきましては、先般の全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。

養老館の整備につきましては、以前から御指摘をいろいろいただいているところでございますが、これまでも必要に応じて小規模な修繕工事等を行ってまいって、維持管理に努めてまいっております。しかしながら、改修となれば、これは県と町と、それぞれ財政負担を伴いますので、今日の財政状況下の中で、今後、どういうふうに考えていけるか、今現在、県とも協議中でございます。今後、十分な検討が必要の中で進めていながらと思っております。

それと、多胡家老門、永明寺、鷺原八幡宮の修復整備につきましては、今回、県の指定文化財緊急保存事業という事業に取り入れていただきましたので、今回の9月議会へ予算の提案をさせていただいております。議決をいただきましたら、直ちに所有者の方に整備について着手していただくようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 多胡の門のあるいは永明寺、鷺原公園につきましては、この予算の状況の難しい状況の中で、十分な努力をされたというふうなことに対しまして敬意を表したいと思っておりますけども、城山の石垣の修復、あるいは養老館につきましては早急に何らかの手

を打たないと、先ほど申しましたように、次の世代に申し送ることが難しいような状況になるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、7番、青木登志男君の質問を終わります。

---

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさんでございました。

午後4時37分延会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

---

平成 19 年 第 6 回 (9 月) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第  
3 日)

平成 19 年 9 月

26日(水曜日)

---

---

議事日程(第3号)

平成19年9月26日 午

前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 町長提出第97号議案 津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

日程第4 町長提出第98号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 町長提出第99号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第6 町長提出第100号議案 須川高齢者活動センター設置及び管理に関する

条例の廃止について

日程第7 町長提出第101号議案 津和野町島地区農作業休養施設



の設置及び管理

に関する条例の廃止について

日程第 8 町長提出第 102 号議案 日原特定公園条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 103 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正につ

いて

日程第 10 町長提出第 104 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に

ついて

日程第 11 町長提出第 105 号議案 字の区域の廃止について

日程第 12 町長提出第 106 号議案 字の区域の廃止について

日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 19 年度津和野町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 町長提出第 108 号議案 平成 19 年度津和野町国民健康保険特別会計補

正予算（第 2 号）

日程第 15 町長提出第 109 号議案 平成 19 年度津和野町介護保

険特別会計補正予

算（第2号）

日程第 16 町長提出第 110 号議案 平成 19 年度津和野町下水道  
事業特別会計補正

予算（第2号）

日程第 17 町長提出第 111 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基  
金特別会計補正予

算（第2号）

日程第 18 町長提出第 112 号議案 平成 19 年度津和野町電気通  
信事業特別会計補

正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 97 号議案 津和野町長の資産等の公開に関  
する条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 98 号議案 津和野町職員の育児休業等に関

する条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 99 号議案 津和野町手数料条例の一部改正  
について

日程第 6 町長提出第 100 号議案 須川高齢者活動センター設置及  
び管理に関する

条例の廃止について

日程第 7 町長提出第 101 号議案 津和野町島地区農作業休養施設  
の設置及び管理

に関する条例の廃止について

日程第 8 町長提出第 102 号議案 日原特定公園条例の一部改正に  
ついて

日程第 9 町長提出第 103 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例  
の一部改正につ

いて

日程第 10 町長提出第 104 号議案 辺地に係る公共的施設の総合  
整備計画の策定に

ついて

日程第 11 町長提出第 105 号議案 字の区域の廃止について

日程第 12 町長提出第 106 号議案 字の区域の廃止について

日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 19 年度津和野町一般会  
計補正予算（第 2 号）

日程第 14 町長提出第 108 号議案 平成 19 年度津和野町国民健  
康保険特別会計補

正予算（第 2 号）

日程第 15 町長提出第 109 号議案 平成 19 年度津和野町介護保  
険特別会計補正予

算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 110 号議案 平成 19 年度津和野町下水道  
事業特別会計補正

予算（第 2 号）

日程第 17 町長提出第 111 号議案 平成 19 年度津和野町奨学基  
金特別会計補正予

算（第 2 号）

日程第 18 町長提出第 112 号議案 平成 19 年度津和野町電気通  
信事業特別会計補

正予算（第 2 号）

---

出席議員（17名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 坂根 敏夫君 行財政対策課長 ……………

斎藤 誠君

情報企画課長 …………… 長嶺 清見君 健康福祉課長 ……………

長嶺 常盤君

商工観光課長 …………… 右田 基司君 農林課長 ……………

大庭 郁夫君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 地籍調査課長 ……………

安見 隆義君環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長

…………… 水津 良則君会計管理者 …………… 村田 祐一君

総務住民課長補佐 …… 斎藤 等君

---

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は17名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、17番、藤井貴久男君、1番、村上義一君を指名いたします。

---

#### 日程第2． 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き順次発言を許します。発言順序9、15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 15番。改めましておはようございます。通告に従いまして2件の質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、財政危機というテーマで、鹿足郡の厚生連から6月定例議会において、ことし19年度から23年までの5カ年にわたっての病院なり、老健施設の建設資金に伴う元金の償還財源として毎年1億数千万の財政支援の請願が議会に出されておりました、所属しております文教民生常任委員会で鋭意審査をいたしておるところでございます。

そうしたさなか、8月16日に本議会に対しまして厚生連より公設民営化に関する要望書が提出されました。経営の危機がいよいよ現実的なものになったなと改めて知らされた次第であります。病院問題に対する経緯なり、今後の方向性については、さきにかれました全員協議会や昨日からの同僚議員の一般質問に対して町長からの答弁である程度理解はいたしているつもりでございますが、さらにまた、昨日町の財政という視点からの質問も同僚議員がなされ、それに対しても答弁がありました。私の質問はそれとやや重複いたすところがあるわけですが、せっかく与えられた一般質問の機会でございますので、できるだけ私のふだんからの考え方がどうあるのかということを確認するつもりで質問をさせていただきたいと思っております。

9月の8日付、朝日新聞に実質公債費比率ということで記事が掲載



されておりました。この記事には都道府県を初め、市町村という区分に至るまでの数字が載せてありましたが、北海道の20.6%の実質公債費比率を最高に、島根県は18.1%ということで、4番目に位置づけられておりました。市町村においては、長野県の大滝村という村が42.2%ということで、大変な数字だなと思いますけども、我が島根県においても、飯南町が26.9%ということで、20番目ということで記事が載せられておりました。

肝心の我が町はどうなのだろうかということでございますが、先般提出されました平成18年度の決算資料といいますが、決算の監査によります審査資料によりますと22.4%というふうになっておったかと思いますが、この数字は17年度の19.9%に比べて2.5%の上昇になっているのではないかと、このような背景をもって、これから共存病院の経営再建について町長は公設民営化という道を選択されました。公設ということで、町の財政これからどうなるのだろうか、私たち地域住民はこれから先どのような負担や痛みに耐えなければならないのであろうかということが率直な気持ちであります。そのような状況を考えて、最初の質問にしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。本日も引き続いて一般質問をお受けするわけでありますが、どうかよろしく願いをいたします。

まず、15番議員さんからの御質問、財政危機についてということで、御意見を踏まえての御質問でございました。本町の財政が大変硬直化しているということは御承知のとおりであります。このため、行財政改革大綱やその実施計画、あるいはまた公債費適正計画などといった財政健全化に向けての計画を定めまして、一日も早い健全化に向けて取り組んでいるところでございます。

このような状況の中で、御質問にもございましたように厚生連からあのような要望が出されたわけであります。事態は極めて深刻であります。病院の問題につきましては十分検討をした結果につきまして、あして御報告申し上げ、また、一般質問等にお答えをさせていただいておるわけでありますが、既にお話を申し上げておりますように非常に厳しい状況でありまして、病院問題、いわゆる厚生連の関係につきましてはここまですりまると、単に病院がつぶれてしまうといったことにとどまらず、町の財政にも病院があるなしにかかわらず大変な影響を及ぼしてくると、こういう状況にございますので、非常に厳しい財政

状況の中でありますけども、言うなら私どもはこうした財政の運用の面から病院のみならず、町がいかにして生き延びていくかという観点から、言うなら出して死を待つということではなくして、打って出て活路を見出すと、そういう考え方で今回のああいう方向を定めさせていただいたところであります。

お話がありましたように、そうは言いながらも非常に財政厳しゅうございまして、昨日の新聞ごらんいただいたかと思えますけども、実質公債費比率、全国で島根県の市町村が最悪であると、このように出ておりましたが、まさに間違いのないことでありまして、先ほど数値を上げて御質問ございましたが、あのような状況でありまして、本町の場合もそういう全県下の状況の中で、現時点では中間ところを上がったたり下がったりという状況でありますけども、さらにこれは厳しくなっまいていまして、上昇していくであろうと、このように判断をいたしたわけであります。

そういう中でございしますので、本当に苦しい、厳しい対応を迫られてまいるわけでありますけども、しかし、この場は何としても切り抜けていかなきゃいけないという決意でございまして、格別の御理解と御支援をお願いを申し上げたいと思っておりますが、現状につきましては担

当課長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、財政危機について御回答申し上げます。

石西厚生連の経営につきましては、既に御承知のとおり借入金や賞与の支払いが困難な状況というふうになっております。助成の陳情書や公設民営化の要望書も提出をされております。石西厚生連に対しては、両共存病院及び老人保健施設、せせらぎであります。その建設資金について損失補償をしており、借入金の返済が滞れば町がその債務を補償しなければならないというふうに考えております。町の財政も御承知のように非常に厳しい状況の中で、引き続いての財政援助や新たな損失補償は難しい状況であります。町ができる資金調達の方法としては、新たに起債等の借入金によるしかありません。今後県等と十分協議をし、支援を得てまいりたいというふうに考えております。

また、夕張市の破綻を契機に財政健全化法が改正をされまして、新たに将来負担比率という一つの指標が平成21年度から導入をされることになっております。現行の損失補償額をそのまま存続した場合には

将来負担比率に大きく影響を及ぼし、場合によっては早期健全化団体の対象になるというふうなことも危惧をされております。

こうした状況を踏まえて、厚生連問題の解決は公設民営化の方法が最善であるというふうに考えております。新たに起債を発行した場合は、確実に実質公債費に影響を及ぼしますが、現時点においては明確な数字は算出するに至っておりません。この資金調達は町の財政運営に大きく影響をいたしますが、今のところそのために税や料金等の改定をする考え方は持っておりませんで、現在進めております行財政改革を確実に実施をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、県と相談をしながら町として最善の方策で対応したいと考えておりますので、今後とも御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 答弁の中に財政健全化法というような法律がつくられ、将来の負担比率というような表現がなされております。私ども議会議員も購読しております「地方議会人」という冊子がありますが、その中にちょうど今日の本町が抱えてる問題点が、そのま

ま反映してるというようなことがここに書いてありますけども、回答の中にもありましたが、今現在、厚生連に対する損失補償額がいろんな貸付金を含めて10億というような金額をお聞きしておりますが、そういった損失補償も将来の負担比率に算定されるというような状況、さらに、地方債の残高以外にも、債務負担行為というようなこともその比率の中に反映されてくるというようなことを記事から見ますと予測できますが、現在、本町の一般会計、特別会計合わせて普通会計といいましょうか、約217億円が18年度末に地方債の残があり、さらに、債務負担行為として償還残金が3億7,000万、そういった金額を今あると。

そして、ことしの19年度予算では新たに7億5,000万ばかりの起債とこの6月、9月の補正というような中で4,500万、この9月の補正では借りかえということで5億9,000万の起債、さらに、それは借りかえですから、この5億9,000万はそのまままたすぐお返しするということですから、実質的にはふえないかと思いますが、堀庭園の関係の修復事業に伴う債務負担行為として2億8,300万ばかりが新たに計上される。そうしたことを私なりに数字を見て、さらに、今年度公債費が一般会計、特別会計合わせて23億円ばかりですか、そう

というようなことをいろいろ机上で計算してみますと、最終的には19年度末にはどのぐらいの地方債の残がなってくるんだらうかと、そういうようなことを大変懸念するわけでございます。

さらに、先ほど申し上げました地方財政健全化法の中で4つの財政指標というようなことで表現されておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率というような4つの財政指標がこれからの指標として、ことしの19年度決算数値をもって来年の20年の秋から議会に報告されるように記事はなっております。私が勉強不足で、至ってこのような素人でございますので、余りわからんことを申し上げても何でございますが、共存病院の損失補償額を持つと存続した場合は、将来の負担比率に大きな影響を及ぼすということでございますので、その損失補償額をこの際なくするという方法があるのかなというふうにも回答書からは伺えますけども、そういった4つの財政指標が一つでも何か基準を超えた場合には、財政健全化計画の策定の義務が発生するというふうに記事としては書いてありますが、その辺についてそうだとすればそうだと、そんなことはないよということになればその辺についての御見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 国の法律制度等が改正されまして、地方の財政チェックが旧来にも増して厳しくなるということは既に御承知のとおりでございますが、そうしたことについて、具体的な面につきまして、は担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、1点だけ御質問ございましたように病院の問題でございますけども、損失補償を解消するというのかどうなのかというお尋ねでございますけども、公設化するということはどういうことかと申しますと、御承知のとおり、両病院、そして、老健施設せせらぎ、これらの建設費をほとんど借入金で賄ってきておりまして、その返済に対して損失補償をしとるわけでありまして、私どもとしてはこれをこの際、公設化するということは、厚生連から買い取るということでございます。買い取っていくと、損失は解消されるわけでありまして、損失補償は必然的に消滅をしていくと、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） もう一点でありました4つの指標、財政健全化法の改正によって出てくる新たなものはその中の2つであります。従来からのものが2つということで、4つの指標によって財



政の健全化状態を分析するというふうなことになっております。まだ具体的な数字、この比率は、この範囲でなければならないというふうなことについては一切示されておりませんので、今後の状況待ちということではありますが、そのうちの一つでも悪いという範囲に入るような数値になれば、先ほど議員さんが言われたように健全化計画をつくっていかなくてはならないというふうな、そういう4つの指標が決まってくるというふうなものであります。

したがって、そういうふうな状況を考えたときに将来負担比率には、このままの損失補償額を残していた場合には大きく影響を及ぼすということで危惧をしているということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 公設化ということで町長からの説明、理解したつもりでございますが、いろんな審査する段階、請願審査の段階で、厚生連からのいろんな資料説明、さらには昨年本町が委託いたしました医療コンサルタントの報告書、川島調査部長のいろんな御意見等々の中から町村病院そのものは地域医療の観点、特に、益田圏域を含めた中で、急性期といいましょうか、そういう日赤なり、医師会病院が持つてる機能以外のいわゆる療養型病床のような形を共存病院が持つ

てもらおうことが、地域医療の観点からは絶対必要なんだというようなことが川島部長の御意見の中にもありましたが、そういう意見というものは、県に対しては、本町が圏域の医療を守る上で共存病院の存続は必要なんだ、そのために財政的な支援は必ずお願いしたいし、その財政は起債というか、借金よりも補助金というような形で、県からの応分な地域医療確保の観点からの補助金というものが当然あってしかるべきだと思うわけですが、町長におかれましてはぜひ公設化に伴う財政支出というか、そういう観点からぜひ町の負担が余り発生しないような手だてを町から国の方へお願いしていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 病院経営の支援策でございますけども、現在、国、あるいは県を含めての法律制度の中では、公立病院に対しては支援策があるんです。制度としてあるわけでありまして、それ以外の医療施設、あるいは医療経営に対しての公的な財政支援策というのはございません。残念ながら厚生連も純然たる公設でないわけでありまして、公立でないわけでありまして、その辺は制度にのっとることができないわけでありまして、そういう状況の中でありまして、それはそ

れといたしまして、本町の場合は、先ほどからお答え申し上げておりますような状況にありますので、今回の公設化に向けては公的資金、しかも、最も現時点の制度の中で本町にとって有利な、そういう支援策を今求めつつあるところでございます。このことに全力を挙げたいと、このように考えておるわけでありませう。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 続いて、特色のある農業への取り組みということで、私も一農業者として農業経営に日々携わっておる者でございますが、そうした中で、これからの農業のあり方について考えておることを申し上げて、町におかれてどのようにこれからの農業に対して取り組まれるかというようなことについて質問をしてみたいと思います。

私どもは圃場整備という事業を契機に、機械の共同利用等々による経費削減の道を選択するために、いろんな御指導のもとに集落営農組織を立ち上げ、さらに、集落営農組織を新しい経営体として法人化への道を今日まで歩んでまいりまして、かれこれ十三、四年たちます。さきに本町で開かれました県知事との公聴会において、いみじくもある法人の代表の方が言うておられましたが、昭和45年当時から始められ

た減反政策については、私どもは行政の言われることを遵守して協力もしてきた。減反することによって米価の維持を図り、さらに、今日的には集落農業の道を歩むことが厳しい農業経営に立ち向かう一つの手段ということで、組織化を図り、今日まで鋭意頑張ってきていると。

しかし、現状は米の価格はいろんな諸般の事情から維持するというような状況にはなく、低迷の一途をたどっております。昨日同僚議員からもこの10月の町広報に載せられておりました数値等をもっていろんな御意見をされておりましたが、実態は法人といえども、その数字と余り変わらない経営を余儀なくされておりますし、特に法人ということになれば、その数字はまさに欠損金という数字として、最終的には処理という問題が発生し、このことが組合にとっては将来の営農意欲への減退、さらには組合団結力の低下にもつながってる、そのようにも思っておるところでございますが、さらに、米価だけでなく、集落営農なり、法人化すること、それはいろんなことから農地の集積というものが伴ってくるわけでございますが、農地といえども、非常に条件のいい圃場ばかりではなく、中山間地においてはむしろ預かってありがた迷惑なような、法人経営にとっては大変重荷になるような圃場も多いわけでございます。

さらに、利用権で集積された農地はそのまま即減反面積へと反映され、その面積は今年度からは担い手要件を満たす場合には25%というように、少し緩和をされてはきておりますが、全体的には法人の形態からしてすべて直営というか、利用権設定で法人経営がなされてるわけじゃなくて、従来の作業の受委託という部分も残された中で経営があるわけでございまして、そういうものを組合の組織で取り組んでみますと、25%と従来の受託作業の関係から44、5%のものを平準化すると、大体40%前後になるということで、その転作についても、法人が直接やって今日おりますが、大変手間の割にはもうからない。

それがゆえに調整水田、自己保全管理、非常に優良な農地というか、先祖代々からいただいた農地を荒らすというような状況になっておりまして、私自身もこれから先のことについて非常に不安を持っておるものございまして、そうした中で、津和野町の法人連絡協議会の総会等で菜の花をつくってみようじゃないかという話がつい先般ありまして、菜の花というものが流通として、経営としてどうなのかなということで、余り真剣に考えておりませんでしたけども、昨今の地球温暖化の中で、化石燃料にかわる代替エネルギーとしての植物油を使ったBDF

というような燃料で、地球環境を何とかしようじゃないかというような、そういう背景がにわかになら高まってきておりまして、ただ、採算だけで菜の花を判断するのではなくて、高い次元の中で取り組む必要があるのではないだろうかというふうに今考えておるところでございます。

さらに、平成14年から島根県が酒米の品種改良に取り組まれて、14年に品種登録されたものなんですけども、それを何とか島根県の醸造好適米として波及していく必要があるんじゃないかというような背景もあって、本町の旧津和野町でございますが、「こだわりの酒をつくる会」というような会を、言葉は語弊でございますが、まだ事業としてはなく、半ば遊び半分——半分ちゅうちゃあいけません、遊び感覚という部分も含めてスタートとして、今日七、八年が経過しておりますが、やってる我々は生産者の立場で酒米をつくらせていただいておりますが、メリットを非常に感じております。

そして、きょうの質問に対しまして「佐香錦」という米を使ってこだわりの酒をつくっていただいている酒造メーカーの方にも直接お会いして、現状と将来の方向のことについてお伺いしたところ、今現在、15%程度のシェアでこだわりの酒そのものをつくり、一部販売というか、ほとんど販売しとるわけですが、販売をしとるわけだか、非常に好

評であるし、3社ともこのシェアは倍増してもおもしろいし、やる価値があるよと、生産者のそれぞれ技術的な問題もあろうし、いろいろなお話も重ねながらお互いこの話を進めていく段階に来てるんじゃないかなというふうに私は考えて、今回あえて菜の花とこだわりの酒ということで、酒米生産について品目を絞って、この対応について具体的な取り組みを今後始めてはどうだろうかということで、提案方々執行部のこれからの事業化へ向けての取り組みについてお考えをお伺いする次第であります。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問いただきました特色ある農業への取り組みについて、御回答申し上げます。

議員の申されましたとおり、米価の低下が続く状況の中で、水稻を中心とする農業者が多数を占めている当町におきましては、農事組合法人や認定農業者を含む大規模農家ですら厳しい経営状況にあり、また、生産調整に伴う転作作目についても土質や排水等の問題もあり、生産性の上がる作目に結びついていない現状であることに行政としても苦慮しているところであります。

そのような中で、議員御提案の菜種につきましては、従来から一部の

法人等で取り組んでおられますが、実質的な生産拡大までには至っておらない状況であります。しかし、議員さん申されましたように近年バイオ燃料として注目を集め、これも議員さん言われましたけども、先般の農事組合法人連絡協議会においても今後実践に向けた研修を行い、組織として取り組むことを決定したところでございます。日程的にも過日決定をし、今それぞれの法人等に募集をかけて実施するように行っているところであります。また、これについては国において、来年度からモデル地区を選定し、事業化へ向けた支援を検討中との情報もいただいております。そういったことで、町としても今までこういった活動をしておりますので、そういった事業を何とか取り入れながら、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、もう一点の酒米についてでありますけれども、現在、町内での需要と供給がどのようになっているのか、先ほど議員さん申されました私も初めて知ったようなことで大変申しわけないんですが、詳しいことはつかんでおりません。

ただ、今町内で2ヘクタール程度栽培をされているような状況であります。

しかし、これについてはJ Aに確認いたしましたところ、国の示す米



の生産調整での外枠配分には該当していないということでありまして、これは今から申請するにしても、今年度の作柄によるそうでございますけれども、21年度からの配分になるというように伺ったところであります。

いずれにいたしましても、地酒の消費拡大を進めることは事業者にとっても、また、消費者、そして、農業者にとってもメリットがあると思いますので、今後は関係団体等での協議も進めていただき、生産拡大に結びつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 11月に菜種の研修ということで、滋賀県の方へ視察に行くというような計画のお話は伺っております。

来年度から何かモデル地区が選定されるかもしれないというふうな御回答でございましたが、モデル地区に選定されれば幸いです。が、モデル地区に選定がなされなくても、ぜひ取り組みを強化していくべきではないかなと今思っているところでございますが、いろいろ過去の資料を見てみますと、津和野町の法人連絡協議会はことしの総会でも話題になりましたが、16年の5月の27日に、ちょうど5年前の総会

で講演がなされて、津和野町菜の花プロジェクトの推進というようなタイトルで、農林省の国の担当者を本町にお呼びして講演会が持たれておるといふのを、今回改めて資料をさかのぼってみますと、随分前からこういう話があったんだな、本当私自身、菜種なんかどうにもなるもんじゃないでと思っておりましたが、実はいろんな話をする上で、益田市のリサイクルプラザというところへ先般相手の方には何も言わずに出かけて、勝手に自分で訪ねてみたわけですが、益田市の下波田、真砂にそういう施設があるらしいということで、法人的にやっておるのかどうかということでしたが、何かリサイクルプラザということで表示があったものですから、そこへ行きましたら、家庭から出る油、廃食油の処理施設があるんだということで、大変啓発棟という建物が建っておりまして、日曜日ではありましたが、大畑館長さんという方がおられまして、まああんた何しに来たかねというようなことで突っぱねるかと思いましたが、反対によく来られましたということで、その中で、私は施設も見せていただきましたし、お話も少しお伺いしました。

益田市の実態は菜種油の生産はなく、家庭から出る廃食油を処理するということで、1日当たり400リッターの処理能力を持ったBDF化する装置を既に15年の3月ですか、設置されておられまして、

さらに、市独自で温暖化防止計画というような計画書も策定されておられまして、私は議会に席を置くようになって今日まで4年間ですか、そういう温暖化に対する意識というものが恥ずかしながらほとんど関心を持っておりませんでした。隣の益田市さんのそのような取り組みに対して大変啓発に行って啓発されたというか、したところでございますが、実態はどうも確かにBDF化して、その燃料は市内のごみの収集車、トラック、2トン車だと思っておりますが、その2台に使っておるし、それから、リサイクルプラザの場内で使用している重機、リフトの燃料にもしておるということでございました。

廃食油の回収については、市内の各公民館というか、集積場に各家庭から持ち寄っていただいて、それを収集するというような対応をしておるようでございますが、若干近年は生活様式の変化といいたいまいしょうか、油の出が、回収量が減ってはおるようでございますが、ただ、市内の状況ではこの施設をつくった段階で、廃食油の処理をする業者がどうもおられるようでして、後発の益田市のリサイクルプラザが業者の営業を侵害するようなことはいけないので、いわゆる家庭の部分、限られた部分処理しているんだと、益田市全体の営業サイドとか、すべてを廃食油という形で集めたら、この何倍にも相当するんだらうけども、

今はそういう状況にないというようなこともお聞かせをいただきました。

そういう施設を見せていただいたり、お話をお聞かせいただいたりして、菜種そのものが決して法人経営にとってプラスになるとは今のところ思えませんが、ただ、菜の花プロジェクトという循環型のフローチャートを滋賀県のあるまち、さらに、佐賀県の伊万里市というようなところの取り組みをネットで検索してみますと、非常に今日の理にかなっている、むしろ我々はこれを採算は度外視してでもやるべきではないかと思ってるところでございます。

ちょっと私の一方的な思い込みばかり言って済みませんが、さらに、きのう、きょうのテレビとか新聞でも、いわゆる京都議定書なるものがいずれ効力がなくなるということで、これの次のための会議が国連で開かれて、森元首相が日本から出席されたニュースがきのうもテレビで放映されておりましたし、けさの新聞にも地球温暖化に対する世界的な取り組み等々が報道をなされてる背景からして、大変これから取り組みにやいけんのじゃないかなと考えております。

それと、こだわりの酒については、先ほど答弁の内容にありましたが、いわゆる私が調べたところでは島根県下の約10万トンという米の生

産数量そのものがあるようですが、その中で3,000トンほど生産数量から自由選枠ということで、除外するというんでしょうか、もち米と種子、種もみ、それが約2,200トンあって、酒米が800トン、合わせて3,000トンが10万トンの大枠の中から外されて、それを各県内の市町村に配分されてるんだというふうに理解しております、ただし、この酒米が800トンあるという中に我がJA西いわみの傘下にある益田市、吉賀町、津和野町の生産量をお聞きしますと、約34トンということで、800トンの中にその34トンはまだ含まれてない、これは回答の中にもあるようでして、それは今年度の作柄を見ても、21年からの配分の中に反映、もし反映しようとするれば21年からだというふうに回答書になっておりますが、わずか34トンということで、数量的には余り影響はないかなと思いますけども、こういったものをしっかり積み上げた上で、わずかながらでも農業の経営として成り立つ農業をちいとでも模索していく必要があるのではないかなと思うところであります。

行政に対して事業化への取り組みということでございますが、こだわりの酒についても、我々生産者と醸造メーカー、さらには消費者、そういう立場の方々とそういう土壌は会として、組織としてあるわけで

すから、そういったものが自主的に問題点を抽出しながらこれから事業化すればいいわけですから、余り行政行政ちゅうて、行政頼みをする  
ことがいかかとは思いますが、しかし、やっぱり音頭をとってもら  
う、行政がやろうじゃないかというかけ声をかけていただくと、我々生  
産者は、また、醸造メーカーの方もそれじゃやるかというような気持ち  
になるんじゃないかなと思っています。

菜種栽培についても、財政的に菜種の価格保障をせえとか何とかじ  
ゃなくて、取り組みをやっぱり、私が勝手な解釈ですけども、いろんな  
農業政策で、国の政策で、担い手の集中による品目横断を初め、農業所  
得保障的な考え方である中山間地直接支払制度、さらには農地・水・環  
境向上対策、その上に先進的営農支援というような形で、国も相当農業  
の支援策を講じておられますが、そういう今我々が恩恵を受けている、  
そういう制度のもとにいただいたお金をお互いに少しずつ拠出を、い  
ただいたお金を拠出して、財源を確保した後に菜種栽培なり、酒米なり、  
新たな産品づくりというようなものに挑戦していくことがいいのでは  
ないかなと思うところがございます。もし、今の考え方に対してそれは  
ええことだとか、また、悪いことだとかいうことがありましたら御回答  
をいただきたいと思っています。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 15番議員さんの思いを十分聞かせていただきました。

まず、1点、バイオ燃料のことをございますけども、課長お答えしておりますが、実は最近をございますけども、農林水産省の皆さんと意見交換をする機会がございましたが、その一つの目的は前段、20年度の農林水産省の予算の概算要求、これの説明であったわけでありますけども、その中に今お話がありますような菜種を利用した燃料、これにつきましてはかなりの予算を計上して、国としても本格的に取り組むをしたいということでございました。これにつきまして意見交換がございますので、私も発言をさせていただきましたが、既に私自身が津和野町でもそういう取り組みが法人の中で始まっておるということを申し上げたんですが、既に御承知でございました。

そこで、モデルという項目もありましたので、できればひとつ我々から見れば津和野は取り組みについては先進地であるというふうに思っているのですが、モデル指定をしてほしいということを申し上げて、検討ということで終わったわけでありまして、その後また別の機会にそこに出席しておられた農林省の方と同席をする機会がありましたけども、

その方が私のところに寄ってこられまして、町長の間ああいう要望があったが、モデル指定については実は、基準設定については今からだと、今からだけでも、20年度即津和野を指定ということになるかどうかについては全く未知数なので、その点はひとつ了解をしておいてほしいということでございました。それは十分承知をしておりますと、一番望ましいのはモデル指定を受けることだけれども、それがかなわないとしても、何らかのそういう取り組み者に対して財政支援をひとつお願いをしたいと、このことが皆さん方に非常に力を与えることになるので、ぜひともひとつそのことについては御配慮いただきたいということで別れたような状況でございます。今後ある機会に、また私どもとしても関係機関にも要望してまいらにやいけないというふうに思っております。

それから、こだわりの地酒のこともございましたが、もろもろ行政としてどのようなかわりが持てるのか、また、どのような支援ができるのか、課題としてひとつ受けとめさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 先ほど益田のリサイクルプラザとい



うことでお話をさせていただきましたが、アメリカのゴア副大統領がブッシュ大統領と選挙を戦われて落選されまして、今日はただの人でございますが、「不都合な真実」ということで、ゴア元副大統領自身が平素からの地球温暖化に対する考えをDVDにまとめたものがありまして、1時間30分に及ぶ時間でしたが、拝見させていただきました。ぜひ何かの機会で、このDVDを子供たちにも見せてやりたいなと思っております。

失礼しました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、15番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序10、12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

最近観光客の方から、例えば、パンフレットを出されて、これについてちょっとお聞きしたいんですけどというふうに聞かれることというのがあるわけなんですけども、一般町民の方がよく知らないというような事業とかイベントなどがあるんです。逆に一般町民の方が企画したり、それから、計画したりしたものを町の行政の方が余りよく知らない、こういうことをちょっと耳にいたしまして、そういうお話も聞きまして、それで、結果的には観光客の人に一番迷惑がかかるわけなんですけども、それを解決するためということで、平成12年に津和野町津和野観光振興協議会が設立されまして大体約7年ぐらいがたちましたが、この前、経済委員会で行政の担当の課長と、それから、津和野観光協会の会長、それから、商工会の方々ともお話を聞く機会が設けられて、いろいろお聞きしたんですけども、どうもうまく機能していないと、もう既に7年が経過しておりますけども、これらがどうも、先ほど私が言いましたような状態が生じるということは、それがうまく機能していないんだなというふうに思いました。それは、どうも私が考えます

に、行政のやるべき仕事と、それから、民間でもできる仕事の境界というのがどうもあいまい、悪い言葉を使えばあいまいなんですけども、いい言葉を使えばオーバーラップしてるというふうに思うんです。

それで、私が最初に考えたときに今県の方、行政としたらやはり島根県ですので、行政区域の中でしきりに出ているのが石見銀山、これは事あるごとに石見銀山、石見銀山と、溝口知事が出たりというようなことで、とにかく石見銀山が出てまいります。

それで、この前のお話、先ほど、前へ戻りますけども、聞いたときにも石見銀山との取り組み、連携というようなものを行政としてそれに食いついていってるのかなと思ってお聞きしたところ、どうもそれはないようなふうに思いました。

それで、私が今回一番お聞きしたいなと思ったのは、そういうオーバーラップするのだったら、情報とか、それから、人とか、あるいはお金、一番はお金なんですけども、そういうものを一つにしてしまって、その中で民間と行政とが一緒になってやっていかなければならない時期に入ったんじゃないかなと、そういうふうに私は考えるものです。行政の観光に対するお金というのが大体3,600万ぐらいありますし、それから、民間は民間でいろんな会がありますけども、その中で会費を取っ

たりして、観光に対していろいろ尽力されてると、そういうものを全部持ち寄ってみれば相当なお金にもなりますし、それから、情報も一つのところに集まってきますし、だから、もうそろそろそういう時期に来たんじゃないかなと、ぜひこれをやっていかなければならないというふうに私は思っておるんですけども、そのあたりをどのようにお考えかということをごぜひお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 12番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、観光対策についてのお尋ねでございました。観光振興協議会のことにも触れておられますけども、あの協議会は御承知のとおり本町の観光が急激に落ち込んだときに、これではいけないということから、関係の皆さん方の御意見をもとに立ち上げた、そういう協議会であったわけでありまして、途中年月を経まして多少会議の運営についてマンネリ化したような面もあったかと思っておりますけども、最近では非常に大事な協議の場として生かされておるというふうな受けとめていたところでございますけども、御意見によると、必ずしもそうではないということでございますが、お話がありましたように、それぞれ商工観光関連の方々多いわけでありまして、そうした皆さん

方と情報交換をし、そしてまた、一定の意思集約をしていく、そういう面から言うと、大事な組織ではなかろうかなというふうに私自身は思っておるわけでありまして、それはそれといたしまして観光対策についての現状につきましては担当課長からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） それでは、観光対策の組織を一つにすればという御質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

観光振興に対する考え方はいろんな手法があるかと思えます。そのような中で、今まで進めてきたのは、観光振興について協議する場である観光振興協議会の中で、大きくは「お客様に来ていただくにはどのようにしたらよいか」「来ていただいたお客様に満足していただくにはどのようにしたらよいか」、この2点について考えていこうということで取り組みをしているところでございます。それを具体化するためにそれぞれの団体、行政、若い人たちで組織する観光について語る会等、新しい企画を持って、話し合いの場を持つとするものでございます。斬新な企画については当然ながら取り上げ、実行に移していくため、その都度協議会を開催していくことといたしております。

ただ、議員御指摘の点の中に、お互いの団体組織間の連携がないということがあります。この点につきましてはそうした反省も踏まえ、現在、関係機関、事務局間でできるだけ多くの意見交換の場を持つていないかということで、先日も既にそうした場をスタートしたところでございます。

また、ボランティアガイドによる案内体制の確立であるとか、町並み散策モデルコースの推進、旅館組合での石見神楽上演等既に実行しているものもあるわけでございますが、常に新しい魅力づくりが町内の、町中の人々の手によって実行できるように努めていかなければならないというふうに考えております。そのことが来られた方々の満足度の向上につながると考えております。したがって、議員、組織を一つにすればという御提案でございますが、今後においても、町とすれば観光振興協議会を核にした体制を続行していきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 2回目の質問にちょっと先立ちますけども、私は観光振興協議会の中身についてとか、今観光課長がお答えになったことじゃなくて、組織を一つにしたらどうなんですかという

ことを強く、表題でも言ってますけども、ちょっと私の思いと全然違った形で回答というか、答弁がなされてるんですけども、これを一つにカウントするということによろしいんですか、3つしかないわけなんですけども。

○議長（後山 幸次君） 続けて質問してください。

○議員（12番 道信 俊昭君） はい。行政にしかできない、だから、さっき私言いましたように、オーバーラップしているということで、この事業報告を見ましても、ここにある事務報告を見ましてもオーバーラップしているので、どうもやっぱりすべて民間でもできるなあと。

そこで、行政にしかできない、行政というのはどうしても行政区域とこのがありますから、そこにしかできないという事業が1つか2つちょっとありましたら、民間ではできないんだよということがありましたら、ちょっとそれをじゃ2番目の質問としてお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） お答えをいたします。

非常に線引きをするのは難しい面もあるわけですが、行政は、まずは基盤整備を行う、そうした立場にあるのではなかろうかというふうに思っております。当然その活用をしていただくのは民間の

方々によって活用をしていただくと、そういう立場にあるのではなからうかというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今2番目の質問でしましたけど、何か具体的なことを一つで結構ですので、この辺をひとつ、もしありましたら教えて、この事業の中でこれはもうとにかく民間ではできないのというのありましたら教えてください。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 行政でなければできない対策ということで、担当課長の方からそれは基盤整備であるというふうにお答えいたしておりますが、全くそのとおりであるわけでありまして、じゃその例として1つ挙げてみんかと、こういう御質問でございますけども、端的な例といたしまして、ああして津和野地区の町中で町並みの整備をいたしてきておるわけでありまして、こういうことは、もちろん町並み整備でございますので、単に観光にということだけではありませんけれども、大きくは町並みを整備をすることによって商業の振興が図られ、あるいは観光の振興が図られるということになるわけでありまして、現にああした町並みを整備をしたことによって非常にお客さんの動き



が変わってきとるといったような実態もあっておりますが、これは一例ということでございますけども、これらは仮に民間の皆さん方にとっても、できる話ではないわけでありますから、こういうことが行政の務めであろうかなと、このように考えておるわけであります。議員さんの御質問にお答えをしたことになるかどうか、ちょっと私もわからないところがありますけども、御質問を私どもなりに素直に受けとめて、そのようにお答えをさせていただいたところであります。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 私は協議会を指定して、それをどうかこうとかというつもりで言ってるわけではございませんので、山口にこの前ちょっと行きますと、山口の財団法人山口コンベンション協会の事務局長と大分話をしました。事務局長は元役場の人でしたので、いろいろ内容が、中でいろいろなことをするのに非常にたけておりましたので、参考になりましたので、また協会をあれしようとしたらぜひ参考になると思いますので。

それでは、次に移ります。

定住対策ということなんですけども、これはいろいろな問題があります。それから、今回も二、三の議員さんからもこの問題に関して質問

がありましたが、私が今回質問したいなと思いますのは、インターネットから浜田の定住財団にちょっと行きまして、担当者の方といろいろお話をしているときに、いろんな定住に関するいろいろなお話を聞かせていただきまして、それで、例えば、ここにある「しまねUIターン住宅相談員制度」とか、それから、あと島根県建築住宅センターとか、いろいろな情報を私いただきまして、それに直接電話をしたりとか、それから、ホームページにアクセスしたりとかして自分なりにちょっと勉強していましたが、ことしの6月に県の地域振興課の補正予算で島根暮らしUIターン支援事業というものがどうもあるようだということで、早速その資料もちょっとファクスで送っていただきまして、そうすると原則として、町と住民が協力して定住の受け入れ体制を強化する組織に原則として300万円を事業委託するものだということがわかったということで、このことに関してもうちょっと詳しく知りたいなと思っておりますので、ぜひ担当課長の方に具体的なことを教えていただきたいなという思いで今回の一般質問に上げさせていただきました。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御質問の件について御回答申し上げます。

ます。

島根県では、「ふるさと島根定住財団」を平成4年に設立をいたしまして、雇用環境の整備やU I ターン者支援など定住への取り組みを行ってきたところであります。これら従来の取り組みに加えまして、交流・体験を通じて地域の魅力を都市住民の皆さんに知ってもらい、定住へと結びつけるべく行政と民間の連携により交流・定住を推進する体制を構築することを目的といたしまして、このほど「島根県交流・定住推進協議会」、こういった組織が設立されたところでございます。

この中の市町村受け入れ体制強化事業についてでございますが、市町村の交流・定住の受け入れ体制を強化し、幅広いU I ターンニーズへの対応を可能にすることによりまして、対外的な競争力の強化を図るといったようなことを目的といたしまして、地元市町村、関係団体等で組織いたします「協議会」が行うU I ターン推進等の事業費につきまして「地元協議会」に委託費として交付される制度でございます。

本町におきましては、昨年度からこの事業のメニューであります「しまねU I ターン住宅相談員制度」に取り組んでおります。町では、相談員さん、協力員さんと連携をとり、空き家情報の把握に努めておるところでございますが、それぞれ本業がある中、時間を割いてボランティア

として現地確認等を行っていただいております。

御指摘いただきました受け入れ強化対策事業の内容といたしましては、こういった空き家情報の把握、あるいは情報提供を行うこととして、その活動費、また、定住情報の発信にインパクトを与える町のホームページにつきまして、定住対策サイトのボリュームアップを考えておまして、これらの経費に事業費として取り組むというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 内容的には今詳しくお答えいただきまして、送っていただいたものと合致してるんですけども、私が最初にこの事業を知ってここにたどり着いたというわけではなくて、インターネット、ホームページとか、先ほど言いましたように現地に取材に行ったりとか、それから、浜田に行っているいろいろお話をしてる中で、ずっと行ったらここにたどり着いてきたんですよ。今までのこういう事業に対するパターンというのは大体、国、県から今度町の方へ、担当の方へずっとおりてきて、こういう事業がわかりまして、それから、町民の方にこういう事業があるからという伝達経路が一つ決まってるんで

すけども、今はもう、今私が言いましたように決して越権行為をしたわけじゃなくて、自由に県の方、あるいは国の方もこちらの質問とか何とかに答えてくれますし、例えば、国なんかでもメールでぱっと打てば、対策課みたいな人が出てきて、その方がぱっと答えてくれるというふうに、かなりそのあたりが一般町民の方が自由に情報を得るという時代になった。

特に、私はこのことで感じたのは、私が行動したこと、あるいは足で、自分で調べたり、調査したり、取材したりしたこと以上に町民の方がこれを知っておられたんです。話をその方としたら、私よりはるかに詳しく知っておられた。ということは、今までのように一つのルートじゃなくて、これからは町民の方からこういうような、こういうことをやってみようとか、こういうものがあるが、こういうことを一緒にやってみるかというようなことが多分出ると思う、どんどん出てくると思うんですね。

だから、この問題だけにかかわらず、さまざまな問題においてそういうような下からのずっと情報が上がってくる時代になったなということをつくづく感じまして、私も議員でありながら、町民の方よりも知識がないということがちょっとその点で恥ずかしかったんで

すけども、行政のプロであられる皆さんは私以上に、あるいは町民の方以上にそういう情報をキャッチして取り組んでいかれた方がいいんじゃないかなということがつくづく感じました。それに対して、こういうような時代になったことに対して町長は今のような方法を受け入れてやっていこうという、いわゆる官民一体の一つ具体的な事例になりますが、そういうお気持ちがないとは多分言われたいとは思いますが、どの程度のあれで、気持ちで、官民一体ということを具体的にやっていかれるかという気持ちの問題ですけども、今のことを事例にいたしましてちょっと気持ちをお聞かせ願えればというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お話ありがとうございましたようにいろんな情報、最近では私ども行政に携わっておる者がいち早くキャッチをして住民の皆さん方にも伝達すべきものは伝達しなきゃいけない、そういう立場にあるわけでありまして、お話がありましたように、場合によってはその逆で、皆さん方から逆に教わるといったようなこともあるわけでありまして、これにつきましては内部でも常に反省しながら情報の先取りをしていかなきゃいけないということには努めておるわけであ

りますけども、なかなかすべてがそのようにいってないという状況にもあるわけでありますが、いずれにいたしましても、こういう時代でありますので、まさに官という言葉が適切であるかどうかわかりませんが、行政と、そして、地域の皆さん方と一緒に物事を進めていくことが何よりも大切であるというふうに考えておりますので、その思いは十分持っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 最初の私の観光の問題に関しても、今の問題に関しても、共通するところは、それと病院問題もそうなんですけども、町ぐるみでみんなでやっていく時代じゃないと乗り切れないというふうになったなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、12番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序11、1番、村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 執行部の皆様におかれましては、昨日

に引き続き大変お疲れとはございますが、このたびの9月議会通告者、一番最後になります。1番、村上義一です。それでは、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたびは通告に基づきまして、先ほどの前段議員さんと重複いたすかもしれませんが、定住対策を引き続き質問させていただきたいと思っております。

定住対策といいましても、旧日原、旧津和野町と、この4月に新しく若者定住及び定住対策事業というものが施行されました。そして、現在、定住対策、この内容を9月の町報の中を、掲載されていた一部を拝見させていただきました。定住対策の中でも産業後継者派遣事業対策とあと農業集落研修生受け入れ事業と、そして、若者定住奨励制度対策というような、こうした項目が盛り込められております。その中でも今回は9月の新聞に取り上げられておられました、現在、町で若者を対象とした定住対策という、こうしたことを町の条例、規約、規定などにも載せておられますが、この件について執行者の方へ御質問をさせていただこうと思うわけでございます。

この内容でございますが、内容を言いますと、ふるさと就労奨励金、そして、若者Uターン、若者転入奨励金、そして、鯉・恋祝い金、また、



出産祝い金という数々の奨励金制度が掲げられておられるわけですが、この奨励制度の中には年齢制限が課せられておられるということは御承知と存じます。15歳から40歳までが若者の定住者年齢制限としての対象として主に盛り込まれておられて、そして、この定住の理由といたしましても、定住する意思があるという方々において定住の支給対象というようなことでの内容だと思えます。

この年齢制限というものが15歳から40歳までが若者として、では、40歳を過ぎれば若者ではないというような解釈にとれるわけですよ。現在、全国においては1940年代生まれの団塊の世代の退職者がふえる、こうした状況におきながら、そうした団塊の世代を田舎に受け入れるという、こうした対策も必要なことではないかと、そうした全面的なことから考えますと、若者定住という、年齢制限という幅をふき付けていいのかということがいささか疑問に思うわけでございます。

そしてまた、鯉・恋祝い金という奨励制度のことでもございますが、主に通告内容といたしましては女性を中心とした転入者、移住者を町も受け入れていくべきことが、こうしたことを推進するということが大事なことはないかと、このような質問書の通告でもございます。なぜかといいますと、津和野、観光事業に例えますと、観光地でも、まず

津和野町が観光地として昭和52年に「non-no」という雑誌で取り上げられて、これも女性誌によります。そして、それが起爆剤となって観光にブレイクいたしまして、観光の位置に、西部の西日本の小京都として位置づけられた、こうした経緯があるわけでございます。この津和野町の中でも、主に女性に人気のある和紙人形とか、また、甘いお菓子「源氏巻」というような産物がお土産品として取り上げられて、社会的環境から見ても、主に女性に人気のあるまちづくりをしなければ、それについて男性が入り込んでこないといいますが、ついてこられないと、まず女性に好まれるまちづくりの対策というものが必要ではないかと思う次第でございます。そうした女性を主に取り入れた対策というものが、今後移住者を求めるのにも一つ頭に入れていただきたいというようなことを申し上げたいと思います。

そして、この対策の中でも少子化対策推進功労金という、この功労金という額が年額50万ほど予算づけをされておられるということも聞きました。これは共存病院、産婦人科医師、また、小児科の医師に年額50万ほど功労金として支払われるという、このような予算が組まれておられると。現在も共存病院も町の補助、また、支援がなければ今の運営が難しいという、重々病院の関係者、また、医療関係者の方も現在

の町政の内容、町政の状況というものもよく把握されておられること  
だと思います。

そうしたことから、少子化対策功労金というものが果たして、この功  
労金がなければ少子化の推進にならないのかと、これも担当部署、管理  
課である部の方で病院側、もしくはそちらの小児科や産婦人科の先生  
と担当課の方も今よく財政事情なども考慮していただいて、病院の先  
生側もそれは今重々承知な上、嫌とは到底言わないし、この功労金がな  
ければ私は子供の出産ということに非協力というような、協力できな  
いというような回答もしてこないと思うんですよ。その件についてや  
は担当部署の方では50万という額の年間の功労金というものが医師  
に対して妥当な金額なのかと、私としてはこうした功労金があるのは  
かえって産む側の——女性は産む機械と言うと大変問題発言ではござ  
いますが、産む力を持っておられます。まず、女性の側の気持ちになっ  
て、女性を支えるという形で、この功労金という形を配付する。受け入  
れ側としてはそれなりの職業があるわけでございますので、まず少子  
化対策推進という向ける方向としては、こうした功労金には、まず産む  
側の女性に対しての功労制度というふうに解釈をしていただいたらと  
思う次第でございますので、その点について、まず当執行部側の御見解

をよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 1 番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、町独自の定住対策をとということでの御質問でございます。

人口減少が続きます中で、特に若い世代の定住対策というのは重要な課題であります。いろいろな対策を講じながらもなかなか十分な成果が見えてこないといった現実であるわけでありまして、今日まで取り組んでまいりました状況等につきまして担当課長の方からお答えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 町独自の定住対策についてお答えを申し上げます。

定住対策は、本町の地域振興策における最重要課題であることは御承知のとおりでありまして、これに関します条例等は、津和野町定住促進条例を初めといたしまして若者、U I ターン者向け住宅に関する条例、あるいは規則・要綱等を設置をいたしております。

また、本町地域振興施策に関しましてはすべてが定住施策と言っても過言ではなく、現在、各担当部署で行う関連する業務につきましては、

横断的に整理をし、あるいは体系的な条例整備を検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

御指摘いただきました1番の若者定住促進奨励金の年齢制限に関してでございますが、町の将来像を描く上で最も重要な要素であります人口推計に対しまして、大きな影響を及ぼす現在の人口構造を少しでも改善したいという観点からの年齢制限でございます。

団塊世代の方のU I ターンの推進につきましては、奨励金制度とは別に住宅相談や就農支援、地域情報の発信などにより取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、段階を設けての交付につきましては、多額な交付金ではないということもございまして、現状の形態で交付をしたいというふうに考えております。

次に、2番の鯉・恋祝い金についてでございます。この祝い金につきましては、結婚された御夫婦に対しお祝い金として交付をするものでありまして、男女のどちらかに交付をするものではございません。

なお、結婚のために転入をされた方には別途転入奨励金を交付をいたしておるところでございます。

3番の少子化対策推進功労金についてでございますが、産婦人科・小児

科が身近にあることが安心して子供を産み育てる環境づくりには欠かせない要件であると考えております。中山間地域における医療機関の常勤医師確保が非常に厳しいことに加えまして、特に産科医の確保につきましては都市・地方にかかわらず構造的な医師不足でありまして、本町の医療体制の整備・充実を推進する上でも本功労金のような制度は、現状においては必要な措置であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 御答弁ありがとうございます。町誌、広報での調査でございますが、平成17年の9月の末、平成17年といえば町村合併をいたしまして、そして、合併調印式を行い、合併を行った年でもございます。この9月末、つい2年前の人口推移が、人口が9,804名、そして、19年8月、先月末の現在にわたる人口が9,355人と、あの合併からこの2年の間に約449人という人口が減少しておられる。そして、世帯数は3,872から3,801と、この2年間でマイナスの71世帯の減という、このような数字が出ておられるわけです。約2年間の間で全体の4.6%の減少率でございます。このま

までございますと、10年後には今の人口が半分、そして、20年も過ぎれば人口がゼロ人という極めて現在は深刻にこうした事態を受け入れるべきではないかと思う次第でございます。山間地、奥地はもちろん、各集落におきましても、後継者不足や高齢者世代、人口の低迷化により集落の維持さえ危ぶまれている危険な危機に直面をいたしております。少子化が問題視される現状で、いま一度町といたしましても、独自に津和野町として特色のある定住対策というものに先駆けた対策が早急に必要ではないかと、このように思う次第でございます。

総合振興計画にもいろいろな対策が示されておられました。中には前段の議員さんも言われたように空き家の対策、空き家バンクの推進、そして、雇用先の確保、そして、地域医療の確保、就農支援の課題化など、こうしたことが盛り込まれておりましたが、こうしたことを全般に今後両町には総合振興計画という審議会がございます。そのような中で、今若い者が集落を支え、そして、世帯を支えるという、このように基本的な構想、基本的な組織づくりというものが、まず必要、第一に考えられるのではないのでしょうか。こうした僻地には何が必要なのかといえますと、やはり人口をふやして、そして、都会地から、また、近隣地の国内外を問わず、少しでも人口増加への道を開くという、そうし

た対策が必要ではないかと、こう思う次第でございます。

観光事業をまず個人的に例に挙げさせていただきますと、津和野町は「観光のまち津和野」と言われております。団体のお客さんもおられれば、フリー客のお客さんもおられます。団体バスが多くの流動をされておられます。この団体バスの歓迎看板を見ますと、まず協定されている旅行会社の看板が目につくことだと思います。各施設と旅行会社の間に協定というものが結ばれているんです。

ただ、施設側としても、パンフレットや情報を旅行会社やそうした一エージェントとも言いますが、そうした情報を発信するだけでは、団体の集客というものが到底求められないんです。今現在、町がやっていることはただの情報発信にしか過ぎません。観光として団体を集客するためには、その間には全国各地に案内所というリザーブセンター、案内所という組織をつくっているわけでございます。各施設それぞれ案内所は違いますが、現在こうした定住策というものも近隣の益田圏域の自治体、役所、そうした定住に向けた対策として連携を組んで、そして、東京、広島、大阪、そうした都市部の市役所と案内所といいますか、同じような転出を推進してくれるような窓口業務をつくっていただいて、そして、そうしたところの案内所に転出者を募集させて、そして、



こうした自治体より、より住みやすい、より安全な、そして、住宅、そうしたところなども情報発信をしながら連携が必要な、こうした組織づくりというものもひとつ管理者として頭に入れておいていただければと、こう思う次第でございます。

そして、先ほど言いましたように総合振興計画、両町の旧日原町単位で地域審議会があり、そして、総合振興、町の建設計画に伴って総合振興計画がございますが、町長としてはこうした対策も早急に総合振興計画の方で審議、協議をする必要が——必要だと思っておりますが、町長としてはどのような御回答か、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 定住対策につきましては申し上げておりますように、今日までもいろんな施策として取り組んできておるわけでありまして、今後におきましても、先ほどから議員の方でも具体的に項目を述べていただいたわけでありまして、こうした町の施策を一つ一つ着実に進めていく、これ以外にないのではなかろうかなというふうにご考慮しておるわけでありまして、そうした意味では新しく策定をいたします振興計画等にもこうした面をさらにより具体的に盛り込んでまいりたいと、このように考えておるわけでありまして。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） ちなみに、管理職、担当課の方にも質問をさせていただきたいと思います。この4月から新規に条例改正された定住対策事業、奨励制度による対象人数と、また、農業研修生受け入れ事業、この対象人数、また、産業後継者派遣研修事業、それぞれ数値的なことがわかれば御報告をいただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御質問の件でございます。

定住奨励金につきましては、平成18年度の実績でございますが、合計で49件、交付をいたしました金額は390万円でございます。内訳といたしましては、ふるさと就労奨励金1件、若者Uターン奨励金12件、それに加えて、家族で転入をしていただきました家族単位で7件、それから、いわゆるこれはIターンになりますけれども、津和野町出身でない若者の方が転入されたことに対しまして6件、同じく家族として4件、それから、鯉・恋祝い金につきましては7件、そして、出産祝い金につきましては10件、少子化対策推進功労金につきましては2件というふうな内訳になってございます。それから、産業後継者派

遣事業、それから、新規就農者育成支援につきましては、大変残念でございませうが、実績がございませうでした。

以上でございませう。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました農業研修生の受け入れ助成の関係でございませうけども、これも残念ながら該当者はございませうでした。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 農業研修生受け入れ助成と産業後継者派遣事業につきましては受け入れがないということで、今後こうしたせつかく条例規定をされて、規定としてありますので、全力で定住に向けた対策をよろしくお願いいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続ひまして、防災関係にかかわることとございませうして、特に台風時による敏速な情報発信をという項目を上げておひます。

災害時、また、事前に予測できる台風や梅雨どき、梅雨の時期になりませうと、豪雨など住民の財産、生命を守る上で、本町として災害対策本部を設置いたひませうが、設置等での基準をませうお願ひいたひませう。

そして、近年地球温暖化の影響もあり、大気や海洋の影響に多大な影響を与え、世界各地では集中豪雨や干ばつなどの異常気象が多発しております。毎年のように今時期は台風や豪雨による災害を後に絶ちません。台風は年間に約28、熱帯地方に発生し、そのうち約3分の1程度が九州に上陸している模様でもございます。九州、四国、中国地方、いわば津和野町上空も、津和野町も今のシーズン、8月から台風のシーズンになりますが、台風の通り道化している、通り道となっているわけでもございます。

また、この日原地区に流れております、ふだんは山合いののどかな清流高津川でもございますが、災害時には洪水、増水により膨大な被害をもたらす河川へと急変いたします。河川水域には益田市まで含めると、約6,800世帯が連なり、人命または家屋に大きく危険を及ぼすことは想定されることだと思っております。

皆様にも記憶にございますと思いますが、昭和58年7月22日の夜から23日の朝にかけて島根県西部を中心とした記録的な集中豪雨は、典型的な梅雨末期の集中豪雨で、山陰沖から南下した梅雨前線に南から湿った空気が流れ込み、激しい上昇気流が厚い積乱雲を発達させたことでもたらせました。昭和47年のときと比べると、総雨量500

ミリ以上の地域が北部に集中した局地的な豪雨で、総雨量は益田市で633ミリ、三隅町で742ミリ、そして、浜田市では516ミリの記録的な豪雨となりました。高津川よりも益田川や三隅川流域での被害が大きく、益田市、三隅町では土石流、山崩れによる犠牲者が出ました。島根県下の被害者は、死者、行方不明が107名、そして、負傷者が159名、全壊家屋が1,372棟、流出家屋が308棟、そして、床上浸水が7,741棟、床下浸水が1万475棟、被害総額にいたしますと、約3,600億円という多額な、膨大な額がかかっております。

こうした悲惨な経緯がございましたことは皆さんも御承知と思いますが、特に日原地区、高津川水域におきましては大変民家、世帯が密集しており、洪水や災害時による緊急を要する避難の場所や避難経路、そして、地区の避難勧告による指揮、指導係など徹底がいま一度図られておられなければならない状況ではないでしょうか。災害時に洪水による洪水想定区域の予想または防災マップ、ハザードマップによる事前の避難場所への確認など地域、自治体との連携が義務づけられることではないかと思えます。

また、前段議員さんにもありましたが、高津川の水域には水量計を築けたらどうかということもございました。高津川水域に住まれる住民

の方や、また、漁業関係者だけでも380名、河川と密着なかかわりを持つ方などを含めると、相当な方が関係をいたします。このたびの質問にかえさせていただきますが、河川上流部による、監視カメラによるリアルタイム放映または難聴の方などテロップによる情報発信など、災害時には避難されるまでの保護世帯への事前の準備が最も必要ではないかと思えます。もちろん、台風や豪雨などといえますと、事前に予告が、予想が立つ、そして、台風の大きさや雨量なども予測が立つ上、まず河川上流部にはケーブルテレビによるリアルカメラの放映によって集落密集地、河川沿いにあるところにも至急に、事前に避難の対策をしていただいて、早急に避難できるような対策、準備というものが必要、先駆けることではないかと思うわけでございます。

そしてまた、障害者や高齢者の方など社会的弱者の方、そうした方の避難などは地元自治会または地域の福祉の関係の方、そうした方々の協力を求めて避難に敏速に対応するという、こうした姿勢が求められるのではないかと思う次第でございます。こうした経緯につきまして、執行部当局としての御見解をよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 御質問の災害時の対策本部の設

置について御回答を申し上げます。

災害対策本部の設置等については、津和野町防災計画によって基準等を定めております。災害対策本部の設置基準としましては、先ほど議員の質問につきましては台風ということでありましたが、風水害等、それから、震災についても、基準を決めておりますので、述べさせていただいたと思います。

風水害等につきましては、「大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると町長が認めるとき」「災害が発生し又はその規模範囲から特に対策を要する場合において町長が必要と認めるとき」「災害救助法の適用を受けるような災害が発生したとき」となっております。

また、震災につきましてはですが、「大規模な震災が発生するおそれがあり、その対策を要すると町長が認めるとき」「町及び町周辺に震度5以上の震災があったことにより、災害が発生した場合又は災害の危険が極めて増大した場合で必要と認めたとき」「震災が拡大し震災第一体制では対処できないとき、(震災第一体制とは、町及び町周辺に震度4の震災が観測されたとき、又は、その他必要と認めるとき)」と、こういった基準に基づきまして、今後はこのルールによって適切に対策本部の設置・運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 2点目の御質問についてでございます。

現在、町内におきまして9カ所の河川監視カメラを設置いたしております。日原地域に4カ所、津和野地域に5カ所でございます。その河川カメラにつきましては、関係機関も含めましてリアルタイムでの映像によって現地の状況が確認できるといった体制になっております。

水位の状況など、CATVによります放映につきましては、技術的には可能と考えますが、住民の自主的避難行動は別といたしまして、避難勧告等の決定は、気象予測や周辺林地、河川護岸など公共土木施設の現況等によりまして、町災害対策本部が総合的に判断をするものであります。単にリアルタイムでの河川水位などの放映は、流域上流地域の降水量、あるいは洪水予測等詳細な情報と一体とならなければ、いたずらに不安感を与えたり、衝動的な行動を引き起こす危険性があるのではないかというふうに考えます。

災害発生時やその発生が予想される場合の情報管理及び避難勧告等の伝達につきましては、現在、策定作業を行っております津和野町地域防災計画におきまして具体的な対応が位置づけられております。緊急



告知やインターネットを活用した町民への情報提供手段として本町のCATV機能の果たす役割は重要であり、この計画の実施に当たりまして早急なマニュアルやガイドラインづくりが必要であると考えております。御指摘のリアルタイム放映につきましても、先ほど述べましたような課題を踏まえまして情報提供手段の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 3点目の御質問の障害者、高齢者への災害対策、地区との連携について御回答申し上げます。

要介護者や高齢者等の避難対策等については、昨日10番議員さん等にもお答えしたとおりでございます。議員御指摘のとおり、地域の方々との密な連携が不可欠であることは言うまでもありません。特に、地域や福祉関係部署と行政、消防団、分遣所など関係機関が、通常時から情報を共有しておくことが非常に重要となります。ただし、個人情報扱う観点での配慮も同時に必要ですので、その点にも気を配りながら万全の対策に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） そうした防災、災害はいつ来るかわかりません。ですが、台風とか、事前に予測できる災害においては、事前に町の対策というものが早急に必要、義務づけられることではないかと。

そして、先ほど社会的弱者の障害者の方や高齢者の方、そうした方の避難においては一番敏速に扱う上でも、日ごろからやはり個人情報もあると思いますが、その地区においてのそうした該当たる方の世帯というものをよく把握されて、そして、地域の方との連携を組んで、今後の防災活動に取り組んでいただきたいと、こう思う次第でございますので、よろしく願いいたします。

そして、町長に一つ質問をいたしたいと思います。

3月議会で日原地区防災センター設置についての請願書というものが出ておられます。その件について、まず本町から指揮統括する上に町長としては現況をどのように見解をお持ちなのか、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 特に、御通告を受けておるということではご

ございませんけども、御発言ございましたので、お答えしたいと思っておりますけども、現在、広域消防本部と担当課の方で連絡をとりながら計画づくりに当たっておるということでございます。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 通告に載っていないものを質問いたしまして、大変失礼いたしました。

そして、町のホームページで防災関係の掲載欄を見たんですが、情報、防災に対しての避難箇所というものが津和野町のホームページ、防災という欄から避難箇所が示されている場所があるわけです。日原地区につきまして、まず避難箇所を挙げますと、すべての災害時には山村開発センター、また、日原保育園、星の里、日原町役場、津和野町役場第2庁舎、そして、日原小学校、町民体育館、日原中学校と下町コミュニティセンター、こうしたところが避難箇所として指定されておられるわけです。この九つのうち七つは河川沿いにあるわけでもございません。河川沿いにあるにもかかわらず、この区分分けではすべての災害時という区分分けがされておられます。ぜひともホームページの中でも、まずハザードマップですか、防災マップ、そうしたものができ次第、予想浸水区域とか、被害をこうむるような地域をよく確認をいたしてい

ただ、このような避難箇所の提示ではなくして、新しく防災情報というものを掲載させていただければと思う次第でございますので、情報課としましてはどのような見解か、再度質問をいたしたいと思いません。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 御質問のホームページ上の避難箇所でございますが、昨日から答弁しておりますが、防災計画が28日の防災会議の中で決定されます。それをもって県に申請ということで、避難箇所につきましても、先般から回答を申し上げますけれども、その辺の見直し等が十分できておらない状況ですので、今後見直しをしまして、ホームページ上にも載せていきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 大変申しわけございません。なるべく早急にインターネットにおいての情報の伝達、誤った伝達が出ては、これは人命にかかわることでございますので、よく中を拝見いただいて、そして、訂正するところは訂正するというところでよろしく願いいたします。

続きますとの質問にまいりたいと思いません。

職員倫理について質問をさせていただきます。最近毎日のように公務員による不祥事が新聞、雑誌、マスコミなどで報道されております。昨日私が1日、全国でどれぐらいの公務員による不祥事があるのか、件数だけでも確認したところ約10件ほど確認いたしました。神奈川県では横浜市職員が車、バイクと追突し、男性が重体と、また、富士吉田市の市議2人が指定暴力団山口組系の暴力団総長の通夜、葬儀に出席をいたしたということと、隣の広島県では高校の教諭が飲酒運転で蛇行運転し、トレーラーに激突といったような事件がございました。そして、島根県内であった事件が、核物質をインターネットで違法購入して島根大教授を書類送検、そして、県公立学校採用試験で出題ミスとか、酒気帯び運転の女性教諭が停職6カ月、缶ビール3本を万引きして中学校教諭が懲戒免職、大東亜戦争は自衛だということを中学校でアニメ上映をいたしたということと、また、児童買春の県立高校教諭に罰金80万円の略式命令とか、酒気帯び運転で物損の中学教諭を停職処分、高校教諭が中学校2年生の女子生徒にみだらな行為と、また、万引き教諭を懲戒免職処分といったような、こうした不祥事な事件が多発しております。

マスコミ、新聞、雑誌などが、ほとんど毎日のように耳にいたします

が、最近では社会保険庁、市町村職員による着服、横領、社会保険庁では153件、そして、93市町村で101件、社会保険庁と市町村職員を合計しますと、総額が4億1,321万円に達したという、このような報道がされておられます。職員の職務に対する倫理を保持し、そして、職務の執行の公正に対する町民の住民の疑惑、不信等を招くような行為を防止し、公務に対する住民の信頼を確保する上から、当庁舎内でも庁舎隅々まで徹底した倫理の指導というものは首長の責務であり、また、任命者の責任でもございます。町長みずからの言葉で繰り返し庁舎内で不祥事を許さない、庁舎内の風紀の確立が必要ではないかと思われれます。町としましても、こうした倫理を図る上で、庁舎内でどのような指導をされておられるのか、再度お聞きいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、御質問の町職員の倫理について御回答を申し上げます。

職員倫理の問題であります。議員御指摘のとおり、昨年8月の福岡市の職員であります。飲酒運転による交通死亡事故、また、本年4月の現職自衛官によるイービス艦機密漏えい事件、また、官製談合により

組織の解体にまで発展をした緑資源公団、さらに、つい最近報道された件ではありますが、全国23都道府県の44自治体によります市町村職員が国民年金保険料を総額2億78万円も着服していたことが判明ということではありますが、直近の報道では、社保庁の2次調査で、数字的には、先ほど今議員がおっしゃるようになっております。このような不祥事が報道されることは残念ながら枚挙にいとまがありません。さらに、これらの事件により公務員に対する信頼感は著しく傷つけられたと、このように感じておるところであります。これらの事件の根底にあるものは、全体の奉仕者たる公務員の資質の問題であり、公務員としての倫理観の欠如であると言わざるを得ません。

本町といたしましては、町役場の役場職員としての自覚を持ち、このようなことが絶対に起きないように、また、起こすことができないような環境づくりが最も大切であるというふうに考えております。日々報道される、これらの事件をみずからのこととして受けとめ、自分自身の倫理観を再点検し、公平・公正で透明性の高い行政運営を旨とすべきと思っております。

そして、何より地域に溶け込んだ、地域住民から愛される、信頼される職員像を目指したいと、このように考えております。そのために、庁

議等の基幹会議を通じ、また、職員に公務員倫理を植え付けたいと、このように思っております。常日ごろからあらゆる機会を通じまして、津和野町職員の資質の向上に努めているところでありますが、今後なお一層の対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） さきに申しあげました年金流用問題で、社保庁としては全国の市町村に調査依頼を申しあげていることということでございます。当町としても、社保庁からの調査というものが来ていると思っておりますが、当町としてはどのように社保庁に見解をされたのか、この1点と。

大変話をぶり返しては申しわけございませんが、3月の国保の収納処理ミス、事務处理的ミス、これが3月議会で文教民生委員、そして、文教の中でも所管事務調査、私も文教の一員でもありますが、所管事務調査の方で調査をした結果、そうした報告がなされました。

そして、執行部の方でもその処分についての議会での説明もございましたところ、現在にわたっても、大変恐縮ではございますが、住民の方々がそうした過去の不祥事といたしますか、本年度起きたことでもご



ざいます。その内容についての行政からの処分の内容というものがいささか明白に住民側としてはとれていないというようなことも聞かれました。詳しいことまではお聞きいたしません、そうした見解を後ほどよろしくお願いいたします。

その件が1点と、あと先ほどの倫理、これを条例化を必要ではないかと、吉賀町におきましては、平成17年に議員提案、議会提案として倫理条例が施行されて、そして、平成19年の4月より倫理条例が改正施行されたという、こうしたことをお聞きいたしました。やはり公務員の資質や、そして、倫理を図る上でも、当町においては服務規程というものがございしますが、倫理という条例を掲げて、やはり改めて襟を正した行財政運営というものも必要では、自治体としても必要ではないかと思う次第でもございます。

また、憲法12条にもございますように、公務員は、全体の奉仕者であると、そして、地方自治法32条の2項にもございますように、地方公務員は、全体の奉仕者であって、そして、公共利益のために全力を尽くし、勤務に遂行すべしということが記されておられます。そうしたことを踏まえた上でも、やはり公務員の資質というものも住民から強く、こうした経済の流れから言いますと、問われるということがあるので

はないかと、そのようなことから倫理としての、倫理を条例化するという執行提案としてはどうかと、この件を最後の質問にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、お答えをいたします。

国民年金保険に関する社保庁の当町への調査ということでございます。社保庁からの調査依頼を受けまして、当町も調査をいたしました。当町としては該当がありませんので、そのような回答をいたしたところであります。

それと、さきの旧日原町における税・料収納処理に対する処分のことでございます。これは当時の綱紀委員会の委員長が松浦副町長でありますので、松浦副町長の方から答えてもらったと思います。

もう一点、倫理条例であります。この件に関しましては近隣、あるいは県、その辺の状況を調査、検討して、町としてもそのような対応をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 旧日原町税・料収納処理に関します関係者の処分につきましては、平成19年3月30日付をもちまして処分を

いたしました。当時の関係する課長及び直接担当をした者4名に対しまして訓告、そして、その補佐的に関係をいたしました関係者9名に対しまして口頭注意ということで処分をいたしました。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 御答弁ありがとうございました。住民としても、こうした行政内部のことでございますので、やはりどのような処分が行われたのかというようなことも耳にいたしまして、きょう改めて掘り返すようなことかもしれませんが、大変恐縮でございますが、御答弁ありがとうございました。

また、町の事業といたしましても、町請負委託、いろいろな公共事業もでございます。そうした中で、職員と、また、個人または事業者、そうした職員と個人、事業者との間に利害関係が生じては決してならぬことでございます。そうしたまたは金品、物品のやりとり、そのようなことも決してあってはならない。地方自治法34条には、職務上得た職務情報、職務内容はたとえ夫婦や親戚、親、兄弟に当たるまで情報を漏えいしてはならぬ、職場内で得た情報は外へ漏らしてはならぬと、このような法律も記載されておられるところでもございますので、こうした

町の事業といたしましてもたくさんございます。

また、職員と事業所、また、個人、そうした方々の親族、親戚、血縁、そうしたこともよく町としても徹底して、これの管理を図るということが大事なことではないかと思っておりますので、倫理についての徹底を今後ともよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

津和野町庁舎駐車場について、主に津和野地区における分庁舎、津和野庁舎の後ろに津和野公社が管理している公社管理の上の駐車場がございます。私も平日役所の方へ用事で、あと会議などでもよく利用させていただきますが、この駐車場が観光地のちょうど中心部、ましてはメイン通りの裏の方にあるわけでもございます。中心部にありながら、ほとんど8割方は、平日は職員の車が、乗用車がとまっておられる状況でもございます。駐車場化していることでもございますが、観光を推進し、まず観光客を優先するという町の体制から言っても、ちょうど町の中心部でもあり、そして、メイン通りの殿町かいわいの近くでもあります。シーズン、土日、また、平日でもやはり観光客が年中往来するという、こうした状況から、職員がああいったところへとめられておられるということがいささかどのようなものかと、ましてはこれが町有地なら

私もそう言わないんですが、これが町有地ではなく、町が民間から借り入れて、そして、借り入れたものを津和野公社が民間事業所2カ所へ委託していると、このようなことをお聞きいたします。

その駐車場の中も拝見させていただきますと、ポールですか、パイロンと言うんですか、工事用によく使われます三角帽子のそうしたものもぼろぼろに壊れたような、立ってるのがやっというぐらいのそうしたものが置かれて、そのような管理が一体どのようになっておられるのかということもお聞きいたしたいわけでございます。この職員の駐車場について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（坂根 敏夫君） それでは、津和野庁舎横の駐車場の現在の利用状況についてお答えをさせていただきます。

津和野庁舎駐車場は、現在、津和野町開発公社が運営し、平日は職員、町民、観光客を対象に利用しているところでございます。また、特に土曜日・日曜日・祭日につきましては、観光来客用として有料で営業していますが、管理については民間に委託しています。この駐車場での車両がとめられる台数は普通車34台、軽自動車17台の計51台ほど確保できるスペースがありますが、平日の職員通勤者が約40台分で埋

まっております、残りの約11台が役場に用事で来られる町民の皆さん等が利用されている状況です。

こうした中、観光客が駐車できる余裕はなかなか難しく、現在は役場周辺にある民間駐車場2カ所、鹿足郡安全協会管理駐車場1カ所があり、そちらをほとんどの観光客が利用しておられます。現在の取り組み状況ですが、平日に会議等行事が開催される時は、事前に職員通勤者の移動を行い利便性の確保を図ることや、職員の通勤者は軽自動車と普通車の駐車場所をそれぞれ区分けし、奥の方から詰めて駐車するよう指導していますが、今後もより一層徹底して、町民の方が少しでも多くの車を駐車できやすいようにスペースを確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） この駐車場においては津和野公社が管理をされておられるという、こうした状況にあって、駐車場自体は町がまた個人から賃貸をしているということもお聞きいたしました。町が個人から、民間の方から借りて、それを職員の駐車場にしているということは、職員のために町が駐車場を借り入れているというような解釈

でよろしいかと思いますが、やはり職員といたしましても、民間同様に通勤手当が出ている以上は有料化に伴っての駐車ということを、周りには民間の駐車場もございます。

そして、その駐車場で収益を伴っている事業者などもございますので、なるべく民間の駐車場を使うような指導、もしくは今地球温暖化とされている、このような時代に車の排気ガスとか、車の量を減らすためにも主要公共機関でもありますバスやＪＲ、公共機関の路線の使用というものも推進していただきたいと思う次第でございます。こうした件について再度見解よろしくお願いたします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（坂根 敏夫君） この駐車場の、特に今御指摘ありました有料化ということにつきましては以前にも一般質問で伺っている経緯もございませう。職員用の駐車場の利用につきましては3カ所庁舎がありますが、それぞれ異なっておりまして、そこらあたりの整理も必要と思ひます。そして、職員の理解も絶対必要になってくると思ひます。これにつきましては今後十分内部で協議させていただきたいと思ひております。

○議長（後山 幸次君） 村上義一君。

○議員（1番 村上 義一君） 民間企業でも会社の敷地内では業務に携わる車両でございますので有料といたしません、民間から賃貸をされているという以上、町が民間に駐車の利用料金を払うという以上は、有料化に向けた考えというものがひとつ検討されるべきではないかと思えます。

以上をもちまして一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、1番、村上義一君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

日程第3. 議第97号



○議長（後山 幸次君） 日程第3、議第97号津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第3、議第97号津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第97号津和野町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第４．議第９８号

○議長（後山 幸次君） 日程第４、議第９８号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第４、議第９８号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第９８号津

和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議第99号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議第99号津和野町手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議第99号津和野町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第99号津和野町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第6．議第100号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議第100号須川高齢者活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第6、議第100号須川高齢者活動センター設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。本案件は原案の

とおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第100号須川高齢者活動センター設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

日程第7. 議第101号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議第101号津和野町島地区農作業休養施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第7、議第101号津和野町島地区農作業休養施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第101号津和野町島地区農作業休養施設の設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

日程第8．議第102号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議第102号日原特定公園条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第8、議第102号日原特定公園条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第102号日原特定公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第9、議第103号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議第103号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第9、議第103号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第103号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議第104号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議第104号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、これより質疑に入ります。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。スクールバス導入の件でござい



ますが、先般行われました津和野地区の地域審議会におきましてこの問題が出されました。そのとき、町場の方から声が出ればどうってことはないんですけども、地元の方から反対意見が出ました。その反対意見の大きな理由といたしまして、木部地区は小学校を中心に昔で言います自転車教育をすることによって、交通への意識を高めていたと、そして、登下校の際に子たちの顔が見えて、どこの子だ、あそこの子だといういい面が多々あるんだと、それと同時に、遠くの保護者も送り出すために早くから起きて自分たちの生きざまを見せてやれる、これが木部独特のいい習慣であると、これを導入することによってそういうよき地域の習慣が崩れることを私は反対しますという地元からの強い意見がありました。

これによりますと、保護者の方に聞いたということだけでありまして、地元としてどういうふうな意見があったのか、保護者にしてみれば、本来は何キ口か先に学校がある方は1時間、もしくは2時間早目に起きて子供を送り出さないといけないという不自由さはありますけども、それを何時間も逆に朝寝坊ができるという安易な感覚を持たれると大変だなと私もそのとき思ったわけですが、地元での話というものはどういふふうなことでこういうふうに向づけられたのか、お伺いをい

たします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 小中学校の子供たちの通学手段、あるいは通学費の問題につきましては、合併協のときに一つの案件として浮かび上がりまして、合併後の一つの課題として残っているわけでございます。合併後におきましてはできるだけ早く、できれば来年度当初から新しいシステムの中で、やっぱり公平感を欠くようなことをせずに、同様の扱いでスタートしたいということで、今教育委員会の中では協議をしているわけでございます。ああして、今日の子供たちが登下校におきまして、声かけ事案等に対しまして不審者対応、あるいはまた村部におきましてはクマが出没をするという、こういう面の安全対策という観点からもいろいろ教育の中では協議をしているわけでございます。

そのような中で、やはりそれがためにはスクールバスが一番よいのではなかろうかと、現在の交通手段としてはスクールバスがよろしいのではなかろうかと、こういうふうな意見が多数を占めておりますけれども、そうしますと、何キロ以上に子供たちをこれに乗っていただくかということは、まだ最終結論は出しておりませんが、やはりそういうふうな協議がなされているわけでございます。木部の小中におきま

しては、各学校長あたりには来年度を控えまして、今年度におきましてスクールバスを購入したいというお話はしておりますし、それぞれPTA会長あたりにはそうした話が行っておるんじゃないだろうかというふうに思っております。

こうした補正予算等を御承認いただきますと、教育委員会の方針を最終的に決定いたしまして、町長に御報告を申し上げ、町長の方の最終決定によりましてそれぞれの学校、保護者に対しましてこれからお話、説明をしてまいりたいと、このように思っておるわけでございます。

したがって、保護者の中にはいろんなお考えの方もあろうかと思えます。しかしながら、先ほど言ったような考えのもとに今のところは御理解いただくように教育委員会の方で説明なり、そういった機会を設けてましてお話をしてまいりたいと、このように思っておりますので、そのようにお願いいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。確認をさせていただきますが、地域住民への説得は今からであると、行政側とすれば安全という問題点だけで一応これを導入したいということによろしゅうございますか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 安全と、それともう一つは、旧日原地区におきましてはキロ数は違いますが、既にスクールバスと生活バスでもってそうした対応をされております。こうしたことも照らし合わせまして、やはり木部の小中だけスクールバスを配置しないというのはいかがなものだろうか、そういう諸般の事情等も考慮いたしまして、今回導入をしたいということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 木部地区にこういうバスを導入されるということは大変ありがたく思っておるところでございます。その中において、今回520万ばかりの予算計上を一般会計でもされとるわけですが、それが履行された場合に、あと運転手とか、いろんな格好で経費を、もし実行に移った場合にどれぐらいの経費が上乗せ、これを導入することによって試算されているのか、まだ保護者等のいろんな話の中でどういう運行状態かというのも話し合われてない状態の中で、そこまでやってるかどうかわからないですけども、やはりバスを導入するということになりますと、いろんなガソリン代、また、運転手の方とか、いろんな委託とかという形で、あとの附属的経費がどのようなことができ、どれぐらいの経費が必要となるというのが、もしわかれ

ばお知らせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） これはスクールバスの運転だけでなしに、いろんな給食の運搬、あるいは生活バスの関係の業務委託といったようなことで、全体的に一括をして入札をして現在まで来ております。そのような中でございますので、今回導入することにつきまして、どの程度の運転委託、あるいは燃料代等々がかかるのかということはまだ現在試算しておりませんので、申しわけございませんけども、今の段階では申し上げる資料を持っておりませんけども、今後全体的な他の委託業務とあわせまして、今後実行する形になろうかと思えます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 4番。参考までにお聞かせ願いたいと思えますが、これは多分そこに財源のことが書いてあります。いわゆる辺地債が予定されておるようでございますが、辺地度数と今の辺地債の関係についてわかりましたからお願いをしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 辺地度数と辺地債の関係であります。辺地債につきましては総合整備計画があるかどうかということ、

それと、その基本となります辺地であるかどうかということが関係するだけでありまして、辺地に指定をするかどうかということについては辺地度数が影響をしてくるというふうなことになっております。今の時点で辺地度数が何点であったら辺地として認めてもらえるかというものの、その点数については若干記憶しておりませんので、お答えしかねますが、かかわり合いとしてはそういう形になっております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。それは購入がスクールバスというふうな限定ですが、これは児童の送迎にしか使えないという目的のものでしょうか、それとも多目的なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 購入時点におきましてはスクールバスの購入ということで県に協議をしておりますので、当然スクールバスとしての活用というふうなことでありますが、基本的な使い方としては新交通体系の見直しに合わせての活用というふうなことも考えておりますので、将来的にはスクールバスのみということではなくてというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第10、議第104号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第104号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

日程第11. 議第105号

○議長（後山 幸次君） 日程第11、議第105号字の区域の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第11、議第105号字の区域の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第105号字の区域の廃止については原案のとおり可決されました。



---

日程第12. 議第106号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議第106号字の区域の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第12、議第106号字の区域の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第106号

字の区域の廃止については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議第107号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議第107号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。

6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。7点ほど質問をいたします。

まず最初に、道の駅管理費でございます。16ページ、102万と、これはレストラン入り口の修繕というふうにお伺いをいたしましたけれども、なごみ温泉と、また、石西社とのそういった管理に関してきちんとした線引きを持っておられるのかどうなのか、今後こういうふうなものが発生したときにどういうふうな線引きをもって対応されようとしているのかをお伺いをいたします。

次に、18ページ、一番上の委託料、認知症地域支援体制、これは県から右左へということでありましたが、少し内容を詳しく、どこがどういうふうな事業を受け持って、どういうふうに対処するのかという内容を少しお伺いをいたしたいと思います。

それと、これも同じ内容でございますが、そのすぐ下の障害者福祉費

の中の自立支援法円滑化事業、これについても内容とどこがされるのかということをお伺いをいたします。

そして、その次の在宅福祉事業費でございますが、これは減額131万円となっております。今施設介護から在宅介護へというふうな流れの中で、本来は需要が多い、サービスがふえるはずなのが、こういうふうな減額があるというのはどういうふうな減額なのか、私が考えますに、ケアプランの作成のときにどうしても財政がないからというので、変な圧力がかかっているという疑念を持つわけですが、こういった理由で減額なのかをお伺いをいたします。

その次に、21ページ、町行造林事業費。これは御説明によりますと、面積が減ったということでしたが、町行造林の面積が減るわけではない。一応、予定をしていた面積を減らしたわけでしょうが、なぜ減らしたのか。予算上、お金がないから減らしたというのか、何らかの理由があって減らされたのかをお伺いをいたします。

その次の商工振興費、貸付金100万円となっておりますけども、これは100万円の10倍が活用されるというお金でありまして、100万円の10倍となりますと1,000万円。当初予算では1,200万円つけていたんですから、約1億2,000万円が零細企業者の金融部

分で生かされてたということでもあります。

それが少し復活してきたということで、商工会から要請があったんでしょうけども、1,000万円ではちょっと何か焼け石に水のような感じもするわけですが、この100万円の金額がどういうふうな査定でもって出されたのかをお伺いをいたします。

次に、教育費の25ページ。文化財保護費の負担補助金及び交付金の県指定文化財修理補助金が減額565万8,000円あるわけですがこれの内訳。先日、御説明を受けたわけですがけれども、全体の、当初からの計画から追加分がふえて、また減額があるというのがちょっと私、説明を聞き漏らした感がありますので、もう一度御説明をよろしく願います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 最初の道の駅管理費についての御質問でございますが、御指摘のように、それぞれ指定管理者制度に基づきまして、現在、管理委託を行っております。

そういった中で2カ所の施設につきましても、建築後5年、あるいは10年近く経過をしていく中で、こういったような修繕に関する事項が大変多く起こってまいりました。

今回、補正をお願いしている件につきましても、一部、入り口の老朽化、あるいは機械設備の耐用年数が経過したことに伴うと思われまして、いわゆる部品交換の必要性といったような、基本的な機械設備に対する問題が起こってまいりました。

指定管理の協定の中では、通常修繕費にかかわるものにつきましては、10万円以下のものについては指定管理者の方で負担をするといったような協定になっております。

ただそうは申しても、先ほど申し上げましたようないわゆる施設としての根幹部分、あるいは機械施設としての基本的な設備につきましては、本来は町の施設でございます。

そういったようなものの部品といいますか、機械器具について、一つ一つこういったような耐用年数を勘案する、あるいは保守点検等も踏まえて、明確なこれからの交換、あるいは修繕に対する考え方をきちんと整理をしていかないと、いわゆる民間ベースで行っておりますような引当金処理といったようなことは行政としてはしておらないわけにありますので、通常ですと、恐らく取得価格の5%程度修繕費として本来であれば積み立てていって、こういったような事態に備えておくということが基本であろうかと思いますが、いずれにしましてもそうい

うふうな指定管理の制度の中で、そういうふうな施設の、あるいは設備の位置づけよりまして、そういうふうな線引きをしなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 続きますして18ページの委託料でございますが、これは認知症地域支援体制構築事業委託料でございます。

この事業の概要を若干触れさせていただきますけども、これは実質的には厚生労働省が行うわけですけれども、島根県がモデル地域における地域支援体制構築事業ということで、島根県がさらにこれを受けまして、津和野町が島根県からまた委託を受けるというものでございまして、今後、増加が予想されます認知症高齢者とその家族を支えるためには、認知症への対応、言ってみれば予防でありますとか早期発見、ケア等を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互に連携をしながら有効な支援を行う体制づくりを構築するというものでございます。

島根県で初めてでございますして、津和野町がこのモデル事業を展開しまして、島根県の中で、波及効果があれば波及をさしていくというも

のであります。

この基本的には地域資源をネットワーク化することでありませんが、具体的に何かと申し上げますと、先ほど申しました地域資源のマップ、施設でありますとか、人間の支援をする形がどうあるかとか、そういう形での地域における資源マップの作成というのが一つの義務づけられております。

それから町におけるネットワークの構築推進及びネットワークを機能していくための調整等ということでありまして、言葉で申し上げるとなかなか難しいんですが、地域地域における認知症に対してのその人、あるいは施設等の情報交換でありますとか、そういった支援活動のネットワークづくりというふうなものを具体的に機能するように構築する、調整をしていくというものでございます。

それから地域包括支援センターや関係者に対する認知症についての専門的な助言を受けるということでもあります。

それからこれは義務的ではありませんが、徘徊SOSネットワークの構築とか、これはできればということでありまして、今申し上げた3点につきましては義務的に必須科目というか必須の項目でございますが、本事業の総括的なものは、本事業を活用いたしまして、早期の段階

から適切な診断と対応が図られる体制を整えるとともに、地域住民の理解のもとに、本人や家族に対する支援環境を整備し、認知症に特化したもんでございますけども、独居老人や障害者も含め、地域に住むすべての人々が安心して生活できる町づくりを目指すというもので、非常にうたい文句は若干抽象的ではありますが、合併して2年たちます。

この際、こうした地域資源、あるいは地域における力をつけていく、人の協力体制の構築事業というふうなところで、私どもは押さえておるところでございます。

これからお認めいただければ、新たな体制づくりを行いまして、地域地域に根ざした事業を展開していきたいというふうに考えております。

それから同じページのこれも委託料でございますが、自立支援法の円滑化事業等特別支援委託料でございますけれども、これにつきましては、障害者自立支援システムの改修委託料でございます、これは10分の10の補助でございます。

それから在宅福祉事業費の扶助費が減ってきているのではないかと、状況といたしましては131万ということでございますけれども、これは当初予想いたしました人数というか、この事業につきまして



は、障害者、ホームヘルプサービス利用者に対する支援事業と、社会福祉法人等による生計困難者に対する支援ということでありまして、若干当初の計上が見積もり誤りということも多くございまして、実績にあわせて今回、削減を、減額をさしていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 委託料でございますが下刈りの委託の関係でございますけども、これにつきましては、当初上げていたのは、年数的にこう来たところを計画的に上げていくわけなんですけども、現地の現況の調査をしたところ、下刈りの必要がない部分があったというようなことで、金額的に下がってまいったという箇所が入ったということであります。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 商工振興費の貸付金の100万円の補正でございますが、この貸付金につきましては、預託をすることによりまして15倍の借り入れ枠ができるということで、1,500万円の借り入れ額をお願いしたものでございまして、当初、1,500万の貸

付金を入れまして15倍の枠と、それと出捐金がありますので、それをあわせて2億8,500万円の枠があったわけですが、8月末現在で、その枠が2,500万円になったということで、後半を考えまして、昨年の状況を見ますと4,000万円ぐらいの借り入れがありましたんで、それに今回100万円を追加させていただいて、1,500万円の枠と2,500万円の残の枠で4,000万円を確保したものでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） それでは25ページの文化財保護費について、当初予算からの流れを詳しくという御質問でありますので、それについて御説明をしたいと思います。

当初、文化財保護費につきましては1,493万7,000円の予算でありました。6月の第1回目の補正のときに4万8,000円減額をしましたので、1,488万9,000円ということで、現在、予算があります。

1,488万9,000円の内訳であります。当初の内訳なんですが、その負担金の内訳であります。当初では全史協の負担金2万円でありまして、中国地区の負担金が5,000円とか、指定文化財の補助

金が12万円、それから安蔵寺のミズナラの保全の協議会の補助金が1万8,000円、それから旧堀氏の庭園の整備の事業補助金、これが1,118万8,000円、伝統文化団体の補助金8団体で10万8,000円と、それから全国指定庭園協議会の補助金が10万円となっております。

ほいで今回、文化財保護費で401万5,000円の減額をお願いするものでありますが、そのうち負担金につきましては565万8,000円の減額をお願いしとります。

その内訳につきましては、当初、説明で、財政課長の説明いたしましたが、永明寺の修復で262万5,000円、それから鷲原の修復が172万2,000円、多胡家の修復、これが118万3,000円、それから旧堀氏庭園の補助金が、これが減額の1,118万8,000円であります。差し引き565万8,000円の減ということになります。

それで堀氏の減額の部分につきましては、26ページになりますが、事業主体が町となりましたので新たに目立てをいたしまして、旧堀氏庭園修復事業費の方の負担金の方にこのたび補正をお願いしておるところです。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1点だけ。18ページの認知症のネットワークづくりを当初予定をしているということですが、委託先はどこなのか。下の障害者福祉、これも委託先がどこなのか。

これ町がやるのか、それとも社協とかそういうところが受けて、そういうものをつくっていくのかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 済みません、抜けまして申しわけございません。

今、委託料につきましては、現在まだはっきり決めておりませんが、福祉会並びに社協の方で、今、お願いをしているところでございます。

それから支援事業の委託金、これにつきましてはシステムですので、中国日立システムの方になります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 23ページの消防費についてお聞きしますが、きのうも私、一般質問でしましたので、関連がありますので質問させていただきますが、たしか補正の説明では退職金につきましては5名分というように聞いた記憶がありますが、この5名の退職者

は定年退職であるのか、また最近、反対に新入団員はあるのかお聞かせ  
いただきたい。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 退職につきましては、定年退職  
ではありません。中途退職になります。

それから団員の退職者と新入ですけれども、4月以降、6名がたしか  
退職で7名が入団だったかと思われませんが、ちょっと資料を持ってき  
たんですが——退職金の補正分につきましては5名分で上げておりま  
す。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 退職者に定年退職者はいないという  
ことで、この退職者を入れた数字が、きのうも説明ありました9月1日  
現在で320人に相当するということですね。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 9月現在で320名ですので、  
その移動を含めたものであります。

ちなみに、今年度末で、定年による退職予定者は今、4人可能性があ  
ると思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 今の最後に述べられた、ちょっと聞き逃したのでちょっともう一度。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 団員については60歳、それから班長以上の幹部につきましては70という内規決めておりまして、60に3月末で超えられる方が3名おられます。それから70になれる方が1名おられますので、4名の方が退職ということになると思います。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 3回目の質問になりますので答弁はいいですが、私はきのうの一般質問で、団員の動向について聞いたわけです。

このたびこういった補正の中で退職奨励金ということで上げられている中で、明らかに団員の動向があるのと私も考えたわけです。

それですが、きのうの一般質問の答弁では、いかにも団員の動向はなにかのような数字で述べられておりました。

私はこういった団員の、一般質問で団員の動向について聞いた時点

で、きょう言われたような退職者なり、新入団員等の説明がほしかった  
ということをお述べておきます。以上。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番、竹内です。3点ほどですが、  
先ほど認知症のことが出されましたけども、13ページで県の支出金  
としては、その認知症支援体制構築事業委託金として336万3,000  
0円出ているんですけども、補正を組まれておりますが、支出の方では  
176万1,000円ですか、になっているんですけども、これ県の方か  
ら支出がまだ大分あるようなんですけども、予定は、また何かほかのこ  
れに関する事業の予定があるんでしょうか。

それから次2つ目ですが、教育費の方で、学校給食センター費のこと  
ですが、23ページ。説明によりますと、日原小・中の調理場の統合分  
で103万8,000円の減額ということでしたけれども、この日原小・  
中の給食センターの統合はいつからされたのか。それからこれはこの  
減額というのは、賃金の減額になってはいますが、調理員1人ぐらい減に  
なったのかということをお聞きしたいと思います。

それからその減によって支障は来たされていないか。何かなかなか  
大変なような様子も聞いたんですが。

それから3つ目ですが、22ページ。済みません、行ったり来たりになります。22ページの土木費道路新設改良費のところの委託料で、測量設計業務委託料335万6,000円になってますけども、これはどこの道路の測量設計なのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 18ページ委託料の件でございますが、ここでは176万1,000円となっておりますけども、御指摘のとおり336万3,000円の事業でございます。前ページになりますけども、全体事業が336万3,000円でございます。報償費、旅費、需用費等、報償費につきましては43万5,100円、それから旅費につきましては46万2,100円、需用費については46万3,000円、役務費については24万円と。それと委託料という形で、ちょっと細かい説明がしていなかったのもちょっとわかりにくかったかもしれませんが、ほかにもそういった形の事業が含まれておりまして、総計で336万3,000円ということになっております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。



○教育次長（水津 良則君） 給食費の学校給食センター費についてのお尋ねですが、いつからまず1カ所で始まったのかということでありますが、これは2学期からそのように、日原の2カ所の調理場を1カ所で始めております。

この中の賃金について、減額103万8,000円となっておりますが、この内訳につきましては、2カ所で今まで調理をしておりましたが、1カ所にしたために、パート分が51万4,000円減額となっております。

それと配送員がここで減額77万9,000円なんですが、これにつきましては、これまで配送員については、賃金でお支払いしてはりましたが、2学期からシルバー人材センターの方に委託いたしましたので、委託料の方で52万2,000円を増にしておりますので、賃金が減額で委託料がふえているということでもあります。

現場の方がそのためにどうかという御意見ではありますが、一応、当初から状況をつぶさに聞いておりますが、まだ不慣れな点もありますので、多少あれですが、時間にはきちっと間に合うように調理されておりますし、もともと日原の中学校に2人、日原の小学校で3人で、あとパートをそれぞれ1人ずつで調理してはりましたが、それが1カ所で4

人とパート1人ということで、今は調理しておりますので、慣れてくればこれまでよりも柔軟的な対応がしやすいんじゃないかということで、もう少しすればもっとスムーズに行くだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 道路新設改良費の委託費の箇所でございますが、畑迫地区の鳥井線でございます。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 本日一般会計で補正が組まれておる時間外手当の件についてお聞きいたします。

特別会計を含めて、約970万という膨大な金額の時間外手当が、今回、補正に組まれているわけでございますけれども、当初の計画に対してまた970万というのが見込まれる。

説明によりますと、今後、時間外手当が不足するのではないかというような文言があったと思うわけでございますけれども、これは19年度末までを見込んだ不足額を今回、補正でお願いしているのか。その点を1点お聞きしたいということと、また当初出された予定の時間外手当と、今回、

これの合計あわして幾らになるのか全部、総額で。その中において、パーセンテージとして、6%以内にまだなっているのかどうかという点。

私は財政難、財政難と言いながら、一遍に1,000万近い金の補正を組むちゅうのは、津和野町、お金があるんだなと思うわけでございますけれども、その点に関しまして、これで大体19年度はもう補正の時間を組まなくても済むというような見込みの要望なのかどうか。また今後、まだ要求されるのかどうかわからないですけれども、一応、今回は何月までの分をやってるのか。それとも19年度末までの分かちゅうのをその点をお聞かせ願いたいというのがあるわけでございます。

それともう1点、先ほど同僚議員の中で、下刈り委託料190万が減額されているわけでございますけれども、下刈りの必要がなくなったという課長の答弁でございましたけれども、金額的に察すると、約15町歩の下刈りがなくなったと推測されるわけですが、当初下刈りの計画を予算の段階で計上して、幾ら下刈りを計画しとってこれだけ必要なくなったかという数字をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

15町歩というのかなりの面積の予定外の必要性がなくなったと解釈されるわけですが、その点に関して2点ほどお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 時間外手当の関係ではありますが、基本的には年度末までの数値を見込んでの要求であるというふうに理解をしております。

ですが、現実の動きの中で、今後一切出ませんという確約まではちょっとできないと思いますが、基本的には今回補正した分については、年度末までを対応するという形での要求額となっております。

それから、全体がどうかというふうなことでありますが、当初につきましては3%で計上しております。

今回の補正額を足して6%以内になるかどうかということについての試算は、現在いたしておりませんので、御回答の方はちょっとできかねますが、見込みとしては年度末までを見込んでいるということでありま

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 町行造林の関係でございますけども、当初、予定をしておりました団地は9団地でございますして、9団地の15.28ヘクタールを予定しておりました。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、平成14年度から平成17年度に行ったそれぞれ団地なんでございますけども、そ

た中で、現地を調査いたしましたところ、最終的に4団地の4.85ヘクタールの実施で、現地の茂りの状況を見ながら精査したところそういったことということで、この4団地につきましては、昨年度捕植を行った団地ということであります。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 時間外手当の分で、総額的にこの970万を足したときに、全体で幾らに、総時間外手当が合計で幾らになったのかという数字をまたお示し願いたいという点と、下刈りで4.85が、課長さん、下刈りをしなくて済んでちょうことですかいね。

実施して、当初計画は15町歩で、（発言する者あり）当初計画が15町歩もやっとして、4.8しかしてないというのは当初計画が余りにもおかしな点に考えるわけですけれども、私らも、私が関連しとるので、こういうことを言うとまた田に引くというような形になりますけども、やはり下刈りは必要な山はたくさんあると思うわけですけども、これも私は、この歳入から見ると、地方債の方で減額されているので、補助金カットによる予定ができなかったと解釈しとったんですけども、課長の答弁では必要がなくなったというんですけども、余りにもいらん事業に対して、必要は私は現場を預かる者としてある山がかなりあつ

たと解釈しとるわけですけども、そういうような判断をされたことに対しては今さらどうということもないと思いますので、当初計画に対してできるだけの現状を見ながら、せっかくの県の補助金もあるんなら、そのような形で遂行していただきたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 時間外手当についての全体的な今回の補正を含めた合計額並びに6%との比較については後ほど資料を提出しようと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御指摘のように、非常に当初の予算計上において、現地調査が不足していたということはゆがめない事実でございます。

この現地につきましても、森林組合等々と相談しながらということでもございまして、私も現地に直接行ったわけではございませんけども、担当者もおりながら判断をした結果でもございまして、趣旨はよくわかりますけども、通常の判断基準の中で決めさせていただいたということでも御理解いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） もう1点お願いします。18ページの民生費ですが、児童福祉施設費の賃金のところで175万3,000円、これは学童保育の方の関係で、発達障害児の支援のために保母で対応するというので賃金が置かれてるんですが、これ、補正ですので、中途からこの必要性があるということで、保母の対応なのでしょうか。

どこの——学童保育だから、あそこの日原小のところにある児童クラブのところなんですか。

それから保母の対応というのは、これはパートだろうと思うんですが、常勤か非常勤かそこの辺をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 賃金につきましては御指摘のとおりでございます、それぞれ現在、日原保育園、青原保育園等の臨時の対応の賃金でございます。

常勤化につきましては現在、検討はしておりません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 21ページ、土木総務費の中の負担金補助金のところの中国「道の駅」連絡会費ということになっていますが、道の駅連絡会費5万円か、この連絡会費になってございますがこれは

何をやっておるんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 款につきましては土木費でございますが、道の駅連絡会につきましてはの實務といいますか、そういったような業務につきましては情報企画課の方で行っておりますので、お答えをさせていただきたいと思いますが、御承知のように、道の駅、ああして全国的にできてまいりまして、こういったようないろんな道の駅相互の連携、あるいはそういったような情報発信に対する情報交換等を行っていくための組織でございます、全国組織もあるわけですが、中国地方は中国地方としてこういった組織がございます。

したがいまして、津和野町としては、シルクウェイ日原、津和野温泉なごみの里、2カ所道の駅がございますので、この連絡会に加入をしておるといったような状況でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第13、議第107号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第107号平成19年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第14、議第108号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議第108号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほど、18ページでございます

が、疾病予防費の中の委託料でございますが、416万という補正がなされております。

説明によりますと、人間ドック及び脳ドックの委託料で、18年度分が282万円ほど請求漏れがあったということでの多額の補正というふうな御説明でございました。

18年度決算書、決算認定にかかっておりました決算書、念のため見てもみますと、確かに不用額が402万という大きな不用額が出ておまして、実績として394万と、それに対して予算は887万の予算で394万の実績、不用額が実に402万というふうな決算書に書いてあります。

どうも理解ができませんのですが、282万もの金額が、請求漏れ、3月年度末の段階でこんなに多額の不用額があれば、確かめて何かおかしいんじゃないかと、887万予算してあって400万余ってるんですから、これは何かおかしいんじゃないかと。3月の末に気がつかなくても、4月、5月、出納閉鎖までには間があるわけですから、なぜこれが請求漏れで、次年度に補正で上がってくるのかどうも理解できないんですけれども、そこら辺の説明をお願いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 議員御指摘のとおり、大変多額の不用額、あるいは今回また予算化をしてお願いをするということで、大変申しわけなく思っております、実は御指摘のとおりではございますけども、人間ドックの請求が、どうしても確認がくれたと申しますか、実際担当の中で確認がくれたわけなんですけども、この請求書が来ておるにもかかわらずその確認ができずに、大分たってから気がついたと。若干本当この単純なミスで本当に心苦しいところではございますが、正直申し上げてそういった事態が発生した結果でございます。

今後こうしたことのないように、不用額の詳細なチェックをしていくべきだと反省をいたしております。内容につきましては、以上のようなことでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 10ページの老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金、ここに関連をして質問しないと質問する方法がないなと思いますのは、ああして今、病院をまた機能分担をして、日原病院を老人保健施設に11月1日から変えていくという、こういうことで進めますわね。

今年度のこの会計には、11月1日から3月31日ということになるんでありましようが、その予測はここら辺で、補正で上がってくるのかなと思いましたが、そういうような説明は全くございませんでした。

11月1日に日原共存病院が老健施設になって、下が療養所になる。おとといからきのうにかけて一般質問で、町長も質問者に対して、町が施設を初め資産を購入をして、まあいくなれば公立運営の方向に進まざるを得ないというところまではお話いただいたんですが、現実問題として、この施設運営がどうなるかというのは、まだ非常に見通しが明らかにされておらない。

こういうことではあります、日原共存病院については、老健の施設にしますよというて、今、事務が進んどるさなかだと思っんです。これ変更になることはまずないんじやろうと思っんですが、そうすると、これは担当課長にお聞きするんですが、今回の補正に影響がないから補正をかけなかったのか、皆目まだそんなものは頭の中になのか。起きてからのことだところうふうな解釈なのか。

どうも町長、一生懸命、町の財政は大変だけども道はこれしかないところ。こうして決断をされておりながら、部署部署ではそれに伴うておらないような、私は感じるけども、津和野の病院もああして、こちらの療養

型等がすべて津和野に移行してしまうんだとこういうふう思うんですが、そこら辺との影響もあるのかないのか。

今回の補正にどういうお考えなのかお聞きをしたい。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 老人保健医療拠出金につきましては、75歳以上の医療費の部分の拠出でございますが、この拠出の額は支払基金等、精算によって確定したものがまいってきております。

議員さん、御指摘のとおり将来的に見ますと、試算ができる全く可能性がなくはないとは思いますが、現在において、今回の病院の財政等の改善によりまして、どの程度の金額が発生するかということにつきましては、まことに申しわけございませんが、現在のところまだ算出に至っておりません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 給与費明細書というのがつけられておりますが、その中の補正前、補正後というので、若干の給与のプラスが読み取れるわけですが、これは条例では一応、職員給与というのは等級表の中でうたわれていますが、どういう解釈で見たらいいんでしょうか。

ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 特別会計、このたび人件費部分の変更、あるいは時間外手当の増額によりまして、1人当たりの給与費の状況を計算をしてつけております。

表の上段ですが、現在、人間の数は変わりませんが、若干の時間外手当等の変更、あるいはこの中で言いますと、1人当たりの給与の状況が若干変わってきております。

これは職員手当の内訳を計算しまして、1人当たり給与費として計算をしたものでございまして、大変申しわけありませんが、この算式の基本的な考えにつきましては、ちょっと何の項目がここに入っているかというのをちょっと私わかりません。申しわけございませんが。住民課の方で。

○議長（後山 幸次君） 斎藤総務住民課長補佐。

○総務住民課長補佐（斎藤 等君） 今の総括表と明細書ですけども、今回補正に特別会計上がっておりますが、人件費と給与とかそういった手当につきましては、このたび異動かかっておりません。

先ほど上がっております時間外のみで変わっておりますので、職員

手当のところは時間手当の変更分だけが変わるとということで、その他は一切変わっておりません。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第14、議第108号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第108号平成19年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第15．議第109号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議第109号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ちょっと参考までにお聞かせ願いたいんですけども、また時間外手当のことを言うて申しわけないんですけども、総給与が3,700万、その中の時間外手当が345万という数字が計上されてるんですけども、私がいろいろ中に入って、大体給与の中の6%以内を限度にというのが、今まで私の頭の中に残ってるんですけども、そうしますとこの特別会計、特別高い水準で給料が、時間外手当が出されとるといような形、また平均年齢にしても、片や労務職員の32歳、専門職なのでこれは仕方ないと言えば仕方ないんですけども、平均年齢が47歳というような形で、時間外手当を要するところ



ろにこういうベテランがおるので、いろんな格好で経費がかかるのは重々わかるんですけども、そういう中において、財政難が厳しい中において、やはり私はこれを減らすためには、もう一つ職員体制の方も変えざるを得ないというような感覚に至っていただきたいと。

6%以上という制約がないのならそれは仕方ないにしても、6%以内で押さえるんだというような形のものを、今まで、私もお聞きしていますので、その点をどのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

1人の人件費が750万という職員をはりつけている介護という今から莫大お金のかかるところに、こういう高所得者の職員を置くというのはどうじゃろうかというような気もするんですけど、専門職だからこれは仕方がないぞと言えばそれまでなんですけども、その点、どのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） これには議員、御指摘のとおり、専門職が当たっておりまして、これが新しく国の制度でできました地域包括支援センターの運営をこの事業の中で行っておりまして、保健師を3名、今つけておりますが、非常に内容が新しいことも含めまして、それから

直接支援者への面接によって、状況調査を2カ月に1回か、3カ月に1回必ず支援者に対して行くと、そういうようなことがございまして、私たちが本当、時間外に対して、何100時間というような1カ月やらざるを得ないという職場であって、非常に心配もして、この4月からは人員配置もしているわけなんですけれども、なお事務作業に追われてなかなか通常勤務だけではできないという特別な事情のある職場でございまして、御理解いただきたいとこういうふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第15、議第109号平成19年度津和野町介護保険

特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第109号平成19年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第16．議第110号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議第110号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 営業費の中の下水道事業費で、説明では現場比率委託料が500万出てございますけども、不慣れな者を配置したために、3カ月分延長するということで、こういうことが発生したということでございますが、少し詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 下水道事業につきましては、当初、事業が始まった当初からこういった事業に対して、現場技術をとお願い

いして、現場の管理監督をお願いしてまいりました。

昨今の情勢、あるいは現場の職員も随分慣れてきたということで、当初予算を編成時、二、三カ月分、従来よりは大量にカットして今年度スタートしたというところでございますが、4月の異動によりまして、土木技術はかなり経験のある職員ではございますけれども、こと下水道に関しては経験がない職員が配置となったということでございまして、今後とも続けて指導をしていかないと、なかなか特殊な業務でございますので、最後まで今年度末まで精算まで、現場監督をお願いするための経費をお願いするものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第16、議第110号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第110号平成19年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第17、議第111号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議第111号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第17、議第111号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第111号平成19年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第18、議第112号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議第112号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第18、議第112号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第112号平成19年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして、本日はこれで散会することに決しました。本日はこれで散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後2時35分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長



署名議員

署名議員

---

---

平成 19 年 第 6 回 (9 月) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第  
4 日)

平成 19 年 10 月

19 日 (金曜日)

---

---

議事日程 (第 4 号)

平成 19 年 10 月 19 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 113 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計

歳入歳出決算の

認定について

日程第 3 町長提出第 114 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康  
保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 4 町長提出第 115 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健  
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 5 町長提出第 116 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険  
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 6 町長提出第 117 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道  
事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 7 町長提出第 118 号議案 平成 18 年度津和野町下水道事  
業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 8 町長提出第 119 号議案 平成 18 年度津和野町農業集落

排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 町長提出第 120 号議案 平成 18 年度津和野町奨学基金

特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 121 号議案 平成 18 年度津和野町電気通

信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 11 町長提出第 122 号議案 工事請負変更契約の締結につ

いて

日程第 12 町長提出報告第 2 号 財団法人津和野町開発公社の経営

状況について

日程第 13 町長提出報告第 3 号 株式会社津和野の経営状況につい

て

日程第 14 町長提出報告第 4 号 有限会社フロンティア日原の経営

状況について

日程第 15 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況につい

て

日程第 16 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について

日程第 17 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

日程第 18 町長提出報告第 8 号 日原町総合開発株式会社の経営状況について

日程第 19 発議第 5 号 有害鳥獣対策の抜本強化についての意見書提出について

日程第 20 総務常任委員会の請願審査報告について（請願第 4 号 日原地域の防災に関する請願について）

日程第 21 文教民生常任委員会の請願審査報告について（請願第 5 号 石西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願について）

日程第 22 請願第 6 号 福谷地区水道施設整備に関する請願について

日程第 23 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 24 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査の件

日程第 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 113 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計  
歳入歳出決算の

認定について

日程第 3 町長提出第 114 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康  
保険特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 4 町長提出第 115 号議案 平成 18 年度津和野町老人保健  
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 5 町長提出第 116 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険  
特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 6 町長提出第 117 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道  
事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 7 町長提出第 118 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 8 町長提出第 119 号議案 平成 1 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 町長提出第 120 号議案 平成 1 8 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第 10 町長提出第 121 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第 11 町長提出第 122 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 12 町長提出報告第 2 号 財団法人津和野町開発公社の経営状況について

日程第 13 町長提出報告第 3 号 株式会社津和野の経営状況について

日程第 14 町長提出報告第 4 号 有限会社フロンティア日原の経営  
状況について

日程第 15 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況につい  
て

日程第 16 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状  
況について

日程第 17 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営  
状況について

日程第 18 町長提出報告第 8 号 日原町総合開発株式会社の経営状  
況について

日程第 19 発議第 5 号 有害鳥獣対策の抜本強化についての意見書  
提出について

日程第 20 総務常任委員会の請願審査報告について（請願第 4 号  
日原地域の防災に関する請願について）

日程第 21 文教民生常任委員会の請願審査報告について（請願第 5  
号 石西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願について）

日程第 22 請願第 6 号 福谷地区水道施設整備に関する請願につい  
て

日程第 23 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 24 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査の件

日程第 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

---

出席議員（17名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

---

欠席議員（なし）

---



欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 坂根 敏夫君 行財政対策課長 ……………

斎藤 誠君

情報企画課長 …………… 長嶺 清見君 健康福祉課長 ……………

長嶺 常盤君

商工観光課長 …………… 右田 基司君 農林課長 ……………

大庭 郁夫君

建設課長 …………… 伊藤 博文君 地籍調査課長 ……………

安見 隆義君環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長

…………… 水津 良則君会計管理者 …………… 村田 祐一君  
教育次長 …………… 広石 修君  
総務住民課長補佐 …… 斎藤 等君

---

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君）おはようございます。引き続きお出かけいただきましてありがとうございます。

これから平成19年第6回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、下森博之君、3番、沖田守君を指名いたします。

---

日程第2. 議第113号

日程第3. 議第114号

日程第4. 議第115号

日程第5. 議第116号

日程第6. 議第117号

日程第7. 議第118号

日程第8. 議第119号

日程第9. 議第120号

日程第10. 議第121号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第10、議第121号平成18年度津和野町電気通信通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上9案件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○決算審査特別委員長（河田 隆資君） それでは審査報告書を読み上げまして御報告といたします。

平成18年度決算審査特別委員会審査報告書。

平成19年9月21日、金曜日、平成19年第6回9月定例会において、平成18年度決算審査の付託を受けました。

議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、議第114号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第115号平成18年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議第116号平成18年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第117号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第118号平成18年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第119号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第120号平成18年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、議第121号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上9案件について、平成19年9月21日、28日、10月1日、2日、9日の5日間にわたり、決算審査特別委員会を開催し審査いたしましたので、その結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

決算審査に当たり既に監査意見により、計数的には正確であるとの

報告がされていますので、当委員会は事務報告及び審査資料の提出を求め、予算執行が効率的に行われたかについて重点的に審査いたしました。

以下、各会計決算について報告いたします。

議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成18年度の歳入歳出総額は72億6,285万727円、歳出総額71億8,922万4,831円で、差し引き収支は7,362万5,896円の黒字決算である。

2、平成18年度基金残高は、一般会計基金14億7,723万7,000円、対前年比9,730万円増、特別会計4億1,805万4,000円、対前年1億363万3,000円増、土地開発基金3,219万4,000円、対前年1万2,000円増で、総額は19億2,748万5,000円である。

一方、地方債残高は、総額217億6,844万4,000円、対前年7億6,174万9,000円減である。

基金活用については、合併条項にこだわらず全町的な活用を要望する。

3、町税について、滞納総額9,591万8,000円、対前年511万3,000円増で、依然と大きな滞納状況にある。不納欠損総額は745万2,000円、対前年597万6,000円増である。

町外在住、高齢化、景気低迷等、難しい徴収状況ではあるが、法的手段も踏まえて厳しい徴収姿勢で望むべきであり、滞納額と欠損処理を増加させないよう格段の努力を要望する。

4、使用料について、町営住宅の使用料は、依然として未収金がふえている。連帯保証人への請求等を試み最善の努力を要望する。

5、職員の時間外手当額が給与費の15%に及ぶ職員がいる。各職員の能力を高め、分散業務等適正な労務管理、人事管理により、時間外手当の発生を極力防ぐことを要望する。

6、出資金について、出資先の運営等を再度検討すべきである。

7、負担金・補助金について、法令外負担金の見直しをより厳しく検証すべきである。補助金については、補助団体の会計責任者印のある決算書を検証し、事業内容を厳しく指導すべきである。趣旨目的が時代にあわなくなった事業については廃止すべきである。

8、不用額については、おおむね適正值であったが、職員間の適切な連携により不用額の発生を防ぐべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第114号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成18年度の歳入総額は12億704万6,612円、歳出総額は11億7,126万4,854円で、差し引き収支は3,578万1,758円の黒字決算であるが、国民健康保険財政調整基金2,994万4,000円の取り崩しがあるので、実質583万7,758円の黒字決算である。

2、保険税の滞納額は5,285万5,552円で、昨年より165万8,669円増加している。収納率向上に努めると同時に、医療費の抑制についても工夫指導に努めるべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第115号平成18年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成18年度の歳入総額は19億2,508万3,974円、歳出総額は19億2,128万8,009円で、差し引き収支は379万5,96

5円の黒字決算である。

2、医療費抑制について、工夫・指導に努めるべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第116号平成18年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成18年度歳入総額は11億830万9,695円、歳出総額は10億7,151万922円で、差し引き収支は3,679万8,773円の黒字決算であるが、繰越額と介護保険基金の取り崩し分を差し引いた実質収支額は2,689万1,773円である。

2、地域包括支援センターのさらなる事業展開により、介護費の抑制に努めるべきである。

3、町単独での運営はいずれ破綻が予想されるため、広域圏での取り組みを模索すべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第117号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。



1、平成18年度歳入総額は7億7,315万7,072円、歳出総額は8億2,024万2,083円で、差し引き収支は4,708万5,011円の赤字決算である。水道料の滞納額は179名分で729万9,445円である。自動振り替え等、収納努力は認めるが、さらなる滞納処理の努力を要望する。

3、未給水地域については、この解消に向けて努力をすべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第118号平成18年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成18年度歳入総額は3億323万6,548円、歳出総額は3億186万9,050円で、差し引き収支は136万7,498円の黒字決算である。

2、下水道料金、受益者負担分の未納額が86万8,057円であるが、さらなる収納に努力すべきである。

3、年度末現在の加入率は、津和野地区40.9%、日原処理区78.0%である。加入率の向上に創意工夫を要望する。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決

した。

議第 1 1 9 号平成 1 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成 1 8 年度の歳入総額は 2 4 4 万 1, 3 3 6 円、歳出総額は 2 0 4 万 8 3 8 円で、差し引き収支は 4 0 万 4 9 8 円の黒字決算である。

2、引き続き健全な運営に努力されたい。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第 1 2 0 号平成 1 8 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成 1 8 年度歳入総額は 1, 2 9 6 万 7, 4 8 3 円、歳出総額は 1, 2 9 6 万 7, 4 8 3 円である。

2、昨年度の報告意見に沿い、奨学金の一本化を図ったことは高く評価する。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議第 1 2 1 号平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成18年度歳入総額は7億4,952万8,577円、歳出総額は7億4,892万7,263円で、差し引き収支は60万1,314円の黒字決算である。

2、CATV及びインターネット使用料の滞納が増加傾向にある。収納対策を考えるべきである。

3、津和野地区の加入率が85%である。防災上の利点から取り入れた経緯からすると、何らかの処置を検討し加入率増進を図るべきである。

以上、意見・要望を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、平成19年10月19日、津和野町議会議長後山幸次様、決算審査特別委員長河田隆資。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、その他の特別会計に分けて行いたいと思います。

最初に一般会計に対する質疑があればお願いいたします。ありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 遊休施設というふうなことで、お伺い

をいたしたいと思います。

農産加工場でございますけども、指定管理制度等もやられたりしておるんですが、なかなか活用が現在、スムーズに行っていないように思っておりますけども、その辺を審査されたのかお伺いをいたしたいと思います。

それから旧国民宿舎でございますけども、当時は有効活用する方向で進めるというふうなことであったというふうに思いますけど、依然としてそのままになっておりまして、9号線あるいは旧サンルート等にもそうしたことが影響するのではなからうかというふうな感じも受けとるわけでございますけども、そうしたことが審査されておるかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○決算審査特別委員長（河田 隆資君） 同じような質問が委員会の中でもありました。

前農産物加工処理センターの、余りにもかける経費というのが大き過ぎるということで質疑がありまして、その中での御回答は、今年度、なごみ温泉といま一度話し合いをして、よりよい方向に向かっているという報告でありました。

次は、国民宿舎の件ですが、これもありましたけども、有効利用については、土地開発公社等によって運用を考えるべきではないかという質疑がありまして、それでの答弁は検討課題に値するというので、検討をしましょうというお答えでありました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、一般会計につきましては、以上で質疑を終結いたします。

次に、その他特別会計について、一括して質疑があればお願いいたします。ありませんか。7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 議第117号のところでございますけども、簡易水道の給水地区が現在何件あるか、あるいは未給水地区が何件。今後、未給水地区をなくすための計画が、どのぐらいで全部の地区が給水されるのか。そうしたことは審議されてきておるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○決算審査特別委員長（河田 隆資君） そういう細かな質問は残念ながらありませんでしたけども、資料の中に、普及率は92.5%で、そ

れ以外が未給水地区であるということでぐらいしか聞いておりません。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 今後の計画とかは審議といいましょうか、意見の中で出たでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○決算審査特別委員長（河田 隆資君） 今後の計画については、先ほどの報告書の中にもありましたように、たとえ1件であろうとも工事をすべきであるという報告書を出しておりますように、100%を目指すということで、御回答は得られております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、以上をもちまして決算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

続きますので、討論・採決に入ります。

日程第2、議第113号平成18年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） ただいまの決算認定報告によれば、

認定すべきものということですが、それに対しての反対の討論をいたします。

私は、18年度一般会計について、予算案についても反対の立場で討論しております。その中身の一部を上げてみますと、少子化対策にもっと予算を回すべきだということ、それから少子化対策の関連ではありませんけども、保育料の引き下げ、小学生までの医療費の助成、通学費の補助等について実施すべきであるということで反対しております。

それから、介護保険の改悪により、施設の利用料などの軽減措置や福祉医療制度の改悪に伴う該当者の負担増等に対して、町独自の助成をするなど、弱者に配慮した予算にすべきだといことで反対討論をしております。

それで、私は今回の決算については、主に不用額について意見を述べてみたいと思います。

民生費の不用額が2,196万円出ております。これのほとんどは特別会計、国保、介護、老人保健等の特別会計からの繰り入れ、要するに繰り出しをされていてその不用額が出たので繰り入れになっているということで、その方が1,911万円と多額にはなっています。

これは、余裕を持っておかないと、例えばある病気が流行したり等の

ときに、大変な支出を要することがあるということで、こういう大目の予算がつけてあるということに対しての不用額が多くなったということはわかりますけども、それにしても多すぎるんじゃないかなというふうに思います。

それから老人福祉費が307万円、障害者福祉費181万円、児童福祉費277万円というような不用額、これは多いのだけ拾い上げてみましたけども、決して多い不用額だとは思いません。一つの町の単位としての不用額として多いとは思いませんけども、現在、景気の低迷がずっと続いている中で、税金は上がり、収入は減りというようなことで、本当に困難を、生活が困難になっている人が多くなっている中で、民生費のこの不用額というのは、やはりこれだけの不用額が出るべきではないんじゃないかなというふうに思います。

細かい配慮をしながら、いろんなところにやはり貴重なお金を使って、少しでも住民の暮らしが楽になるということに配慮すべきではないかなと思いますので、やはりこれだけの不用額を出すことは不適當ではないかなと思います。

それから教育費についてですが、1,081万円の不用額が出ております。これの主なものとして日原小・中学校給食センターの統合により



人件費などが削減になって、これが343万円ということです。

この辺の合理化によって生み出されたものではあるのですが、その給食センター内の業務の状況等、まだ数カ月しかたっておりませんけれども、十分なチェックが必要ではないかなというふうに思います。

給食の質が落ちないようにということ、それから日原中学校に対しては、今度は運搬に、給食を運搬していくということによっていろんな問題が起こっていないか。そういうことのチェックも必要ではないかなと思いますが、この財政難の中での合理化をされたということで、仕方のない面もあるかと思いますが、これはチェックが必要だと思います。

それから小学校費が148万円、保健体育費が36万円とこうなっております。

今、子供抱えた家庭では教育費がかさむということが、大変重荷になっているわけですし、聞くところによると給食費の滞納もふえているとか、それから教材費等の集金も滞っている家庭もあるというようなことも聞いておりますので、そういう面でやはり不用額を出す前に、何とか子供の方への還元、子供を抱えた家庭の方への援助が必要ではないかなというふうに思います。

それからこれは予算編成時に関係があることですが、先ほどの

報告にあったかと思えますけども、やっぱり負担金補助金の整理をもっとしていくべきではなかったかなと。

繰越額が相当額にのぼっている団体にもかかわらず、同じような、前年と余り変わらないような負担金補助金が、主に補助金ですけども、補助金等が支払われているというようなこともありますので、この辺ももう少し検討してみるべきではなかったかなというふうに思います。

以上、数点にのぼって述べましたけども、この決算の認定については反対をいたします。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第2、議第113号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員

長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第3、議第114号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番、竹内です。国民健康保険特別会計の決算の認定についても反対をする立場で討論に参加します。

保険料が支払われずに、短期保険証をもらいに行きたいけども、滞納があるために滞納額を支払われないから、保険証をもらいに行けないというような人の話を実際、町民の方から聞いております。本人からの訴えもあります。

担当課の対応としては、これまでの滞納額が少しでも減っていれば短期保険証は出すんだというふうなことで、実際、私も窓口に行ってみますと、少しでも入れてもらえば出しますからといういい対応はしておられるんですけども、やはり滞納があるということで、それが引け目になって保険証をもらいに行けないという方があります。

それからそういう方が今、ふえていると思いますし、ますます保険税が払えなくて、滞納がふえているという方もあるようでして、未納額が相当の金額にのぼっております。

一つには、保険税率の改定によって——合併時でした——相当、特に所得割が高くなったために、保険税がぐっと高くなった人が多いという事で、そのための滞納がふえている。そしてその滞納をしてるためにまた保険証がもらえずにいる。実際役場に行けば何とか本当に少額でも納めれば短期保険証はもらえるけども、でもこれまでの滞納が気にかかってなかなかもらいに行けないと、そういうような状況が今、生まれています。

それで、やはり保険税の見直しをしなければいけないのではないかなと思うのですが、そういう動きも見えないようでしたし、依然として資格証明書が出されるとか、短期保険証とかそういう該当の人がいるということで、これは配慮はされていますけども、やはり短期保険証ではなくて、当たり前前の保険証が、1年使える保険証が出されるとそういう配慮をすべきではないかなというふうに思います。

大変苦しい会計であるとは思いますが、今、やはり町民の命を守るという面で、この国民健康保険というのは大変大事なものですので、住民が使いやすいそういうものにしていくべきだと思います。

そういう意味で18年度の国民保険特別会計については反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第3、議第114号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第4、議第115号平成18年度津和野町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありますせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論

を終結いたします。

これより日程第4、議第115号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第5、議第116号平成18年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 介護保険の改悪に伴って、該当者の負担が非常にふえていっております。そういう負担増に対して、法どおりに実施するのではなくて、やはり町独自として、該当者に対して多少の減免措置をするなどの配慮が必要ではないかなというふうに思います。

やはり負担が重いために未納額もふえていくというそういう悪循環になっていると思いますので、もう少し配慮した措置をすべきであったというふうに思っております。

そういう意味で認定に対しては反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第5、議第116号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第6、議第117号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第6、議第117号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第7、議第118号平成18年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第7、議第118号を採決いたします。この決算に対す



る委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第8、議第119号平成18年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第8、議第119号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第9、議第120号平成18年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第9、議第120号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、日程第10、議第121号平成18年度津和野町電気通信事

業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第10、議第121号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

日程第11、議第122号

○議長（後山 幸次君） 日程第11、議第122号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 本日は本会議が再開されましたところ、議員の皆様方にはお揃いで御出席をいただき御苦労さまでございます。

本定例議会に私どもの方から、御提案をさせていただきました諸議案につきましては、ただいままでに原案可決を賜りまして、まことにありがとうございます。

その後におきまして、議決をお願いしなければならない案件が発生をいたしましたので、追加議案として御提案をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議第122号工事請負変更契約の締結についてでございますが、この工事は平成18年災害林道安蔵寺線1号箇所災害復旧工事でございますが、現在、請負契約を締結いたしまして、工事中でございますけれども、この工事請負金額に変更を生じたので、この変更契約について御審議をいただき、可決をお願い申し上げたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 1 2 2 号 工事請負変更契約の締結について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより日程第 1 1、議第 1 2 2 号工事請負変更契約の締結につい

てを採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第122号  
工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それでは後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----  
日程第12. 報告第2号

○議長（後山 幸次君） 続きまして、日程第12、報告第2号財団法人津和野町開発公社の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 報告第2号は財団法人津和野町開発公社の経営状況についてでございますが、状況等につきましては、概要を副町長、あるいは担当課長から御報告を申し上げますのでよろしくお願ひいた

します。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 報告第2号から報告第8号までありますが、第三セクター等の経営状況についての御報告であります。

財団法人が1社、三セクが6社ということですが、18年度の決算について御報告するものであります。

7社のうち黒字決算が3社、赤字決算が4社という内容であります。それぞれの詳しい内容につきましては、担当課長の方で説明をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第2号 財団法人津和野町開発公社の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第12、報告第2号について、特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、財団法人津和野町開発公社の経営状況についての報告を終わります。

---

### 日程第13. 報告第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、報告第3号株式会社津和野の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 報告第3号株式会社津和野の経営状況についてということでございます。

第三セクターであります。黒字決算となっております。

詳細につきましては、課長の方から御報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第3号 株式会社津和野の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第13、報告第3号について特に質疑があればこれを許します。6番、河田隆資君。



○議員（6番 河田 隆資君） この4ページ目を見ますと、給与手当等が約2,000万弱あります。職員の賃金です。正職員が何名で、臨時採用がどのぐらいなのか。

今の報告を受けますと、300万円の利益を上げたといいますが、給与費の削減ということは当然リストラだったのかどうか分かりませんが、それによって270万円が浮いたとなれば、人を切ったことによって利益が生まれたというふうな感覚を今の報告では受けました。

役員報酬500数万円というふうになっておりますけども、実際の経営の場合には、社長というのは実際の数字は500万円であろうとも、まず給料を、職員給与を保証し、自分の身を削るというのが一般的な会社の経営であります。

だとするならば、役員報酬がもう既に500万円としてあるというのは、私としては少しここをいじくるのが妥当なのではないかと思いますが、質問は職員数が、正職員が何人で、臨時が何人であるかということをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 失礼しました。職員の状況でござい

ます。前期第8期につきましては、正社員・パートあわせた合計が27名、正社員が7名、パート職員が20名、内訳は以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） その給与の関連ですが、雑給というのがありますが、これは時間外手当とかそういうものかなと思うんですけど、内訳をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御質問の件でございますが、雑給部分は、先ほど申しあげましたパートさんの時間給でございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 決算書はそれぞれの株主総会にかけて決定したものでありますのでとやかく言うことはないけども、少なくとも議会に報告をされるということになると、利益が出ようと損失が出ようと、利益処分案、損失処分案というものが同時に出てこない、つい会計報告をつい報告してもらうだけではどうかと思いますよ。

その点について、担当課長、どのようにお考えでありますか。これからも出てまいりますので。

杉の里だけ、損失金処理案が同時に添付してあるけども、本来は利益

であろうと損失であろうと、その処分案を同時に提出すると。これが筋  
と思いますがいかがでありますか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御指摘いただきました件につきましては、後ほど追加で提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議員（3番 沖田 守君） 今後でいい、今後で。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、株式会社津和野の経営状況についての報告を終わります。

---

日程第14．報告第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、報告第4号有限会社フロンティア日原の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 報告第4号有限会社フロンティア日原の経営状況についてであります。

当期でありますが5万8,629円の純益ということで黒字決算であります。

詳細につきましては、担当課長より御報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第4号 有限会社フロンティア日原の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第14、報告第4号について特に質疑があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、有限会社フロンティア日原の経営状況についての報告を終わります。

.....

日程第15. 報告第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、報告第5号株式会社石西社の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 続きますして、報告第5号であります。株式会社石西社の経営状況についてということではありますが、18、当期の決算でありますが、304万8,048円の赤字ということになっております。

詳細につきましては、担当課長より御報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....  
報告第5号 株式会社石西社の経営状況について  
.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第15、報告第5号について特に質疑があればこれを許します。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 先ほどと同じように、正職員、パートの人数がわかればお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 正社員さんにつきましては、期末で11名、パートさんにつきましては同じく4名、合計15名でございます。

す。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 参考までに損益の事業雑役収入ということで、3,600万ばかりが計上されておられますけども、委託費というので1,600万から1,700万近いものが委託されているかと思いますが、町の方から出とるかと思いますが、それ以外に2,000万ぐらいの雑役という内訳がわかれば少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 概略でございますが、先ほど議員、言われましたように、町からの務委託料1,680万円、それから約2,000万の差額でございますが、これにつきましては、テナント料、それから販売促進協力金、さらに宝くじ販売の手数料、それからテナントさんよりの電気料、自動販売機収入、以上のようなものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、株式会社石西社の経営状況についての報告を終わります。

---

日程第16. 報告第6号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、報告第6号株式会社杣の里よこみちの経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは報告をいたします。報告第6号株式会社杣の里よこみちの経営状況についてということではありますが、当期の決算につきましては、50万4,033円の赤字ということであり  
ます。

詳細につきましては課長の方から報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

〔担当課長説明〕

.....  
報告第6号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について  
.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第16、報告第6号について特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、株式会社杣の里よこみちの経営状況について報告を終わります。

---

日程第 17. 報告第 7 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 17、報告第 7 号株式会社日原リゾート開発の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 御報告をいたします。報告第 7 号株式会社日原リゾート開発の経営状況についてということであります。当期であります。107万685円の赤字決算ということであります。

詳細につきましては担当課長の方から御報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第 17、報告第 7 号について特



に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、株式会社日原リゾート開発の経営状況についての報告を終わります。

---

日程第 18. 報告第 8 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 18、報告第 8 号日原町総合開発株式会社の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 御報告を申し上げます。報告第 8 号日原町総合開発株式会社の経営状況についてということであります。当期は 13 万 8,525 円の赤字決算ということであります。

詳細につきましては課長の方から御報告を申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

---

報告第 8 号 日原町総合開発株式会社の経営状況について

.....

○議長（後山 幸次君） これより日程第18、報告第8号について特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、日原町総合開発株式会社の経営状況についての報告を終わります。

---

#### 日程第19. 発議第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第19、発議第5号有害鳥獣対策の抜本強化についての意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第5号有害鳥獣対策の抜本強化についての意見書提出について、採決いたします。

本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20．総務常任委員会の請願審査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第20、総務常任委員会の請願審査報告について、請願第4号日原地域の防災に関する請願についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） それでは報告いたします。

総務常任委員会請願審査報告書。

平成19年3月定例会において付託を受けました請願第4号日原地域の防災に関する請願について、審査の結果、次のとおり決定したので津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事件、請願第4号日原地域の防災に関する請願。

本案件は、益田地区広域市町村圏事務組合において、効率的な消防行政を図るために決定された組織の改編計画により、下記事項について実現を求める請願であります。

1つ、津和野町に新設される消防署を日原地域に設置していただきたい。

2、消防署新設に伴い、それにふさわしい消防庁舎、防災センターを早期に建設していただきたい。

2、審査年月日、平成19年8月28日、火曜日。机上審査、出席者、

総務常任委員会委員 5 名、議長。それに山岡課長が出席されております。

審査の概要、津和野町防災計画の経緯については説明を受けた。前回の報告時より計画策定が少しおこなわれているが、10月中旬には県との本協議が終了し、町の防災計画が最終的に決まる見込みである。

審査結果でございます。

津和野町の消防署の新設については、危機管理の面から考えると、本庁舎の近くへ建設し、町長の指揮管理しやすい場所が望ましい。

また一方では、人口が集中し、救急車の出動回数、また文化財等を考慮し設置することが望ましい。

また消防署の新設に関しては、益田広域市町村圏事務組合が決めることで、議会が建設場所を決定の判断をすることは望ましくない。

防災センターについては、必要性は認めるが、今の当町の財政面から早期建設することができるか。また規模的なもの、経費建設費の面からもっと審議する必要がある。

以上の意見をもって、本請願は全員賛成で趣旨採択とすることに決した。

平成19年10月19日、津和野町議会議長後山幸次様、総務常任委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

それでは日程第20、請願第4号について質疑に入ります。ありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 申しわけありませんが、1点だけちょっと質問させていただきます。

審査の結果というものが出ておりますが、消防署の新設に関しては、益田広域市町村圏事務組合が決めることであると、議会が建設場所を決定の判断をすることは望ましくないという文言がありますが、これどういうことなのか直接にお願いします。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） それではお答えいたします。

審査の段階において、日原地域からこういう請願が出されてきたわけでございますけども、これに関しては、最終的にはやはり指揮官である町長なり、また広域圏事務組合が消防署等の分遣所等を設置するわけでございますので、議会としてここに決めなさいというのは望ましくないという判断のもとでございます。

最終的にやはり先ほど私が申しましたように、これは事務圏組合と

管理者である町長が最終的政治判断でもってやるべき事項だろうというように当委員会では判断をした結果でございますので、そのようにお聞きとめをいきたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。請願第4号日原地域の防災に関する請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

ちよっともう1回。もう1回、確認します。立ったり座ったりせんようにひとつお願いいたします。確認できませんので。

それでは請願第4号日原地域の防災に関する請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立少数であります。よって請願第4号日原地域の防災に関する請願については不採択とすることに決定しました。

（発言する者あり）（「若干休憩をいただきたい」と呼ぶ者あり）

休憩動議が出されましたので、賛成者が1人おりますので認めます。

それでは暫時休憩といたします。

午前 11 時 10 分休憩

.....

午前 11 時 20 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第 2 1. 文教民生常任委員会の請願審査報告について

○議長（後山 幸次君） 続いて、日程第 2 1、文教民生常任委員会の請願審査報告について、請願第 5 号石西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 文教民生常任委員会請願審査報告書。

平成 1 9 年第 4 回津和野町議会 6 月定例会において付託を受けました請願審査の結果について、津和野町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

1、審査事件、石西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願。



石西厚生連においては、平成18年度に抜本的経営改善計画を策定しているが、当計画の確立は、平成19年10月をめぐりにしており、移行期にあたる平成19年度の収支計画並びに資金計画は極めて厳しい状況にある。

また機能変更が確立した後も、負債の大部分を占める長期借入金の返済を賄う資金の捻出は容易ではない。

以上の理由から、本請願は津和野共存病院、日原共存病院、介護老人保健施設せせらぎの建築に要した長期借入金のうち、平成19年度から平成23年度までの年次償還元金について助成をいただきたいという趣旨にて提出されたものである。

## 2、審査年月日及び出席者。

平成19年7月4日、水曜日、文教民生委員会6名及び議長、石西厚生連青木会長、上田参事、神野部長、堀事務長、和田事務長。

平成19年8月21日、火曜日、文教民生委員会5名及び議長、社団法人病院管理研究協会川島調査部長、松浦副町長、長嶺健康福祉課長。

平成19年9月4日、火曜日、文教民生委員会5名、石西厚生連青木会長、上田参事、神野部長。

平成19年9月18日、火曜日、文教民生委員会5名及び議長、中島

町長。

平成19年10月3日、水曜日、文教民生委員会5名及び議長。

### 3、審査内容及び結果。

7月4日、第1回目の委員会審査において、石西厚生連より平成18年度及び平成19年5月末時点の事業実績、平成18年度末の借入金の状況、中期抜本的経営改善計画の進捗状況、平成19年度及び以降の資金見通し等について説明を受けた。

このうち平成18年度の損益は計画8,964万6,000円の赤字に対して、実績2,754万3,830円の赤字となっているが、これは津和野町からの助成金8,700万円が計上された上の数字である。

また平成18年度末の現金預金残高は4,550万円であるが、農協からの当座借越が約8,100万円となっており、実質約3,600万円のマイナスとなっている。

その上に県信連からの病院及び老健施設建設に係る借入金の返済や、津和野町に対する地域振興資金の償還についても、延滞をしている状況にある。

なお、平成18年度末の借入金残高は、長期と短期をあわせて13億2,586万4,361円であるが、このうち津和野町が直接貸付及び債

務保証によりかかわっている金額は12億1,928万4,940円である。

次に、平成19年度の収支については、抜本的経営改善計画の移行期に伴い8,551万円の赤字の計画が立てられている。

これを受けてこのたびの請願提出に至ったもっとも大きな要因となった平成19年度以降の資金見通しについてであるが、特に平成19年度においては、退職者の大量発生に伴う退職引当金取り崩しが影響し、約2億8,624万1,000円の資金不足が予測されている。

平成20年度以降においては、抜本的経営改善計画に基づいて収支が改善されることから、各年度の不足額は大幅に減少するものの、借入金の返済や退職引当金取り崩しの影響は引き続くため、平成25年度にプラスに転じるまでは、毎年度約4,000万円程度の資金不足が発生する見込みとなっており、キャッシュフロー面からは、深刻な事態となっていることが伺える。

しかしながら、深刻な事態が新たな展開を生じさせ、委員会審査の中途において、8月16日に石西厚生連より、町及び町議会に対して、公設民営化に関する要望書が提出された。

石西厚生連財産の津和野町による所有を要望するものであり、これ

を受けて当委員会は9月4日開催の第3回目の委員会審査において、石西厚生連より本請願に対する有効性と、関連して要望書提出に至った経緯の説明を求めた。

資金手当が暗礁に乗り上げ、公設による道か事業撤退かの選択を迫られるところまで追い込まれて要望書の提出に至ったものの、地域医療を守る観点から、あらゆる可能性を求める意味においても、本請願については有効ととらえていただきたいというものであった。

町執行部においては、現在、公設民営化を模索する方向で進んでいるが、議会においては、その是非についての決定はなされていない。

やがて議会においても、意思決定をする場面が訪れることが予想されるため、本請願の審査結果は、要望書との整合性を保つことを第一義とする必要があると考えられる。

よって平成19年度から平成23年度までの施設建設資金にかかわる年次償還元金について、助成を請う本請願については採択には及ばないとの判断に至った。

一方で、公設民営化の是非がどのような結論になろうとも、その時点で石西厚生連による現行の運営体制に新たな展開が生じることは明確に予想される。

その上で、結論の如何にかかわらず、重要なことは石西厚生連が新たな展開までの間に頓挫することなく存続を図ることにある。

このことは8月21日の第2回目、9月18日の第4回目の委員会審査において、町長及び町執行部より、現時点で石西厚生連の経営が頓挫することは、町が関与する債務のすべてを即座に負うことに発展し、町財政そのものが破綻を来たすことにつながるとの説明を受けており、当委員会も強く同意するところである。

つまり新たな展開に向けて、石西厚生連がソフトランディングされるよう、町においては常に注意を払う必要がある。

そして石西厚生連みずからの努力が限界に達した場合には、何らかの策を講じる可能性を有しており、その意味からも本請願にかかわる中で、平成19年度のキャッシュフローの部分については理解を示す必要があるとの判断に至った。

以上の理由から本請願については、趣旨採択とするものと決した。

平成19年10月19日、津和野町議会議長後山幸次様、文教民生常任委員会委員長下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

それでは日程第21、請願第5号について、質疑に入ります。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 9月4日に3回目の委員会で審査されておりますが、このとき厚生連から会長以下というふうなことを言われましたが、委員長報告の中では、この請願書出て、あと要望書が出たわけでありますが、請願は有効だというふうな発言をされたというふうなここに報告をされておるところであります。これについて、厚生連はこの請願を取り下げるというふうな意向は全く示されておりましたか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） そのお話を聞いたときには、全くそういう請願を取り下げるとい御意見は出ておりません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） この最後の結論も趣旨採択というふうになっておりますが、委員会の中で、請願に対する賛成という委員さんが何人かいらっしゃったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） どの部分をもって結論にする

かというところもありますが、当初、賛否を聞いたときには、約1名賛意を示した議員さんもいらっしゃいましたが、最終的にはもう一度、話し合いをした結果、全員賛成で趣旨採択ということに決しております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君）最後の9月18日の第4回目のときに、町執行部も含めて、町長以下とこういうことでありましようが、この文面見ると、要するに石西厚生連が公設民営化を決定していただくか、それがなければ事業撤退と、こういうふうな表現がなされて、我々も説明も随分聞いたところですが、そうしてそうなれば即座に町財政そのものが破綻を来たすことにつながるとの説明を受けて、当委員会も強く同意したとこういうことではありますが、本来そういうことがあってはならないと私は思うんです。

なぜならば、確かに町当局は損失保証というものはやっておる。しかし第一義的には、長期借入金については担保物権が入るとということですから。土地を初め建物と。そしてなおかつ当時の厚生連の役員の方々の個人番が全部連帯保証人としてなされておる。そうして終局的には町が損失保証を契約をしとる。こういう順序に私はなっと思っうんです。

頓挫すれば直ちに町の財政に云々という、こういう説明に強く同意をしたちゅうのは理解ができませんが、どのように解釈されておられますか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 担保の優先順位ということも考えられるかと思いますが、しかしこの新たな展開というところに向けて、まさに厚生連がこの時点で即座に事業撤退、あるいは倒産ということにもなるのかもしれませんが、そうした時点ではやはり負債の可能性として、町の方に、今、債務保証をしてるのが現実でございまして、そこにどの保証の中で信頼性があるかということ考えたときに言うと、本当にシビアに考えるならば、町の方にまさにその負債分がかかってくる可能性は非常に大きく考えられると。

だからやはり金融の場合ってというのは非常にシビアに常に考えていかなければなりませんので、そういった最悪の状況を想定した中で、まさに今、石西厚生連が頓挫をすることは絶対に避けなければならないんじゃないかと。

そういう委員会としては結論に至ったとそういうことでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。





を出すこと事態というものに、本来問題があるというようなことを思っておりますが、そこら辺も含めて委員長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 厚生連さんのお気持ちがあくまでも事業撤退か、それか公設民営化という、それはもう厚生連さんのお気持ちであるわけでございまして、それを受けて今、私どもはこの請願について審査をしとるということでございます。

ですから、ここで報告書の中で、あらたな展開ということ、表現を使わさしていただいたということでございます。

それは事業撤退かもしれないし、公設民営化かもしれないし、あるいは新たな展開の時点でもしかしたら、町が現在の段階で石西厚生連を存続させるように、何かの支援を行うということも、可能性としては考えられるかもしれません。

そういったことを含めてこの新たな展開という言葉を使わさしていただいたということでございまして、その事業撤退がどうなるかというのはその次の段階であるわけでございますから、その新たな展開までの間に、石西厚生連をソフトランディングをさせなければならない

ということを、委員会のこの請願に対する結論として出させていた  
いたということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） この最終日がたしか10月3日とい  
うことになって、主に9月18日から審査されたわけですけども、昨日、  
上田参事の方から厚生連を辞めましたというお話がきました。

その時点で、請願書を母体である上田参事が、委員会に請願を出しな  
がら、結論を得ないまでに辞められるということに対していかなも  
んかというような感じもするわけですけども、そういうような事前に  
そういう情報が、審査の中では入っちゃったかどうか。もし入っとれば  
そのように対処されたと思うんですけど、多分知らないうちにこうい  
う形になったと思うんですけど、その点はどのような状態だったんで  
すか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 私自身は石西厚生連の監事と  
いう立場でもございますので、上田参事が9月末をもって退職をされ  
るということは早い段階から知っておりました。

それからあと委員会にお見えになったときに、たしか辞められると

というような発言もあったようなことをちょっと、はっきり今記憶して  
おりませんが、そんな御発言も出てきたような記憶がありまして、そう  
いう意味では委員会メンバーもそのことは把握をされておった状況だ  
ろうというふうには思います。

ただそれを踏まえてということになりますが、委員会としてそのこ  
とを審査の中で厚生連さんに申し上げるべきだったかどうかというこ  
とは、検討の余地はもちろんあるかと思いますが、ただやはりこの問題  
は厚生連さんの人事の問題でもございますので、余りそういう指導的  
なことを申し上げることも僭越なことでないかなというふうに感じて  
はおるところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は趣旨採択でありま  
す。請願第5号石西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願につ  
いて、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立少数であります。よって、請願第5号石

西厚生連抜本的経営改善計画確立に関する請願については、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第 2 2. 請願第 6 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 2、請願第 6 号福谷地区水道施設整備に関する請願について議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。この請願は会議規則第 3 9 条の規定により、文教民生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、請願第 6 号は文教民生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第 2 3. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 3、経済常任委員会の所管事務調査

報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） それでは調査報告書を読み上げて報告いたします。

経済常任委員委員会所管事務調査報告書。

平成19年津和野町議会第4回6月定例会において、許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、調査事件、商工業の現状把握。

2、調査の経緯、津和野町商工業界より景気低迷の声が少なからず上がっている。現況を把握し、今後の予算審査の参考とするため所管事務調査を実施した。

3、調査年月日、平成19年8月27日、月曜日、机上調査1カ所、現地調査2カ所、平成19年9月3日、月曜日、机上調査。

4、出席者、8月27日、経済常任委員6名、議長、商工観光課机上調査、説明員右田商工観光課長。

津和野町観光協会、現地調査、観光協会に会議場所がないため、津和野庁舎会議室、説明員観光協会会長財間章氏、桑原事務局長。

津和野町商工会、現地調査、説明員商工会長椿康隆氏、同副会長大庭慎太郎氏、大庭事務局長、安達経営指導員、堀越経営指導員。

9月3日、机上調査、経済常任委員6名、議長。

5、調査報告、商工観光課。

商工振興費、津和野、日原の夏祭りは各地区とも知恵を出していただき、無難に開催された。予算面での報告はまだなされていない。

貸付金については、制度が変更になり、仲介の金融機関にも負担が課されたために、貸し渋りが心配である。関係機関とよく調整したい。

観光費、山口県大型観光キャンペーンを現在、商工会指導で行っている。

総括、観光業については、昨年度より観光入込み客がふえている。対前年比10%増、が、経済効果は把握できていない。高津川が国土交通省が行った水質調査の結果、全国1位にランキングされているので何とかしたい。

商工業については、大型量販店の店舗改装及び進出、また町内消費者の町外への流出等で大変なことは想像できる。商店会を中核として知恵を出し合って頑張ってもらいたい。

商工観光課としては、商工会、観光協会と連携を密にして、各会の自

主的な活動に対し、側面より強力に支援していく。

#### 津和野町観光協会

組織、正会員 191 名（津和野 149 ・日原 42）、賛助会員 26（津和野）

現況、会員数は 191 名であるが、観光関係業者は 109 名である。観光客のニーズの変化が激しく入込みに比べると、売上げにつながっていないと聞く。協会としては、今まで以上に入込み増加への取り組みを強化していくと同時に、個々の事業者間で連絡を取り合って調整していきたい。特に日原と合併して間がなく、本年度は日原の組織を構築することと観光資源の整理、活用を取り組んでいく。

総括、観光のプロ集団として、関係団体と密に協議し観光客の増加に努めたい。

#### 津和野商工会

組織、会員 423 名（津和野 283 ・日原 140）

業種別、建設業 48 人、製造業 47 人、卸売小売業 154 人、サービス業 139 人、その他 35 人。

現況、建設業は仕事量の減少で売上げが減少しているものの、企業努力により経営状態は厳しいながらも維持している。買いまわり商店業



は、人口の減少と近隣の大型店への消費者の流出が続き、打つ手が見当たらない。商店会等グループ化することで打開策を見つけるよう指導する。

観光業は入り込み数の増加にかかっているが、本年度は山口・防府市・長門市との連携により、観光商品（山口県大型観光キャンペーン）を企画している。

事業の取り組み、1、組織基盤の強化。2、自己財源の確保。3、信頼される貢献する確固たる商工会への改革。

総括、合併後間もなく会員の意識の把握ができていないのが現状である。しかしながら、旧組織を検証することにより、事業展開の方向性は把握できているので、当面は商工会の組織（各部会）をフル稼働して活性化に努めたい。

相談内容は圧倒的に金融相談が多い。スムーズな対応ができるよう町の貸付金の増加を望む。

## 6、調査結果。

1、各団体とも適確な判断基準を持っていない。2004年度に公表された商業調査をもとにして話しているのが現状である。新しい適確な調査が必要である。

2、事業の方向性について、現状は山口県との連携がベストであろうが、石見銀山との連携を今から模索すべきであろう。

3、各団体とも合併して間もないことから一体感に欠ける。人員配置の面も含めて相談にのるべきであろう。

4、観光の窓口を一本化するか、観光振興協議会の三者連絡会を頻繁に行うべきである。

5、CATVをフル活用して、地域の盛り上げを図ると同時に、会員への周知徹底を行うべきである。以上。

平成10月19日、津和野町議会議長後山幸次様、経済常任委員会委員長河田隆資。

○議長（後山 幸次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

日程第24．議員定数調査特別委員会の閉会中の調査の件

○議長（後山 幸次君） 日程第24、議員定数調査特別委員会の閉会

中の調査の件について、議題といたします。

議員定数調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。

ここで議員定数調査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○議員定数調査特別委員長（藤井貴久男君） 議員定数調査特別委員会調査中間報告書。

平成19年第4回6月定例会において設置されました議員定数調査特別委員会において、議員定数について調査を行いましたので、その経過並びに結果を、津和野町議会会議規則第47条第2項の規定により報告いたします。

記。1、調査事件、議員定数調査。

2、調査年月日、平成19年9月3日、月曜日、机上審査、出席者、議員定数調査特別委員15名及び議長。欠席者、原秀委員。

3、調査の結果、1、議員定数調査に必要な検討資料について。2、議員定数の調査に当たっての各委員の意見交換。

4、調査の結果、議員定数調査に必要な検討資料については、次回の特別委員会までに準備をする。

議員定数の調査に当たって、各委員の意見交換の中で、この件についてはいろんな角度からの検討が必要であり、十分に議論を尽くすことが大切であるとの判断から、本委員会の調査は継続調査とすることに決しました。

平成19年10月19日、津和野町議会議長後山幸次様、議員定数調査特別委員会委員長藤井貴久男。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

日程第25． 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（後山 幸次君） 日程第25、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について議題といたします。文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付しました

通知書のとおり、閉会中の事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

---

日程第26． 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

○議長（後山 幸次君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（後山 幸次君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今期第6回  
定例会は本日をもって閉会することに決しました。大変お疲れでござ  
いました。

午前 11 時 56 分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名す  
る。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員